

**ふるさとづくり推進のために
～施策・取組事例集～
(改訂版)**

ふるさとづくり有識者会議

目次

◇ はじめに	・・・	3
◇ 「ふるさとづくり」の推進の意義	・・・	5
◇ 施策一覧		
① 「重点3分野」別 施策一覧	・・・	11
② 「5つのかかわり」別 施策一覧	・・・	17
◇ 施策集		
☆ 「重点3分野」別 施策集	・・・	35
1 ふるさと学など地域における地元学等の取組／4 事例	・・・	37
2 ふるさとづくりの担い手（コーディネーター）の育成／12 事例	・・・	43
3 ふるさとづくり推進組織との協働／10 事例	・・・	63
☆ 「5つのかかわり」別 施策集	・・・	79
1 「環境的かかわり」に関する活動／14 事例	・・・	81
2 「文化的かかわり」に関する活動／14 事例	・・・	92
3 「教育的かかわり」に関する活動／19 事例	・・・	99
4 「経済的かかわり」に関する活動／27 事例	・・・	104
5 「人と人との関係的かかわり」に関する活動／30 事例	・・・	123

◇はじめに

「ふるさと」をどう守り大切にしていけるのか、人生を豊かにする上においても、人それぞれが所属する場所、「ふるさと」はどうあるべきかということについて、木村太郎内閣総理大臣補佐官（ふるさとづくり推進担当）を中心に、平成25年4月に設置された「ふるさとづくり有識者会議」で議論してきたところです。

「ふるさとづくり」は、ある場所に「こころをよせる」ことと、「そこにかかわる」ことの繰り返しです。この「ふるさと」とのかかわりは、「環境的かかわり」、「人と人との関係的かかわり」、「経済的かかわり」、「教育的かかわり」、「文化的かかわり」の5つの視点で整理されます。

この「5つのかかわり」別に、施策・取組事例を分類し、「ふるさとづくり推進のために～施策・取組事例集～」として平成25年10月にとりまとめました。今般、この「5つのかかわり」別に加え、①ふるさと学など地域における地元学等の取組、②ふるさとづくりの担い手（コーディネーター）の育成、③ふるさとづくり推進組織との協働の「重点3分野」別の施策・取組事例を加えた上で、「ふるさとづくり推進のために～施策・取組事例集～（改訂版）」としてとりまとめました。ふるさとづくり推進に当たり、ご活用いただければ幸いです。

ふるさとづくり有識者会議 委員名簿

大南	信也	NPO法人グリーンバレー理事長
(座長)	小田切 徳美	明治大学農学部教授
鎌田	東二	京都大学こころの未来研究センター教授
岸川	政之	㈱百五銀行営業渉外部顧問、皇學館大学現代日本社会部特命教授
木下	斉	一般社団法人エリア・イノベーション・アライアンス代表理事
後藤	孝典	弁護士
殿村	美樹	株式会社TMオフィス代表取締役
中貝	宗治	兵庫県豊岡市長
濱田	純	秋田大学地域創生センター准教授(兼)北秋田分校長
原	範子	全国生活研究グループ連絡協議会会長
原田	弘子	マネジメントオフィスHARADA代表
藤崎	慎一	株式会社地域活性プランニング代表取締役
マリ・クリスティーヌ		異文化コミュニケーター、東京農業大学客員教授

(50音順)

◇「ふるさとづくり」の推進の意義

1 「ふるさと」とは何でしょうか

従来から美しい自然と文化の中で、私たちは、その営みを続けており、日々の暮らしの中で、自分が生まれ育った場所を「ふるさと」と認識し、愛してきました。「ふるさと」に帰属しているという意識が、私たちに安心感をもたらしてきたのです。「ふるさと」は、いわば心のよりどころでした。

そして、その「ふるさと」の原風景には、青き山、清き川、風や空、祭りなど、世代を超えての一定の原型があるように思われますが、しかし、実際には途絶えてはならない原風景が失われつつあるなど、現実と「ふるさと」の原型に隔たりが生じてきています。

また、大都市に人口が集中している現状においては、自分が生まれ育った場所が「ふるさと」であるという認識をもたない人も増えています。

このような状況を踏まえると、私たちの活力の源であり、誇りである「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを後世に伝えていくことが必要ではないでしょうか。

「ふるさと」は、生まれ育った場所だけではありません。

「ふるさと」は、私たち日本人一人ひとりが、自分のよりどころとなる「こころをよせる」やすらぎの場を指します。

例えば、両親や祖父母の出身地、学生時代を過ごした場所、勤務で赴任した場所、旅行で訪れた場所等、何かのきっかけで愛着を感じ、何らかの形でかかわった様々な場所が「ふるさと」になり得ます。また、生まれ育ったことはもちろん様々なかかわりがあれば、地方に限らず、東京や大阪などの都市部も、その人にとっての「ふるさと」です。

2 今、なぜ、「ふるさとづくり」を進めていく必要があるのでしょうか

このように、現実と「ふるさと」の原型に隔たりが生じ、自分が生まれ育った場所が「ふるさと」であるという認識をもたない人も増えている状況を踏まえると、私たちの活力の源であり、誇りである「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを後世に伝えていくことが必要ではないでしょうか。そして、そのために「ふるさとづくり」をどのように進めていくかを、今、考えてみるべきではないでしょうか。

大切なのは、「こころをよせる」ばかりではなく、何かのかたちで、「そこにかかわる」ことです。小さなことでもかまいません。そこに旅に出かけてみる。その土地の産品を買ってみる。そこに住む人といっしょに汗を流して働いてみる。

それらの少しの「かかわり」で、「こころをよせる」気持ちが強くなり、それがきっかけとなって、さらに深く「かかわる」ようになる。

このくり返しが新しい「ふるさと」をつくります。

愛着のある場所との「かかわり」によって、失われつつある「ふるさと」への誇りと価値を再びつくりだします。

新しい「ふるさと」は、100年先のこどもたちまで受け継がれるものになっていきます。

「ふるさとづくり」とは、ある場所に「こころをよせる」ことと、「そこにかかわる」ことのくり返しであり、ひとりひとりのこれまでの「ふるさと」に対する愛着、帰属意識が一層高まるとともに、新しい場所を「ふるさと」と思うことにもつながり、これによって「ふるさと」がつくられていきます。

3 「ふるさとづくり」推進のためには、何をすることが必要でしょうか

こころをよせる場である「ふるさと」とのかかわり方は様々であり、いくつかのインターフェイスが存在し、人によって、様々な要素や深さ、単位で「かかわり」をもつことにより、「関わりのネットワーク」が構築されます。

ふるさとづくり有識者会議では、この「ふるさと」とのかかわりを、「環境的かかわり」、「人と人との関係的かかわり」、「経済的かかわり」、「教育的かかわり」、「文化的かかわり」の5つの視点で整理しました。

「ふるさと」に対する一つの行動が様々な「かかわり」の側面を持つ場合もあり、これらの「ふるさと」に対する「かかわり」によって、こころを寄せる場である「ふるさと」に対する帰属意識が形成され、誇りが回復し、癒やし、安心の場である「ふるさと」がつくられていきます。

今後の「ふるさとづくり」推進をより一層実のあるものにしていくために、ふるさとづくり有識者会議としては、以下の点について取り組んでいくことが重要であると考えます。その際には、全国それぞれの地域の個性を活かした取組が活性化していくよう、「多様性」を担保することが必要です。

① 「ふるさと学」の推進により、「ふるさと」に対する誇りを回復すること

それぞれの「ふるさと」には、固有の自然や歴史や文化があり、例えば、藩校教育に見られるように、その場所ならではの学びの体系があり、街道毎での文化圏の形成も見られました。

いまいちど「ふるさと」の現状や地域の魅力、歴史などを体系的に整理し、深く掘り下げ、再発見し、それを幼児教育、小・中・高等学校や公民館・図書館・美術館あるいはインターネットなど様々な機会学ぶことにより、「ふるさと」に対する理解を深め、新たな魅力や普遍的な価値に気づき、誇りを取り戻し、「こころをよせる」きっかけにするこ

とが必要です。例えば、農林水産業をはじめそれぞれの地域の産業を題材として地域経済を学ぶことも考えられます。

こうした取組を「ふるさと学」と呼び、各地域にふさわしい「ふるさと学」を展開していくことが必要です。

②ふるさとづくりコーディネーターの育成により、「ふるさとづくり」の担い手を育てること

「ふるさと」に対して、様々なかたちでの「かかわり」を推進していく核となる人材、「ふるさと」に対する深い愛情と誇りを持ち、「ふるさと」の価値を守り・創り・次の世代へつなげていくための熱意と知識と行動力で、「ふるさとづくり」を具体的な成果へとつなげる人材、すなわちふるさとづくりのコーディネーターを育成することが必要です。

③全国のふるさとづくり推進組織との協働により、地域の主体的な取組を後押しすること

すでに各自治体（47都道府県、1741市区町村）には、ふるさとづくりに「かかわる」数多くの団体が存在します（約3300団体、平成25年6月26日現在）。

各自治体やその諸団体に対して、先行事例や有識者の成功事例を情報共有し、さらにそれぞれの団体が推進したい方向性に対して、ふさわしい政策や制度的なメニューを提示することで、こうしたふるさとづくりの推進をサポートすることが必要です。

このような観点から、ふるさとづくりの啓発資料を作成し配布したところですが、引き続き、有識者や各省庁を交えて、都道府県や市町村と連携・協力しながら、全国各地の推進組織によるふるさとづくりを強力にサポートすべきです。

4 「ふるさとづくり」と地方創生との関係

このように、平成25年度以来、ふるさとづくりの推進活動に取り組んできた結果として、安倍内閣の最重要課題である豊かで明るく元気な地方の創生の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、政策パッケージの一つの柱として、「ふるさとづくりの推進」が位置付けられました。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「ふるさとづくりの推進」として、人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」が、その存在そのものの危機に瀕しており、そのうえで、生まれた人は「ふるさと」にとどまり、都会に出た人は「ふるさと」に帰るきっかけとし、また、都会に生まれた人については、そこが新しい「ふるさと」となるよう、その場所に対する愛着、帰属意識を高める「ふるさとづくり」の取組を進めていくことは、地域に住む住民が主体となった地方創生の推進に大きく寄与するものとされました。

「重点3分野」別 施策一覧

「ふるさとづくり」に関する施策を「重点3分野」ごとに分類し、
該当事例がある場合は頁数を記載しています。

【表の見方】

3 ふるさとづくり推進組織との協働

事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
都市農村共生・対流総合対策(再掲)	都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体:地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率:定額 ・上限額:1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946	56

複数の「重点」にまたがっており、この項の前にも記載があることを示しています。

事業の詳しい内容を記載しています。

関係する省庁と連絡先を記載しています。

該当する事例が掲載されている頁数を記載しています。

1 ふるさと学など地域における地元学等の取組

事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
ふるさとデジタル図書館の構築・運用	地域に存在するふるさとづくり等に関するデータを、地方公共団体を通じて集約、一元化し、Web等により広く国民に使いやすい形で公開。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	37
学校を核とした地域力強化プラン	学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。(コミュニティ・スクールの導入等促進、学校支援地域本部の設置促進、土曜日の教育支援体制構築、農山漁村体験、キャリア教育、その他地域提案型の取組みを支援)	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線2974)	38
学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組みの促進、支援を行う。具体的には、これまでの地域力の活性化に資する取組みにおいて蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組みの全国的な普及・啓発等を行う。	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線2974)	40
道徳教育の抜本的改善・充実	郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の作成支援など各地域の特色を生かした道徳教育を推進する。	文部科学省 初等中等教育局教育課程課 03-5253-4111(内線2903)	42

2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
地域おこし協力隊の拡充	地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市地域等から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。なお、平成26年度補正予算及び平成27年度予算においては、隊員の拡充のため、全国サミットの開催により広く制度の周知を行うとともに、大学や商工会等との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施により地方自治体の取組みを支援。 【特別交付税措置】 隊員の活動に要する経費、隊員の募集等に要する経費について特別交付税により支援。 ※活動に要する経費: 隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限 ※起業に要する経費: 協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限(平成26年度から拡充) ※募集等に要する経費: 1自治体あたり200万円を上限	総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394	43
地域資源・事業化支援アドバイザー事業	地域資源の発掘や事業化に向けた取組みに係る助言等を行うことにより、地方公共団体を核として地域での資金循環や付加価値の増加、雇用拡大につながる取組みを促進するため、アドバイザーを派遣。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	45
起業家誘致・人材サイクル事業	大都市圏等の企業の経験豊富な人材を、地域での起業等の支援を行うマネジメント人材として一定期間派遣し、事業の立ち上げ支援や新たな事業構築などに当たることなどにより、地域における生産性の高いビジネスモデルを構築。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	47

<p>集落支援員</p>	<p>地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。 集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。 【特別交付税措置】 集落支援員の設置、集落点検及び話し合いの実施に要する経費等について特別交付税により支援。 ※支援員1人あたり350万円を上限(兼任の場合、1人あたり40万円を上限)</p>	<p>総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394</p>	<p>49</p>
<p>復興支援員</p>	<p>被災地方自治体が、被災地域内外の人材を被災地域のコミュニティの再構築を図るために、「復興支援員」として委嘱(期間は概ね1年以上最長5年)。復興支援員は、被災地域や避難先地域に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。 【特別交付税措置】 復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費について特別交付税により支援。 ※支援員1人あたり報償費等+所要の活動経費を措置</p>	<p>総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394</p>	<p>51</p>
<p>外部専門家招へい事業</p>	<p>市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家(※総務省地域人材ネット登録者)を年度内に延べ10日又は5回以上活用。 【特別交付税措置】 外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者に対する旅費・謝金(報償費)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)について、専門家区分、財政力指数に応じて最大560万円を上限として措置。</p>	<p>総務省 地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室 03-5253-5392</p>	<p>53</p>
<p>地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト</p>	<p>拠点となる総合型地域スポーツクラブにおいてトップアスリートを活用し、地域のジュニアアスリート等を指導するとともに、学校に「小学校体育活動コーディネーター」を派遣することなどを通じて、地域スポーツとトップスポーツの好循環を実現。</p>	<p>文部科学省 スポーツ・青少年局スポーツ振興課連携推進係 03-5253-4111(内線3485)</p>	<p>54</p>
<p>社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業</p>	<p>社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習及び博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。 また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。</p>	<p>文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線2974)</p>	<p>55</p>
<p>都市農村共生・対流総合対策</p>	<p>都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率: 定額 ・上限額: 1地区当たり800万円</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946</p>	<p>56</p>
<p>まちプロデュース活動支援事業</p>	<p>まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有するとともに、事業を起こしキャッシュフローを生み出せるタウンマネージャーを育成する。 また、中心市街地活性化の理念、意義、内容について理解が深まるよう普及活動を行うとともに、新たな分野の専門家等を掘り起こして人材のプールを拡充し、地域と人材プールとのマッチングを強化することで、地域の個性を活かしたまちづくりを支援する。</p>	<p>経済産業省 商務流通保安グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754</p>	<p>58</p>

民間まちづくり活動促進事業	都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現定着させるため、先進団体が実施するこれから民間づくり活動に取り組もうとする者に対する普及開発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。 ・補助率: 1/3以内、1/2以内、10/10	国土交通省 都市局まちづくり推進課 03-5253-8406	60
地域づくり情報局 (Repis:Regional Planning Information System)	平成17年にホームページを開設し、地域づくりの先進事例や活動のノウハウをキーパーソンに聞き紹介している。また、各省庁の地域づくりに関する記者発表へのリンク集である「地域づくり記者発表」の更新も行っている。 さらに、地域づくりの先進事例や活動のノウハウについては、メールマガジンによる情報発信も実施している。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chii kijoho/)	国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 03-5253-8912 chiiki-joho@mlit.go.jp	61

3 ふるさとづくり推進組織との協働

事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
全国移住ナビの構築	仕事や住まいの情報のほか、移住者の体験談や各地域でのふるさとづくりの活動の紹介やイベント等の関係データなどを豊富に掲載するポータルサイトである「全国移住ナビ」を構築。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	63
ふるさとづくり大賞の創設	全国各地で、それぞれのところをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図る。	総務省 地域力創造グループ地域振興室 03-5253-5533	65
ふるさとイベント大賞の創設	全国各地で、数多く開催されている地域の活力を生み出すイベントを表彰することによって、地域固有の風土・伝統・暮らしを守るとともに、内外との交流につながる地域の活性化を図る。	総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5392	67
中山間地域等直接支払交付金	地域振興8法で指定された条件不利地域内の傾斜農用地等において、農業生産活動や農道・水路の適切な管理などを5年以上継続して取り組むことなどについて協定を締結した農業者に対して、傾斜度に応じ一定額の交付金を交付。 集落において、地域の实情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備や都市住民との交流、自然生態系保全等について話し合いを行い活動を実施。 ・事業実施主体: 農業者の組織する団体等 ・補助率: 定額	農林水産省 農村振興局農村政策部中山間地域振興課中山間整備推進室 03-3501-8359 東北農政局整備部地域整備課 022-221-6293 関東農政局整備部地域整備課 048-740-0487 北陸農政局整備部地域整備課 076-232-4726 東海農政局整備部地域整備課 052-223-4639 近畿農政局整備部地域整備課 075-414-9553 中国四国農政局整備部地域整備課 086-224-9422 九州農政局整備部地域整備課 096-211-9788 内閣府 沖縄総合事務局農林水産部経営課 098-866-1628	69
農村集落活性化支援事業	人口減少社会を踏まえ、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化により、地域の維持・活性化を図る取組みを支援。 ・事業実施主体: 地域協議会 ・補助率: 定額	農林水産省 農村振興局農村政策部農村計画課 農村政策推進室 03-6744-2203	71

都市農村共生・対流総合対策(再掲)	<p>都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。</p> <p>・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等</p> <p>・補助率：定額</p> <p>・上限額：1地区当たり800万円</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946</p>	56
手づくり郷土賞 (てづくりふるさとしょう)	<p>「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成27年度で30回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介することにより、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組みが一層推進されることを目指している。</p>	<p>国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 03-5253-8912</p>	73
観光地域づくり相談窓口	<p>観光庁及び全国の運輸局に「観光地域づくり相談窓口」を設置し、観光による地域活性化を目指す地域の方々を対象に、関連施策の紹介や、関係省庁への仲介などを行うことで地域の取組みを支援する。</p>	<p>国土交通省 観光庁観光地域振興部観光地域振興課 03-5253-8327</p>	75
地域いきいき観光まちづくり事例集作成等業務	<p>地域における観光振興の取組を効率的に進めるためには、各地域の取組みの情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成する。</p>	<p>国土交通省 観光庁観光地域振興部観光地域振興課 03-5253-8327</p>	76
「今しかできない旅がある」若者旅行を応援する取組表彰	<p>若者の旅行振興に取り組む機運を高めるため、「今しかできない旅がある」をキャッチフレーズに、「若者旅行を応援する取組表彰」を実施。第2回の表彰にあたっては、平成25年12月より取組みの募集を開始し、平成26年6月に観光庁長官賞を含む各賞を決定するとともに、審査の段階で評価が高かった取組み等を事例集としてまとめた。また、第3回の表彰は平成27年1月より応募開始。 (第2回の表彰結果及び取組事例については、http://www.mlit.go.jp/kankocho/news05_000181.html参照)</p>	<p>国土交通省 観光庁観光地域振興部観光資源課 03-5253-8924</p>	77

「5つのかかわり」別 施策一覧

「ふるさとづくり」に関する施策を「5つのかかわり」ごとに分類し、
該当事例がある場合は頁数を記載しています。

【表の見方】

1-2 農林水産業による環境保全			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
都市農村共生・対流総合対策(再掲・重点)	都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率：定額 ・上限額：1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946	56

「再掲」とあるのは、複数の「かかわり」にまたがっており、この項の前にも記載があることを示しています。
また、さらに「重点」と付してあるものは、「重点」及び「かかわり」にまたがるものであり、「重点」の項に記載があることを示しています。

事業の詳しい内容を記載しています。

関係する省庁と連絡先を記載しています。

該当する事例が掲載されている頁数を記載しています。

1 環境的かわり

1-1 地場の力の再生			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化モデル構築支援事業	低炭素社会の実現に向けて、まち・住まい・交通の一体的な創蓄省エネルギー化を総合的に推進するため、地方自治体、民間事業者等の取組みを構想段階から支援することなどにより、都市規模、地域特性等に応じた先導的なモデル構築及び全国的な普及促進を図る。	国土交通省 総合政策局環境政策課 03-5253-8268 low-carbon@mlit.go.jp	81
都市再生整備計画事業	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 ・補助率：概ね40%以内、45%以内、1/2以内	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	82
街なみ環境整備事業	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進。 ・補助対象：地方公共団体、法定協議会 ・補助率：1/2、1/3	国土交通省 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 03-5253-8517	83

1-2 農林水産業による環境保全			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
多面的機能支払交付金	<p>【農地維持支払】 農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援。</p> <p>【資源向上支払】 地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援。 ・事業実施主体：農業者等の組織する団体 ・補助率：定額</p>	<p>農林水産省 農村振興局整備部農地資源課 03-6744-2447 東北農政局整備部農地整備課 022-221-6289 関東農政局整備部農地整備課 048-740-0049 北陸農政局整備部農地整備課 076-232-4725 東海農政局整備部農地整備課 052-223-4638 近畿農政局整備部農地整備課 075-414-9541 中国四国農政局整備部農地整備課 086-224-9423 九州農政局整備部農地整備課 096-211-9816</p> <p>国土交通省 北海道開発局農業水産部農業振興課 011-700-6768</p> <p>内閣府 沖縄総合事務局農林水産部土地改良課 098-866-1652</p> <p>北海道 農政部農村振興局農村設計課 011-204-5399</p>	84
水産多面的機能発揮対策	<p>漁業者、地域住民、PTA、NPO等で構成する活動組織が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する海難救助や藻場・干潟の保全など地域の取組みに対し支援。 ・事業実施主体：地域協議会、都道府県、市町村等 ・補助率：定額 ・上限額：1活動組織当たり国費2,000万円</p>	<p>農林水産省 水産庁漁港漁場整備部計画課 03-3501-3082</p>	85

<p>森林・山村多面的機能発揮対策交付金</p>	<p>地域住民が中心となった民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林保全管理等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。 ・事業実施主体:活動組織 ・補助の要件:3名以上で組織を構成、森林所有者との協定締結等 ・補助率:定額(1/2相当) ・上限額:1活動組織当たり500万円</p>	<p>農林水産省 林野庁森林整備部森林利用課 03-3502-0048</p>	<p>86</p>
<p>美しい農村再生支援事業</p>	<p>農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組みを支援。 ・事業実施主体:都道府県、市町村 ・対象地区:日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区。国際連合食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIHAS)に該当する地域。 ・補助率:定額または定率1/2等 ・上限額:1計画当たり600万円、複数市町村にまたがる場合800万円(ソフト)。1計画当たり1,700万円(ハード)</p>	<p>農林水産省 農村振興課農村政策部中山間地域振興課中山間整備推進室 03-3501-8359</p>	<p>87</p>
<p>中山間地域等直接支払交付金(再掲・重点)</p>	<p>地域振興8法で指定された条件不利地域内の傾斜農用地等において、農業生産活動や農道・水路の適切な管理などを5年以上継続して取り組むことなどについて協定を締結した農業者に対して、傾斜度に応じ一定額の交付金を交付。 集落において、地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備や都市住民との交流、自然生態系保全等について話し合いを行い活動を実施。 ・事業実施主体:農業者の組織する団体等 ・補助率:定額</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部中山間地域振興課中山間整備推進室 03-3501-8359 東北農政局整備部地域整備課 022-221-6293 関東農政局整備部地域整備課 048-740-0487 北陸農政局整備部地域整備課 076-232-4726 東海農政局整備部地域整備課 052-223-4639 近畿農政局整備部地域整備課 075-414-9553 中国四国農政局整備部地域整備課 086-224-9422 九州農政局整備部地域整備課 096-211-9788 内閣府 沖縄総合事務局農林水産部経営課 098-866-1628</p>	<p>69</p>
<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</p>	<p>農山漁村における定住・地域間交流を促進するための生産施設や地域間交流拠点施設等の整備を支援。 ・事業実施主体:都道府県、市町村、農山漁業者等の組織する団体等 ・交付率:都道府県及び市町村へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)</p>	<p>農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814</p>	<p>88</p>
<p>都市農村共生・対流総合対策(再掲・重点)</p>	<p>都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体:地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率:定額 ・上限額:1地区当たり800万円</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946</p>	<p>56</p>
<p>都市再生整備計画事業(再掲)</p>	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 ・補助率:概ね40%以内、45%以内、1/2以内</p>	<p>国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412</p>	<p>82</p>

1-3 その他			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金	中心市街地の活性化に関する法律に定める経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、民間事業者が整備する高度な商業施設等に対して、施設全体のエネルギー使用適正化を図るためのエネルギー管理システム(BEMS)や高効率空調機器等の省エネルギー設備を導入するモデル事業を支援する。 ・補助対象: 民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人等 ・補助率: 定額、1/3 ・上限額: 調査事業 1,000万円 施設整備事業 3億円	経済産業省 商務流通保安グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754	89
景観・歴史を大切にしたいまちづくり(景観まちづくりの推進)	景観法に基づき地方公共団体が景観計画等を策定し、良好な景観形成を推進するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等や景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組みへの支援を行うことにより、地域の賑わい等を創出し、地域活性化を図る。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	90
景観・歴史を大切にしたいまちづくり(歴史まちづくりの推進)	歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定し、祭礼行事等の伝統活動と歴史的建造物等の保全を一体的に推進。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	91

2 文化的かかわり

2-1 文化財の活用等			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
国宝重要文化財等保存整備費補助金	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助。 ・補助率: 原則50%、上限85%	文部科学省 文化庁文化財部伝統文化課 03-5253-4111(内線2871)	92
文化財総合活用戦略プラン	地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、「日本遺産(Japan Heritage)」に認定する仕組みを創設するほか、歴史文化基本構想の策定や、世界文化遺産登録地域における総合的な情報発信、設備整備等の取組みに対する重点支援を行う。さらに、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、美術館・歴史博物館が地域と共働して行う文化活動、文化財建造物・史跡等の公開活用に資する設備整備・防災対策等を支援し、地域の文化財の一体的な公開活用を促進する。 ・補助率: 定額(文化財建造物、史跡等の公開活用に資する設備整備、防災対策等は原則50%)	文部科学省 文化庁文化財部伝統文化課 03-5253-4111(内線3159)	93
日本遺産魅力発信推進事業	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。 ・補助率: 定額	文部科学省 文化庁文化財部記念物課 03-5253-4111(内線4768)	94
日本食文化ナビ	地域の伝統的な食文化を次世代に守り伝え、それらを活用して地域活性化に取り組むためのナビゲーション「日本食文化ナビ」の活用促進。 ・対象: 地方公共団体、事業者、学校関係者、団体、個人など地域活性化に取り組む全ての者 ・入手方法: ①NOTE 冊子で配布中 ②BOOK 農林水産省ホームページに掲載中 (http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/vitalization/index.html)	農林水産省 大臣官房政策課食ビジョン推進室 03-6738-6120	95

2-2 伝統文化の保存			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
地域伝統芸能まつり	全国を代表する地域伝統芸能・文化、古典芸能等が一層に於いて実演を披露、地域伝統芸能等についての国民の再認識を促すことなどを通じ、地域の活性化に関する国民的機運を盛り上げる。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	96
日本食文化ナビ(再掲)	地域の伝統的な食文化を次世代に守り伝え、それらを活用して地域活性化に取り組むためのナビゲーション「日本食文化ナビ」の活用促進。 ・対象: 地方公共団体、事業者、学校関係者、団体、個人など地域活性化に取り組む全ての者 ・入手方法: ①NOTE 冊子で配布中 ②BOOK 農林水産省ホームページに掲載中 (http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/vitalization/index.html)	農林水産省 大臣官房政策課食ビジョン推進室 03-6738-6120	95
景観・歴史を大切にしまちづくり(歴史まちづくりの推進)(再掲)	歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定し、祭礼行事等の伝統活動と歴史的建造物等の保全を一体的に推進。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	91
都市再生整備計画事業(再掲)	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 ・補助率: 概ね40%以内、45%以内、1/2以内	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	82
街なみ環境整備事業(再掲)	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進。 ・補助対象: 地方公共団体、法定協議会 ・補助率: 1/2、1/3	国土交通省 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 03-5253-8517	83

2-3 世代間の文化伝承			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(再掲)	農山漁村における定住・地域間交流を促進するための生産施設や地域間交流拠点施設等の整備を支援。 ・事業実施主体: 都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等 ・交付率: 都道府県及び市町村へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)	農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814	88

2-4 その他			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
劇場・音楽堂等活性化事業	文化拠点である劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成を支援すること等により、劇場・音楽堂等の活性化や地域コミュニティの創造と再生を推進。 ・補助率: 補助対象経費の1/2を上限に補助(劇場・音楽堂等間のネットワーク形成への支援は事業に要する旅費及び運搬費の合計額を上限)	文部科学省 文化庁文化部芸術文化課 03-5253-4111(内線3163)	97
文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業	地方公共団体が企画する地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動等に対する支援を行い、文化芸術による地域活性化、地域文化の国際発信、インバウンドの増加を推進(平成27年度新規)。 ・補助率: 補助対象経費の1/2を上限に補助	文部科学省 文化庁文化部芸術文化課 03-5253-4111(内線2836)	98
都市農村共生・対流総合対策(再掲・重点)	都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率: 定額 ・上限額: 1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村対流課 03-3502-5946	56

<p>手づくり郷土賞 (てづくりふるさとしょう) (再掲・重点)</p>	<p>「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成27年度で30回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介することにより、各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組みが一層推進されることを目指している。</p>	<p>国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 03-5253-8912</p>	<p>73</p>
--	--	--	-----------

3 教育的かかわり

3-1 地域に関する学習を通じた、地域社会に対する誇りと愛情の育成			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
<p>地域伝統芸能まつり(再掲)</p>	<p>全国を代表する地域伝統芸能・文化、古典芸能等が一堂に会して実演を披露、地域伝統芸能等についての国民の再認識を促すことなどを通じ、地域の活性化に関する国民的機運を盛り上げる。</p>	<p>総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp</p>	<p>96</p>
<p>社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業(再掲・重点)</p>	<p>社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習及び博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。 また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。</p>	<p>文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線2974)</p>	<p>55</p>
<p>学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業(再掲・重点)</p>	<p>第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組みの促進、支援を行う。具体的には、これまでの地域力の活性化に資する取組みにおいて蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組みの全国的な普及・啓発等を行う。</p>	<p>文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線2974)</p>	<p>40</p>

3-2 学校と地域社会の連携			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
<p>子ども農山漁村交流プロジェクト</p>	<p>農山漁村での様々な体験を通じて子どもたちの生きる力を育成するとともに、都市と農山漁村の交流を創出することにより農山漁村地域の再生や活性化を図るもの。なお、地方自治体の地方単独事業に対して、対象経費の1/2を特別交付税により支援。</p>	<p>総務省 地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394</p>	<p>99</p>

地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進事業	地方大学と地方自治体が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド製品の開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組みを実施することにより、地域の雇用創出や若者定着等の取組みを支援。 【特別交付税措置】 地方自治体の負担した対象経費の、4/5を特別交付税により支援。	総務省 自治財政局財務調査課 03-5253-5647	100
学校を核とした地域力強化プラン(再掲・重点)	学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。(コミュニティ・スクールの導入等促進、学校支援地域本部の設置促進、土曜日の教育支援体制構築、農山漁村体験、キャリア教育、その他地域提案型の取組を支援)	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線3260)	38
地(知)の拠点大学による地方創生推進事業	若年層の東京一極集中を解消するため、全学的に地域を志向する大学群、自治体、地域の中小企業等との連携を必須とし、地域を担う人材を育成するための教育改革の実行等により、それぞれの地域の実情に応じた雇用創出や学卒者の地元定着率向上に向けた取組みへの支援に転換することで、地(知)の拠点大学による地方創生を推進する。	文部科学省 高等教育局大学振興課 03-5253-4111(内線3321)	101
スーパー食育スクール事業	栄養教諭を中心に外部専門家等を活用しながら、予め具体的な目標を設定した上で、大学、企業、行政機関(農林、保健部局)、生産者等と連携し、児童・生徒の食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解、国際交流など、食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行い、食育の一層の充実を図る。	文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課 03-5253-4111(内線2095)	102
首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業	地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に取り組む新たな学校モデルを構築する。	文部科学省 初等中等教育局参事官付 03-5253-4111(内線3704)	103
都市農村共生・対流総合対策(再掲・重点)	都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体:地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率:定額 ・上限額:1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946	56

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成

事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
地域おこし協力隊の拡充(再掲・重点)	地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市地域等から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。なお、平成26年度補正予算及び平成27年度予算においては、隊員の拡充のため、全国サミットの開催により広く制度の周知を行うとともに、大学や商工会等との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施により地方自治体の取組みを支援。 【特別交付税措置】 隊員の活動に要する経費、隊員の募集等に要する経費について特別交付税により支援。 ※活動に要する経費:隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限 ※起業に要する経費:協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限(平成26年度から拡充) ※募集等に要する経費:1自治体あたり200万円を上限	総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394	43

地域資源・事業化支援 アドバイザー事業(再掲・ 重点)	地域資源の発掘や事業化に向けた取組みに係る助 言等を行うことにより、地方公共団体を核として地域 での資金循環や付加価値の増加、雇用拡大につなが る取組みを促進するため、アドバイザーを派遣。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	45
集落支援員(再掲・重点)	地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推 進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援 員」として委嘱。 集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点 検、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの 促進等を実施。 【特別交付税措置】 集落支援員の設置、集落点検及び話し合いの実施 に要する経費等について特別交付税により支援。 ※支援員1人あたり350万円を上限(兼任の場合、1人 あたり40万円を上限)	総務省 地域力創造グループ地域自立応援 課 03-5253-5394	49
復興支援員(再掲・重点)	被災地方自治体が、被災地域内外の人材を被災地 域のコミュニティの再構築を図るために、「復興支援 員」として委嘱(期間は概ね1年以上最長5年)。復興 支援員は、被災地域や避難先地域に居住して、被災 者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興 に伴う地域協力活動」を実施。 【特別交付税措置】 復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴 う地域協力活動に要する経費について特別交付税に より支援。 ※支援員1人あたり報償費等+所要の活動経費を措 置	総務省 地域力創造グループ地域自立応援 課 03-5253-5394	51
外部専門家招へい事業 (再掲・重点)	市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知 見を有する外部専門家(※総務省地域人材ネット登 録者)を年度内に延べ10日又は5回以上活用。 【特別交付税措置】 外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者に 対する旅費・謝金(報償費)、ワークショップ等に係る 経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)について、 専門家区分、財政力指数に応じて最大560万円を上 限として措置。	総務省 地域力創造グループ人材力活性化・ 連携交流室 03-5253-5392	53
都市農村共生・対流総合 対策(再掲・重点)	都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の 持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用 する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体:地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率:定額 ・上限額:1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交 流課 03-3502-5946	56
まちプロデュース活動支 援事業(再掲・重点)	まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有すると ともに、事業を起こしキャッシュフローを生み出せるタ ウンマネージャーを育成する。 また、中心市街地活性化の理念、意義、内容につ いて理解が深まるよう普及活動を行うとともに、新たな 分野の専門家等を掘り起こして人材のプールを拡充 し、地域と人材プールとのマッチングを強化すること で、地域の個性を活かしたまちづくりを支援する。	経済産業省 商務流通保安グループ中心市街地 活性化室 03-3501-3754	58
地域づくり情報局 (Repis:Regional Planning Information System)(再 掲・重点)	平成17年にホームページを開設し、地域づくりの先 進事例や活動のノウハウをキーパーソンに聞き紹介 している。また、各省庁の地域づくりに関する記者発 表へのリンク集である「地域づくり記者発表」の更新も 行っている。 さらに、地域づくりの先進事例や活動のノウハウに ついては、メールマガジンによる情報発信も実施して いる。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiikijoho/)	国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 03-5253-8912 chiiki-joho@mlit.go.jp	61

3-4 その他			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
道徳教育の抜本的改善・充実(再掲・重点)	郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の作成支援など各地域の特色を生かした道徳教育を推進する。	文部科学省 初等中等教育局教育課程課 03-5253-4111(内線2903)	42

4 経済的かかわり

4-1 誇りある生活の場の再生			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域等の自立・活性化に資する、集落ネットワーク圏における活性化のために取り組む事業、先進的で波及性のある事業、定住促進及び遊休施設の整備等を支援。	総務省 地域力創造グループ過疎対策室 03-5253-5536	104
街なみ環境整備事業(再掲)	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取り組み、魅力あるふるさとづくりを推進。 ・補助対象: 地方公共団体、法定協議会 ・補助率: 1/2、1/3	国土交通省 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 03-5253-8517	83

4-2 自律的な地域産業構造の構築			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
地域経済循環創造事業交付金	地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、本交付金により自治体の初期投資の補助を支援。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	105
分散型エネルギーインフラプロジェクト	新しい豊富な地域の経済循環を起こし、安定的で力強い地域経済をつくるため、電力の小売自由化を踏まえた地域エネルギー企業を立ち上げようと、「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」を策定する地方自治体を支援。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	106
公共施設オープンリノベーション推進事業	地域の有力な資源である公共施設の有効活用を図るため、全国の若手デザイナーや建築家などから、広くりノベーションの提案を募ることにより、地域の公共施設を魅力ある場所に転換していくための取組みを支援。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	107
ふるさとデジタル図書館の構築・運用(再掲・重点)	地域に存在するふるさとづくり等に関するデータを、地方公共団体を通じて集約、一元化し、Web等により広く国民に使いやすい形で公開。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	37
地域資源・事業化支援アドバイザー事業(再掲・重点)	地域資源の発掘や事業化に向けた取組みに係る助言等を行うことにより、地方公共団体を核として地域での資金循環や付加価値の増加、雇用拡大につながる取組みを促進するため、アドバイザーを派遣。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	45
起業家誘致・人材サイクル事業(再掲・重点)	大都市圏等の企業の経験豊富な人材を、地域での起業等の支援を行うマネジメント人材として一定期間派遣し、事業の立ち上げ支援や新たな事業構築などに当たることなどにより、地域における生産性の高いビジネスモデルを構築。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	47
高生産性企業への失業なき労働移動支援事業	企業の新陳代謝(地域経済イノベーションサイクル)に伴う雇用確保を支援し、より賃金の高い企業(生産性の高い企業)への移動を推進するためのマッチングシステムを構築。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	108

地域経済グローバル循環創造事業(ジェットロ・中小機構)	企業の地方への誘致や地元産品の販路開拓等の取組みを推進するため、ジェットロから自治体へ発信、自治体からジェットロを通じて海外へ発信する情報を一元的に集約するデータベースを構築(全自治体の共同データベース群である「地域の元気創造プラットフォーム」に、新たにジェットロ及び中小機構を接続)。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	109
地域商業自立促進事業	少子・高齢化や外国人への対応、創業支援など、社会構造の中で商店街が中長期的に発展していくための取組みを支援する。 ・補助対象者: 商店街組織とまちづくり会社・NPO法人等の民間事業者との連携体、又は商店街組織 ・補助率: 2/3 ・上限額: 5億円	経済産業省 中小企業庁商業課 03-3501-1929	110
住民参加型まちづくりファンド支援業務	地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりに誘導するため、まちづくり活動への助成等を行う住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、まちづくり会社又は地方公共団体が設置する基金等)に対して、一般財団法人民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を実施。	国土交通省 都市局まちづくり推進課 03-5253-8406	111
「道の駅」による拠点の形成	「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供並びに地域の振興に寄与することを目的として整備。 なお、特に優れた取組みについて、関係機関が連携して重点的に支援する、重点「道の駅」制度を設けている。	国土交通省 道路局総務課道路政策企画室 03-5253-8476	112
スマートIC等の活用による拠点の形成	高速道路等の沿道において、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成を支援。	国土交通省 道路局総務課道路政策企画室 03-5253-8476	113
都市再生整備計画事業(再掲)	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 ・補助率: 概ね40%以内、45%以内、1/2以内	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	82
地域の持続可能な物流ネットワークの構築	少子高齢化等を背景として過疎化が進みつつある地域では物流の効率が低下する一方、車を運転しない者の増加に伴い日用品の宅配などの生活支援サービス等のニーズが高まっている。 このため、過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムを構築するためのモデル事業に対する支援を実施する。 ・実施主体: 過疎地等における地方自治体、事業者、NPO等、地域住民等からなる協議会 等 ・支援内容: 協議会の開催や、モデル事業に関する計画策定や効果測定等に必要となる経費(調査費)を一定額支出。	国土交通省 総合政策局物流政策課 03-5253-8801	114
まち再生出資事業	都市再生に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、市町村が作成する都市再生整備計画の区域内で都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行される民間事業者が実施する都市再生整備事業等であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、一般財団法人民間都市開発推進機構が出資を実施。	国土交通省 都市局まちづくり推進課 03-5253-8406	115

4-3 農林水産業の活性化			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
水産多面的機能発揮対策(再掲)	漁業者、地域住民、PTA、NPO等で構成する活動組織が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する海難救助や藻場・干潟の保全など地域への取組に対し支援。 ・事業実施主体: 地域協議会、都道府県、市町村等 ・補助率: 定額 ・上限額: 1活動組織当たり国費2,000万円	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部計画課 03-3501-3082	85
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(再掲)	農山漁村における定住・地域間交流を促進するための生産施設や地域間交流拠点施設等の整備を支援。 ・事業実施主体: 都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等 ・交付率: 都道府県及び市町村へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)	農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814	88
産地水産業強化支援事業	産地協議会が策定した「産地水産業強化計画」に基づく地域漁業の課題克服へ向けた取組み及びその取組みに必要な共同利用施設の整備等に対して支援。 ・事業実施主体: 産地協議会(漁業関係機関等、市町村、関係団体)、市町村、水産業協同組合等 ・交付率: 定額(1/3以内等)	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 03-6744-2391	116
食のモデル地域育成事業(日本食・食文化魅力発信プロジェクト)	地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図る「食のモデル地域」における、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組みを支援。 ・事業実施主体: 都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者等から構成される組織「食のモデル地域実行協議会」 ・補助率: 1/2 ・上限額: 1事業実施主体当たり500万円	農林水産省 生産局農産部穀物課米麦流通加工対策室 03-3502-7950	117
6次産業化ネットワーク活動交付金	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組み及び市町村の6次産業化戦略・構想に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組みを支援。 ・事業実施主体: 民間団体、地方公共団体等 ・交付率(上限額): 6次産業化戦略・構想の策定支援、事業計画の作成方法等アドバイス…定額 新商品開発、販路開拓等支援…1/3以内(※戦略・構想あり 1/2以内) 地域ぐるみで行う新商品の開発等支援…1/2以内 融資を活用した加工・販売施設等の整備支援…3/10以内(上限額1億円) 地域ぐるみの取組に必要な加工機械等の整備支援…1/2以内(上限額3千万円)	農林水産省 食料産業局産業連携課 03-6738-6473	118

4-4 その他			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
都市農村共生・対流総合対策(再掲・重点)	都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率: 定額 ・上限額: 1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946	56

<p>ふるさと名物応援事業</p>	<p>全国津々浦々の地域や中小企業・小規模事業者の活性化を図るため、各地域にある地域資源を活用した「ふるさと名物」などに対して、下記の通り支援を行う。</p> <p>①中小企業・小規模事業者が、地域資源活用や事業者連携により行う商品・サービスの試作開発等の費用を補助します。 ②小売事業者等が行う、「ふるさと名物」などに関する消費者嗜好の把握や、特徴を活かした販路開拓等の取組みの費用を補助します。 ③中小企業グループによる地域資源を活用した「ふるさと名物」などのブランド化のための取組み等の費用を補助します。 ④地域の関係者を巻き込み、地域の特色を活かした産品をブランド化する人材などの育成や、「ふるさと名物」を戦略的に情報発信する取組みを支援します。 ⑤海外市場に精通した海外の専門家を招聘し、海外向け商品を開発する取組みを支援します。 ⑥地域支援機関のネットワークを活かした海外ミッション派遣等の費用を補助します。 ⑦海外販路開拓に関わる知見等を有するプロデューサー等を全国に派遣し、ものづくり、食、観光等の地域資源を発掘するとともに、海外販路開拓に向けた取組みを支援します。 ⑧ブランドの確立や海外販路開拓を図るため、海外展開の基本戦略の策定から、新商品開発、海外展示会出展等を行うプロジェクトまで支援します。</p> <p>【補助対象者】中小企業・小規模事業者、中小企業グループ、小売事業者、商工会・商工会議所、組合等 ・補助1/2(②大企業、)、2/3(①、②大企業以外、③、⑥、⑧)、定額(④、⑤、⑦、⑧) ・上限額200万円(⑧)、500万円(①)、1,000万円(②)、2,000万円(③、⑥、⑧)</p>	<p>経済産業省 中小企業庁創業・新事業促進課 03-3501-1767</p>	<p>119</p>
<p>中心市街地再興戦略事業費補助金</p>	<p>地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援する。具体的には①まちの魅力を高めるための事業化調査、②専門人材の派遣、③先導的・実証的な取組みに対して重点的に支援を行う。</p> <p>【補助対象者】民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人等 ・補助率:2/3 ・上限額:①・②の事業 1,000万円 ③の事業 2億円、4億円 ※③については、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画への掲載が必要。</p>	<p>経済産業省 商務流通保安グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754</p>	<p>120</p>
<p>中心市街地再生事業費補助金</p>	<p>①中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、民間事業者が実施する地域の中心市街地活性化に必要な施設の改修・リノベーション等、即効性が期待できる事業であって、中心市街地や周辺地域も含めた経済活力を向上させる事業に絞って支援する。 ②また、過疎地域対策やコンパクトシティ化を進める中で不可欠となる買物弱者対策について、買物機会を持続的に提供出来るようなモデル事業を支援する。 ・補助率:2/3以内 ・上限額:①の事業 2億円/4億円 ②の事業 1億円</p>	<p>経済産業省 商務流通保安グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754 流通政策課 03-3501-1708</p>	<p>121</p>
<p>酒蔵ツーリズムの促進</p>	<p>酒蔵を巡り、蔵人と触れ合い、地酒を味わう酒蔵ツーリズムを促進するため、関係府省、地方自治体、観光関連業界、酒造業界などの構成で酒蔵ツーリズム推進協議会が発足。 当該協議会では、日本産酒類(日本酒、焼酎、泡盛及び日本産のワイン・ビール等)を盛り立てるとともに、それを観光資源として活用し、外国人観光客への訴求も見据え、我が国及び地域の観光交流の魅力の増進と地域活性化に繋げることを目的に、先進的な取組みの情報の収集・発信、本件に関わる様々な関係者の連携強化等を実施。</p>	<p>国土交通省 観光庁観光地域振興部観光資源課 03-5253-8924</p>	<p>122</p>

5 人と人との関係的かかわり

5-1 時代にふさわしいコミュニティの形成			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
全国移住ナビの構築(重点・再掲)	仕事や住まいの情報のほか、移住者の体験談や各地域でのふるさとづくりの活動の紹介やイベント等の関係データなどを豊富に掲載するポータルサイトである「全国移住ナビ」を構築。	総務省 地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	63
移住・交流情報ガーデン	居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口(移住・交流情報ガーデン)を設置、運用。運用に当たっては地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。	総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394	123
スポーツによる地域活性化推進事業	誰もがスポーツを通じて、いつまでも健康で活力ある生活が営めるような街づくりや地域スポーツコミッションの活動を支援し、一体感や活力ある地域社会を目指す。	文部科学省 スポーツ・青少年局スポーツ振興課 専門職 03-5253-4111(内線2998)	124
社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業(再掲・重点)	社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習及び博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。 また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線2974)	55
学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業(再掲・重点)	第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組みの促進、支援を行う。具体的には、これまでの地域力の活性化に資する取組みにおいて蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組みの全国的な普及・啓発等を行う。	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線2974)	40
農村集落活性化支援事業(再掲・重点)	人口減少社会を踏まえ、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化により、地域の維持・活性化を図る取組みを支援。 ・事業実施主体:地域協議会 ・補助率:定額	農林水産省 農村振興局農村政策部農村計画課 農村政策推進室 03-6744-2203	71
民間まちづくり活動促進事業(再掲・重点)	都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現定着させるため、先進団体が実施するこれから民間づくり活動に取り組もうとする者に対する普及開発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。 ・補助率:1/3以内、1/2以内、10/10	国土交通省 都市局まちづくり推進課 03-5253-8406	60
都市再生整備計画事業(再掲)	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 ・補助率:概ね40%以内、45%以内、1/2以内	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	82

5-2 世代間の交流			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
集落支援員(再掲・重点)	<p>地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。</p> <p>集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。</p> <p>【特別交付税措置】</p> <p>集落支援員の設置、集落点検及び話し合いの実施に要する経費等について特別交付税により支援。</p> <p>※支援員1人あたり350万円を上限(兼任の場合、1人あたり40万円を上限)</p>	<p>総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394</p>	49
地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト(再掲・重点)	<p>拠点となる総合型地域スポーツクラブにおいてトップアスリートを活用し、地域のジュニアアスリート等を指導するとともに、学校に「小学校体育活動コーディネーター」を派遣することなどを通じて、地域スポーツとトップスポーツの好循環を実現。</p>	<p>文部科学省 スポーツ・青少年局スポーツ振興課 連携推進係 03-5253-4111(内線3485)</p>	54

5-3 地域間の交流			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
地域おこし協力隊の拡充(再掲・重点)	<p>地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市地域等から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。なお、平成26年度補正予算及び平成27年度予算においては、隊員の拡充のため、全国サミットの開催により広く制度の周知を行うとともに、大学や商工会等との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施により地方自治体の取組みを支援。</p> <p>【特別交付税措置】</p> <p>隊員の活動に要する経費、隊員の募集等に要する経費について特別交付税により支援。</p> <p>※活動に要する経費：隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限</p> <p>※起業に要する経費：協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限(平成26年度から拡充)</p> <p>※募集等に要する経費：1自治体あたり200万円を上限</p>	<p>総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394</p>	43
子ども農山漁村交流プロジェクト(再掲)	<p>農山漁村での様々な体験を通じて子どもたちの生きる力を育成するとともに、都市と農山漁村の交流を創出することにより農山漁村地域の再生や活性化を図るもの。なお、地方自治体の地方単独事業に対して、対象経費の1/2を特別交付税により支援。</p>	<p>総務省 地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394</p>	99
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(再掲)	<p>農山漁村における定住・地域間交流を促進するための生産施設や地域間交流拠点施設等の整備を支援。</p> <p>・事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等</p> <p>・交付率：都道府県及び市町村へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)</p>	<p>農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814</p>	88
都市農村共生・対流総合対策(再掲・重点)	<p>都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。</p> <p>・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等</p> <p>・補助率：定額</p> <p>・上限額：1地区当たり800万円</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946</p>	56

地域における日本型食生活等の普及促進(消費・安全対策交付金)	農林漁業に触れながら、食や農への理解を深める食育を実践する「教育ファーム」や地域の食育関係団体のネットワーク化や地域の食文化の継承等、地域に根ざした食育活動に対して支援。 ・事業実施主体:都道府県、市町村、農業者団体等 ・交付率:定額(1/2以内)	農林水産省 消費・安全局消費者情報官 03-3502-5723	125
地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。 ・補助率:1/2以内、1/3以内など(事業により異なる) ※詳細については、 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html 参照)	国土交通省 総合政策局公共交通政策部交通支援課 03-5253-8396	126
広域観光周遊ルート形成促進事業	複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。	国土交通省 観光庁観光地域振興部観光地域振興課 03-5253-8327	127
地域資源を活用した観光地魅力創造事業	地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農村漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施する。	国土交通省 観光庁観光地域振興部観光地域振興課 03-5253-8327	128
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む条件不利地域において、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段等を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図る。 このため、生活圏形成プログラムの策定及びコミュニティ内の移動確保等に係る社会実験とともに、既存公共施設を活用した施設の再編・集約等の具体化の取組について、一体的に支援する。 ・補助率:1/2以内、定額補助	国土交通省 国土政策局地方振興課 03-5253-8403	129
道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保	個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保。	国土交通省 道路局総務課道路政策企画室 03-5253-8476	130
ネットワークを賢く使う	今ある道路をもっと賢く使って、時間損失、低い時間信頼度、交通事故、活力低下の克服を目指す。	国土交通省 道路局総務課道路政策企画室 03-5253-8476	131
観光地域づくり相談窓口(再掲・重点)	観光庁及び全国の運輸局に「観光地域づくり相談窓口」を設置し、観光による地域活性化を目指す地域の方々を対象に、関連施策の紹介や、関係省庁への仲介などを行うことで地域の取組を支援する。	国土交通省 観光庁観光地域振興部観光地域振興課 03-5253-8327	75
地域いきいき観光まちづくり事例集作成等業務(再掲・重点)	地域における観光振興の取組みを効率的に進めるためには、各地域の取組みの情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成する。	国土交通省 観光庁観光地域振興部観光地域振興課 03-5253-8327	76

5-4 その他			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
ふるさとづくり大賞の創設(再掲・重点)	全国各地で、それぞれのところをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図る。	総務省 地域力創造グループ地域振興室 03-5253-5533	65
ふるさとイベント大賞の創設(再掲・重点)	全国各地で、数多く開催されている地域の活力を生み出すイベントを表彰することによって、地域固有の風土・伝統・暮らしを守るとともに、内外との交流につながる地域の活性化を図る。	総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5392	67

復興支援員(再掲・重点)	<p>被災地方自治体が、被災地域内外の人材を被災地域のコミュニティの再構築を図るために、「復興支援員」として委嘱(期間は概ね1年以上最長5年)。復興支援員は、被災地域や避難先地域に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。</p> <p>【特別交付税措置】 復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費について特別交付税により支援。 ※支援員1人あたり報償費等+所要の活動経費を措置</p>	<p>総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394</p>	51
中心市街地再興戦略事業費補助金(再掲)	<p>地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援する。具体的には①まちの魅力を高めるための事業化調査、②専門人材の派遣、③先導的・実証的な取組みに対して重点的に支援を行う。</p> <p>【補助対象者】民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人等 ・補助率:2/3 ・上限額:①・②の事業 1,000万円 ③の事業 2億円、4億円 ※③については、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画への掲載が必要。</p>	<p>経済産業省 商務流通保安グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754</p>	120
空き家再生等推進事業	<p>居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う地方公共団体の取組みを支援。</p>	<p>国土交通省 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 03-5253-8508</p>	132
ロケツーリズムの推進	<p>地域の自治体や民間等の方々が、ロケ地を観光資源として地域活性化を図るロケツーリズムに携わる際の参考となるよう、ロケツーリズムに係る先進的な取組みを事例集としてとりまとめ、観光庁ホームページにて公開した。</p> <p>ロケツーリズムを効率的・効果的に推進するために、「ロケ支援度の向上」、「ロケ地行楽度の向上」、「ロケ地との連携」、「観光客増加・リピーター確保」の4つの視点を中心に自治体・民間事業者等の取組みをまとめた。</p>	<p>国土交通省 観光庁観光地域振興部観光資源課 03-5253-8924</p>	133
「今しかできない旅がある」若者旅行を応援する取組表彰(再掲・重点)	<p>若者の旅行振興に取り組む機運を高めるため、「今しかできない旅がある」をキャッチフレーズに、「若者旅行を応援する取組表彰」を実施。第2回の表彰にあたっては、平成25年12月より取組みの募集を開始し、平成26年6月に観光庁長官賞を含む各賞を決定するとともに、審査の段階で評価が高かった取組み等を事例集としてまとめた。また、第3回の表彰は平成27年1月より応募開始。(第2回の表彰結果及び取組事例については、http://www.mlit.go.jp/kankochu/news05_000181.html参照)</p>	<p>国土交通省 観光庁観光地域振興部観光資源課 03-5253-8924</p>	77

「重点3分野」別 施策集

「ふるさとづくり」に関する施策を、3つの重点ごとに紹介します。

- 1 ふるさと学など地域における地元学等の取組
- 2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成
- 3 ふるさとづくり推進組織との協働

1 ふるさと学など地域における地元学等の取組

経済的かわり

4-2 自律的な地域産業構造の構築

総務省
地域力創造グループ地域政策課
03-5253-5523

【ふるさとデジタル図書館の構築・運用】

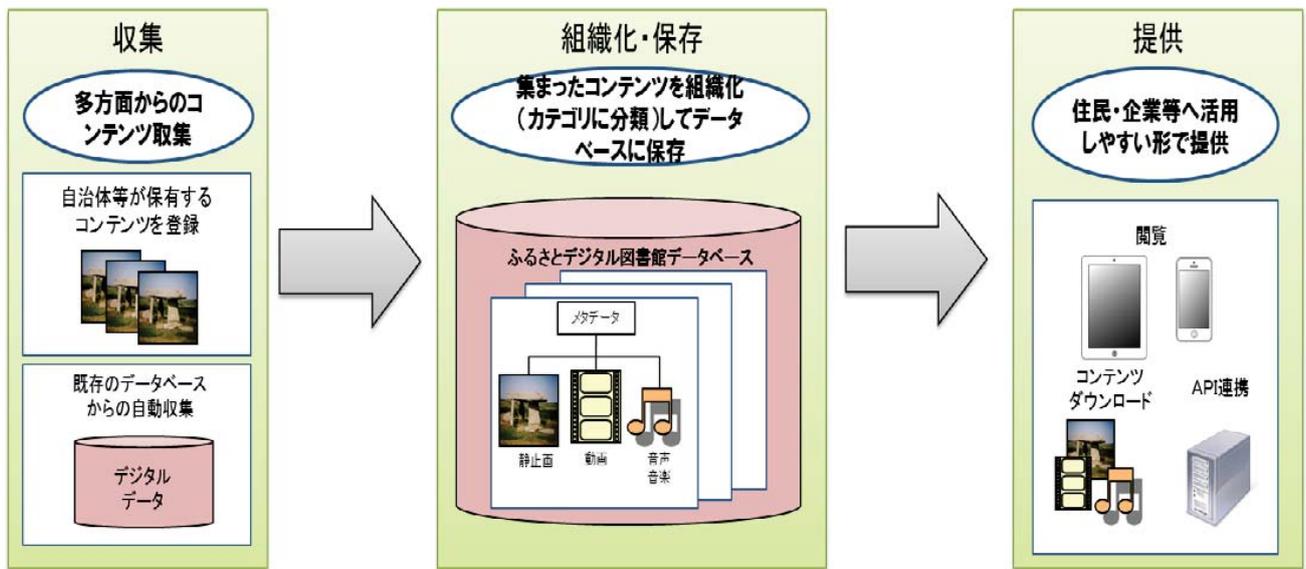
【目的】

地域に存在するふるさとづくり等に関するデータを、地方公共団体を通じて集約、一元化し、Web 等により広く国民に使いやすい形で公開。

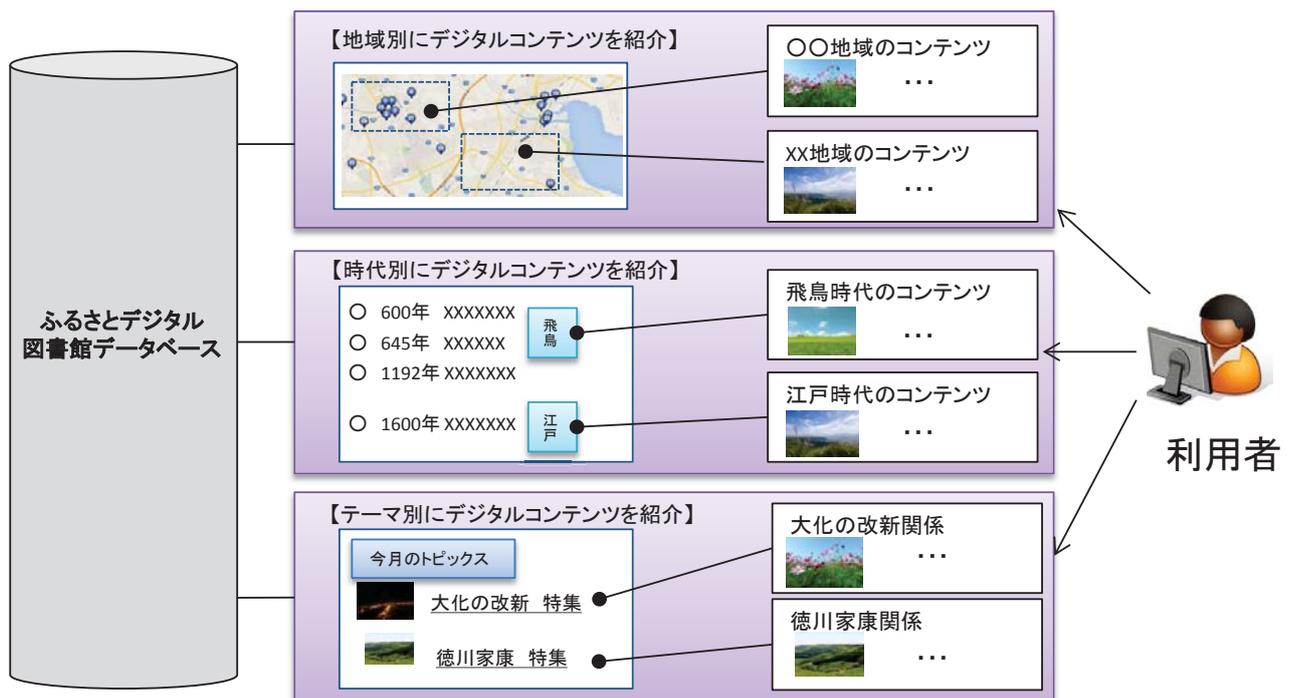
【概要】

ふるさとデジタル図書館 全体の流れ

【予算額等】
26補正 100,000千円の内数



利用者の目的別にメニューを準備して紹介 (住民・企業等が活用しやすい形で提供)



1 ふるさと学など地域における地元学等の取組

教育的かかわり

3-2 学校と地域社会の連携

文部科学省
生涯学習政策局社会教育課
03-5253-4111(内線2974)

【学校を核とした地域力強化プラン】

【目的】

学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来の担う子供たちを育成するとともに、地域の活性化を図る。

【概要】

1. 支援内容

学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや、地域の活性化に関する様々な取組を、有機的に組み合わせて実施する自治体を支援。

【予算額等】

27当初 6,684百万円

《背景》

子供たちを取り巻く地域力の衰退

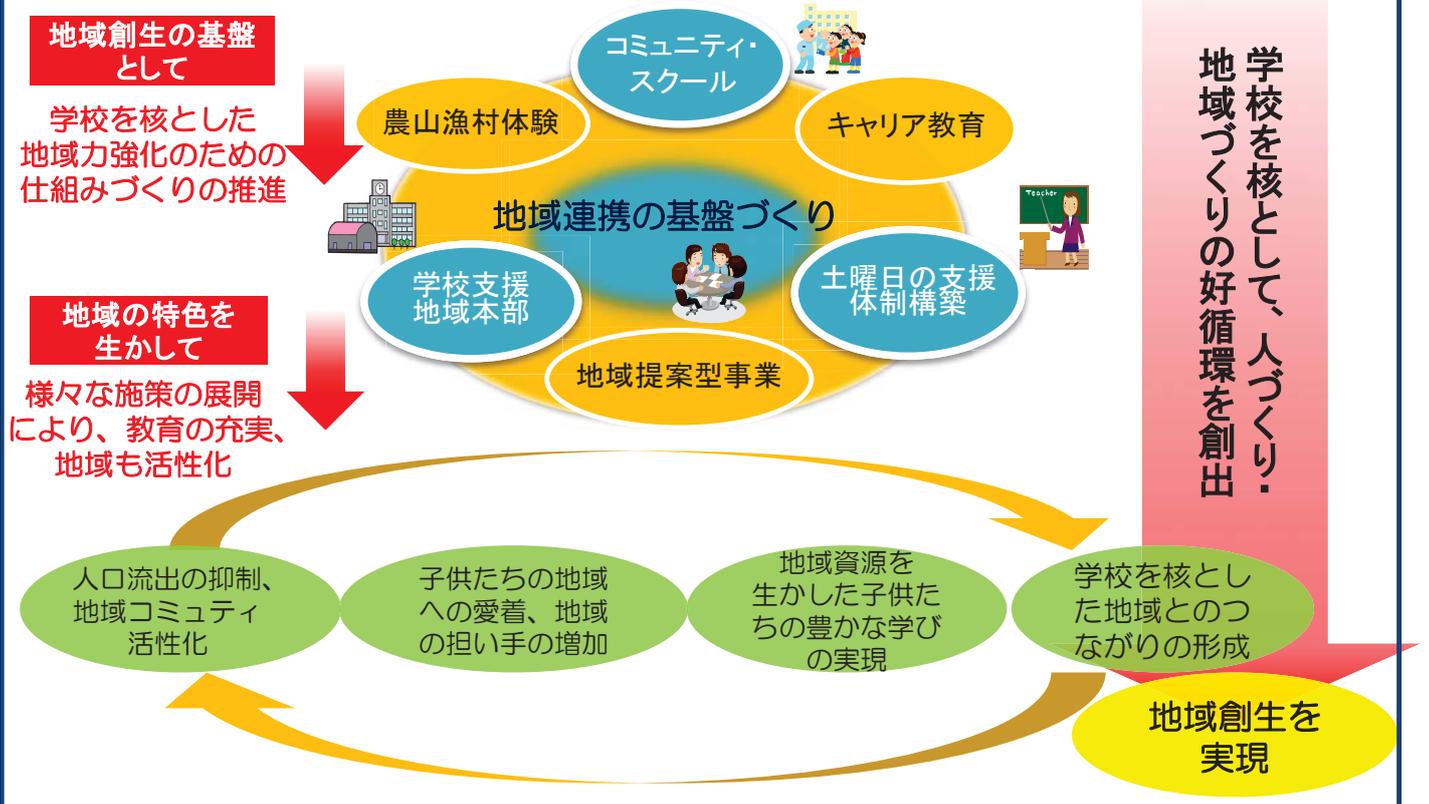
超少子化・高齢化の進展

共働き世帯、一人親世帯、独居老人の増加

核家族化

地域のつながりの希薄化

地域格差、経済格差の拡大



2. 支援内容

◆補助率は、国：都道府県：市町村＝1：1：1（国：政令指定都市、中核市＝1：2）

※一部事業は、国：都道府県又は市町村＝1：2とする

◆実施主体は、都道府県・政令指定都市・中核市及び市町村

【コミュニティ・スクール導入等促進事業】

未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進。

【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】

放課後子供教室や、学校支援地域本部など、地域人材の参画による学校の教育活動等への参画により、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化。

【地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業】

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、企業、団体等や地域の方による出前授業等の取組を支援することなどを通じて、地域を活性化。

【健全育成のための体験活動推進事業】

農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域を活性化。

【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域を活性化。

【地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業】

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、独自の地域の活性化。



学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、地域を活性化

1 ふるさと学など地域における地元学等の取組

教育的かかわり

3-1 地域に関する学習を通じた、地域社会に対する誇りと愛情の育成

文部科学省
生涯学習政策局社会教育課
03-5253-4111(内線2974)

【学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業】

【目的】

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまでに「公民館等支援プログラム」(※)やその他地域力の活性化に資する取組において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発等を行う。

※公民館等支援プログラム＝平成25・26年度実施「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」

【概要】

1. 支援内容

【「地域力活性化コンファレンス」の開催による学びを通じた地域課題解決、まちづくり等の支援】

- ・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。
- ・「公民館等支援プログラム」を実施した自治体や、自主事業として先進的な地域課題解決の取組を実施する自治体やNPO等がテーマを持ち寄り、事例の検証・共有、研究協議を実施。
- ・協議内容、成果を広く全国へ提供し、地域力の活性化を図る。

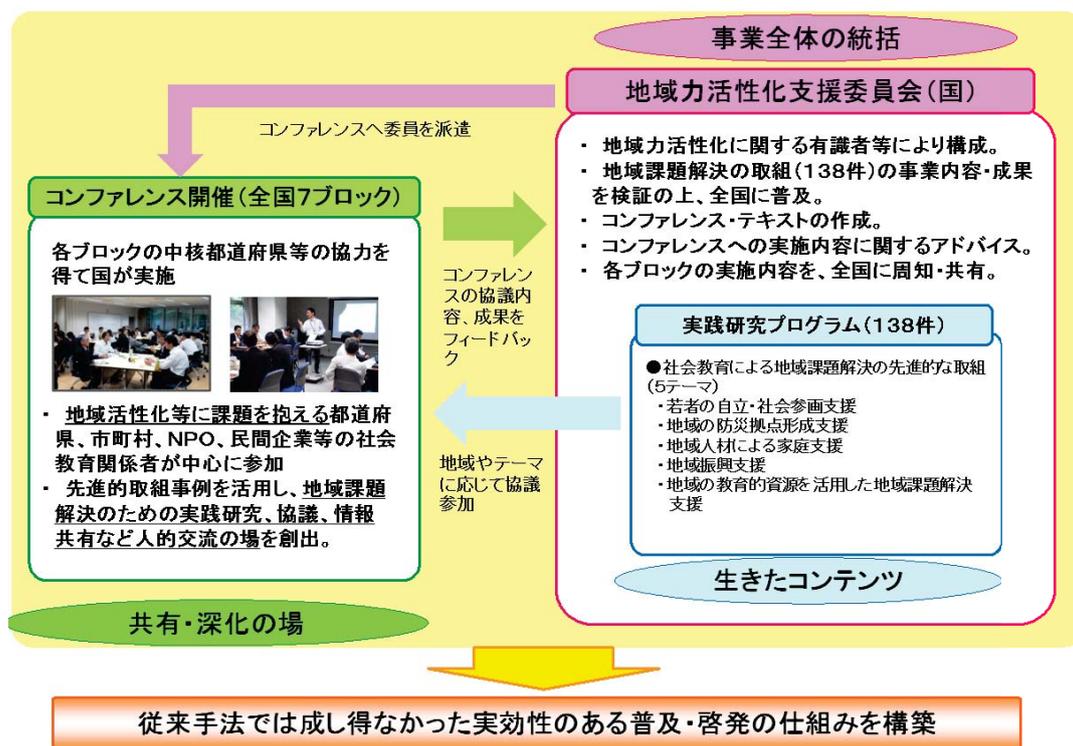
2. 対象事業(措置率(補助率)等)・事業実施主体等

- ・全国各ブロックごとに、国から委託を受けた都道府県等がコンファレンスを実施
- ・ブロックの中心となる都道府県がブロック内近隣の都道府県、関係市町村等と連携してコンファレンス実施内容を企画し、事業を国から受託して実施(7か所程度、委託費10/10)。地域の実情に応じて、1都道府県域内での単独開催も考慮。
- ・都道府県、市町村、NPO等による実行委員会を組織し、事業受託も可能。
- ・各ブロックの地域性に応じ、開催区域が広域となる場合等には、ブロック内で複数回のコンファレンスを開催するなど、柔軟な実施を可能とする。

【予算額等】

27当初 36,119千円

地域力活性化コンファレンス実施スキーム



地域力活性化コンファレンス普及・啓発事例 新潟県小千谷市「交流をキーワードにした中山間地の集落活性化支援」

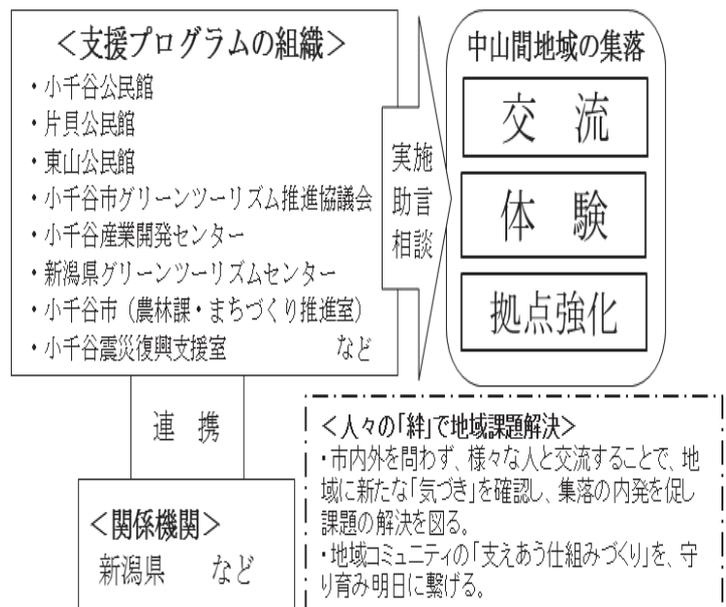
地域の現状・課題

- ・中山間地の各集落は、中越大震災を契機として急激な人口流出により少子高齢化が進行。また、これまでに増加した兼業農家が、近年、慢性的な後継者不足に陥っている状況。
- ・少子高齢化により、学校や保育園の統廃合、地域行事の減少により、地域のコミュニケーションの機会が減少。また、耕作放棄地の増加や、生活技術や伝統文化を後世に伝えることも困難となっている。
- ・平成16年度新潟県中越大震災により全市民が被災、一時避難者となったことにより、地域コミュニティの重要性に気づく。
- ・高齢化によって農業ができない、産業が少なく働く場所がない、雪が多く高齢のため除雪が大変であるといった地域の課題も生じている。

取組概要

- 「交流を通して様々な人の力を活用し地域課題を解決する」ことを基本に、「6次産業化により集落を活性化させ、ふるさとを守りながら生活を続けていけること」を目標とした交流・体験・拠点強化に取り組む。
- 【交流】集落内を歩き地域の現状を知るまちあるき、類似課題を抱える集落が交流する集落間プロジェクト、苗木を育てようプロジェクト
- 【体験】教育体験旅行の受け入れホームステイ強化を支援、農村集落の持つ力を活用した企業向け農村体験プログラム開発
- 【拠点強化】「わかとち学校」による今後の集落の在り方の学習。6次産業取り組み団体の販売強化、6次産業に取り組む農業者への学習機会提供などアグリビジネスプロジェクトの取組を通じ、地縁や経済的活性の仕組みを構築する。

(事業実施体制図)

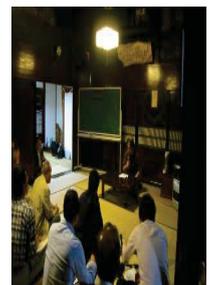


取組のノウハウ・プロセスのポイント

- ・交流を通じ、地域内に留まらず、類似の課題を抱える他自治体も含めた様々な人とのネットワークの構築。
- ・全国各地に存在する少子高齢化の中山間地において、経済的側面の活性化も含め、地域が自立するための取組の参考となる。



「教育体験旅行受入」



「わかとち学校」

成果と課題・今後の展開

- ・「まちあるき」を契機に、住民独自に「早朝ウォーク」が発展し、住民活動の活性化が進んだことに伴い、地域資源の再発見、観光ボランティアのスキルアップにもつながった。（教育体験旅行の受入家庭数 H25: 171軒 → H26: 184軒、経済効果: H25: 2,320万円 → 2,580万円）
- ・共通した課題を抱える地域同士が、課題解決に向けて継続的な交流機会を設けていくこととなった。また、交流会を契機に、市内農家レストランが共同でB級グルメ開発や6次産業化による加工・直売に取り組むことへと波及。（6次産業による売上額 H25: 5,361万円 → 5,739万円）
- ・地域活性化に取り組む集落が周辺集落をリードするかたちとなり、学習への機運が醸成された。また、交流した若者が自治体の枠を超えてグループ活動を開始。（課題解決に取り組む団体や集落数 H25: 8団体 → H26: 11団体）
- ・今後は、「わかとち学校」のような学習を通じ、里山で生きていく思想や未来へのヒントを得る取組を市内他の中山間地域にも広める必要がある。
- ・他部局や団体と情報を共有し、連合体として連携・役割分担を行い、地域課題の解決に取り組んでいく必要がある。

1 ふるさと学など地域における地元学等の取組

教育的かわり
3-4 その他

文部科学省
初等中等教育局教育課程課
03-5253-4111(内線2903)

【道徳教育の抜本的改善・充実】

【目的】

郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の作成支援など各地域の特色を生かした道徳教育等を推進する。

【概要】

1. 支援内容

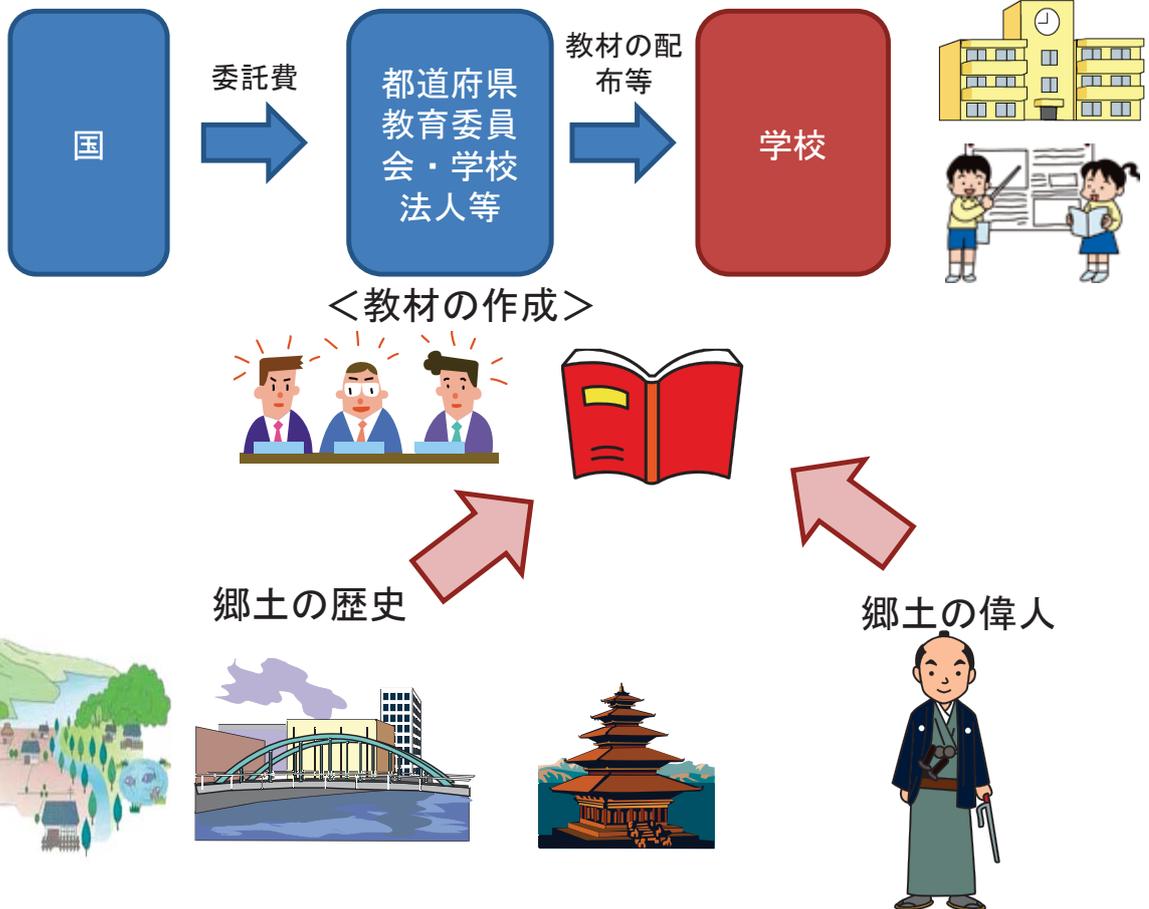
各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、外部講師の活用や、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の作成、家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。

2. 対象事業

- ①委託対象：都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、学校法人、附属学校を置く国立大学法人
- ②支援数：70団体程度

【予算額等】
27当初 1,457百万円の一部

《事業イメージ》



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

教育的かわり

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成

総務省

地域力創造グループ地域自立応援課

03-5253-5394

【地域おこし協力隊の拡充】

【目的】

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

【概要】

①地域おこし協力隊員

- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者
- ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表
- ③ 地域協力活動を行う期間は、概ね1年以上3年以下
- ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者

②地域協力活動

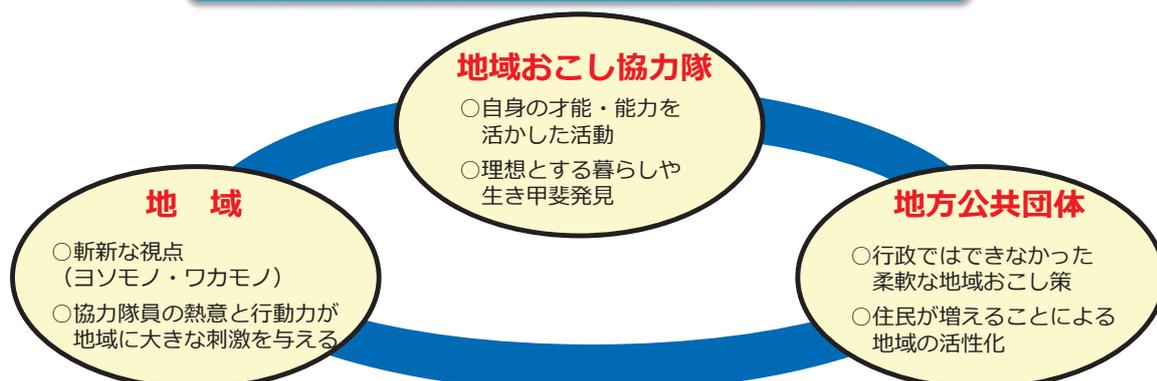
地方自治体等が実施・支援するものであって、地域力の維持・強化に資する活動をいい、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとする。

③財源手当額・対象経費

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費について地域おこし協力隊員を募集する地方自治体あたり200万円を上限
- ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費については地域おこし協力隊員1人あたり400万円を上限(うち報償費等については200万円を基準に、報償費等以外の活動に要する経費については200万円を上限)
- ・地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期終了の日から1年以内に地域おこし協力隊員としての活動地と同一市町村内で起業する者の起業に要する経費について1人あたり100万円を上限(1人について一の年度に限る)

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



取組事例

北海道下川町の概要

【概要】

- ・一の橋地区の集落対策を目的に協力隊員が活動。

【活動内容】

- ・地域食堂（駅カフェイチノハシ）にて、自家ハウスで栽培したトマト、レタス、シイタケ等の採れたて野菜を使ったランチの提供や、栄養士の協力のもと、健康弁当を高齢者に配食するサービスを展開。
- ・シイタケの菌床栽培施設の運営及び技術指導。
- ・小麦粉やトマトなどの地産素材を使った石窯ピザ販売などのコミュニティビジネスを創出。

【ポイント】

- ・地域資源を最大限に活用し、集落の維持と自立活性化を目指している。



奈良県川上村の概要

【概要】

- ・吉野林業の中心地川上村で活動。村内にとどまらず近隣町村の隊員と連携事業を展開。

【活動内容】

- ・「吉野の森満腹ツアー（1泊2日）」を開催し、伐採見学だけでなく、作業体験や吉野杉の酒樽での酒造見学等を実施。地域の魅力を実感できる滞在プランの企画に携わる。
- ・空き家を利用した農家民宿の開業を目指す活動。
- ・遊休農地対策も踏まえ、ピーマンや白菜などの地元野菜を販売する朝市を開催。

【ポイント】

- ・吉野杉や自然を活かし、村の魅力づくりに取り組む。



長崎県対馬市の概要

【概要】

- ・「生物多様性保全」「デザイナー」「有害鳥獣対策」「レザークラフト」「地域資源プロデュース」「民間伝承保全」の6分野で専門的に活動。

【活動内容】

- ・ツシマヤマネコの生息環境である水田を維持するための減農薬・無農薬で米作りに取り組む団体の活動に協力
- ・ツシマヤマネコや対馬州馬をモチーフにデザインしたポロシャツや手ぬぐい等の制作、販売
- ・市のパンフレットの英訳等、近年増えてきた英語圏の観光客への対馬の情報発信
- ・有害鳥獣（イノシシ、シカ）の皮を使ったレザー製品開発

【ポイント】

- ・都市部の専門性あふれる人材獲得のため、市が具体的に活動内容を絞り込んで公募。



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

教育的かわり

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成

総務省
地域力創造グループ地域政策課
03-5253-5523

【地域資源・事業化支援アドバイザー事業】

【目的】

地域経済イノベーションサイクルを推進する意欲のある自治体を対象に、地域の実情に応じた形で実用的にアドバイスできる有識者を地域資源・事業化支援アドバイザーとして自治体に派遣し、地域の取組を支援します。

【概要】

1. 支援内容

【個別アドバイス】

地域経済イノベーションサイクルを推進する上で、具体的なアドバイスを個別に求める自治体を対象とします。取組の進捗を確認しながら、年度内に複数回、アドバイザーを派遣することを想定しています。

【研修会】

地域経済イノベーションサイクルへの理解や地域資源の発掘、産学官の連携等を進展するため、地域の企業、学校、金融機関、住民、NPO等を対象に研修会等を希望する自治体を対象とします。アドバイザーが講師を務め、自治体の要望する項目について研修を実施いたします。なお、近隣自治体と合同で開催することも可能です。

2. 交付対象

地域経済イノベーションサイクルを積極的に推進する自治体を対象とします。なお、地域経済循環創造事業交付金の採択団体につきましては、交付金事業を継続的に支援する観点から優先的に採択します。

【予算額等】

27当初 10,000千円



＜平成26年度事業例＞

【三重県鳥羽市】

〈アドバイザー〉

藤崎 慎一 氏

(株)地域活性プランニング 代表取締役)

〈具体的な内容〉

- 鳥羽市農水産物直売所「鳥羽マルシェ」スタッフ、農協・漁協・市職員を対象に研修会を開催
 - 地元グルメを活用したロケ誘致について、ワークショップを開催
- 鳥羽マルシェで取り扱う地元農水産物の生産現場を視察するとともに、ロケ誘致を想定した市内の街並みの現地確認を実施



【和歌山県和歌山市】

〈アドバイザー〉

大友 詔雄 氏

(株式会社NERC代表取締役センター長)

〈具体的な内容〉

- 和歌山市における自然エネルギー活用策についての庁内研修会を実施
- 放置竹林現地視察
- 地域住民や農業関係者等を対象として、「竹間伐材を用いた自然エネルギーの活用策等の研修会」を実施



【長野県長野市】

〈アドバイザー〉

中嶋 健造 氏

(NPO法人土佐の森救援隊)

〈具体的な内容〉

- 「自伐型林業」研修会を実施
- 現地調査を実施
- 「自伐型林業のすすめ」講演を実施



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

経済的かわり

4-2 自律的な地域産業構造の構築

総務省

地域力創造グループ地域政策課

03-5253-5523

【起業家誘致・人材サイクル事業】

【目的】

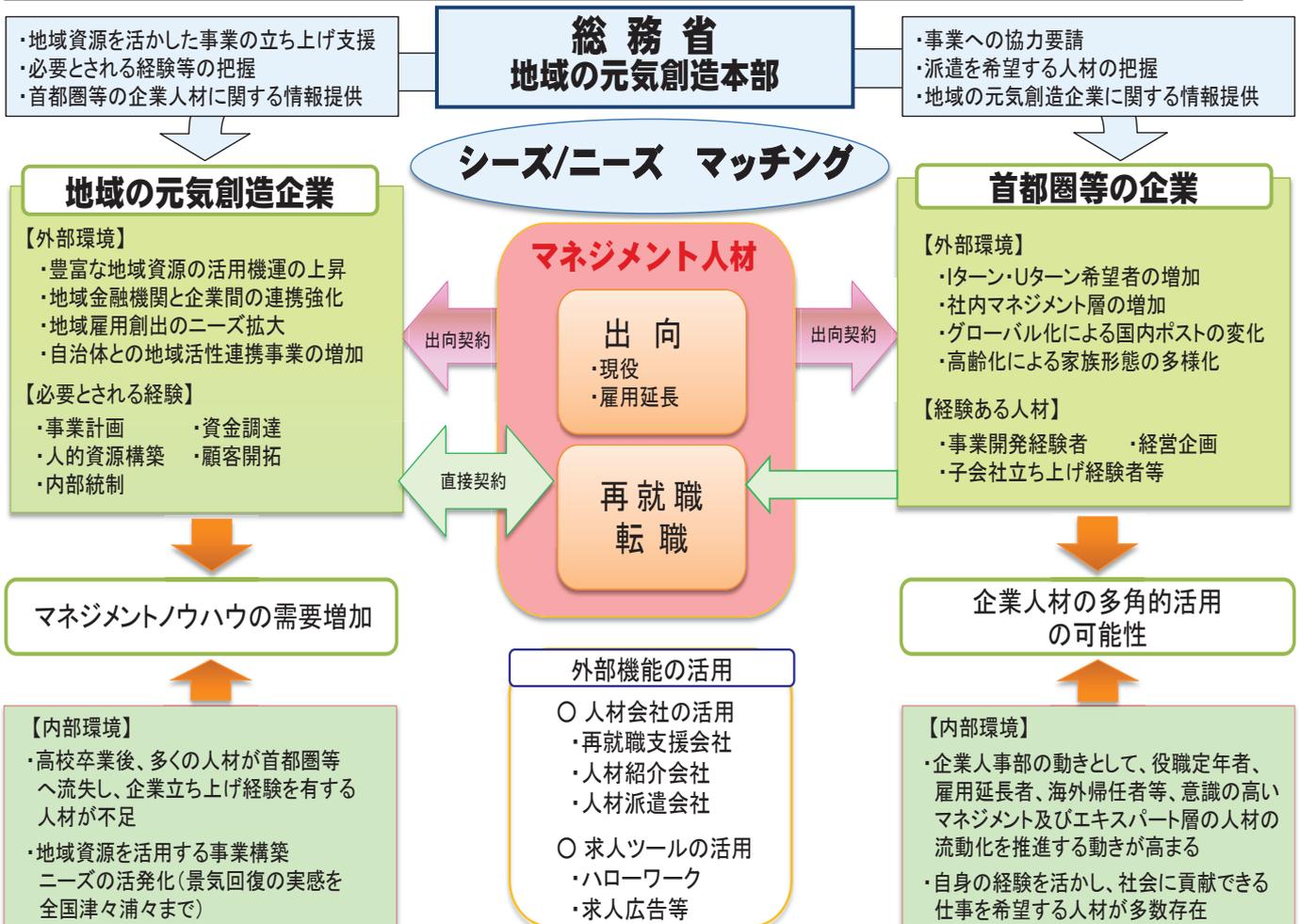
大都市圏等の企業から、地域での起業支援を行うマネジメント人材を一定期間派遣し、生産性の高いビジネスモデルを構築する。

【概要】

事業の立ち上げにあたっては、マネジメントや資金調達、市場開拓などの知識経験を持つ人材の確保が課題であり、地域の資源を活かした事業の立ち上げや運営を支援するマッチングの仕組みづくりを進める。

起業家誘致・人材サイクル事業

○ 地域で事業立ち上げ時に求められる人材を首都圏に所在する経験豊富な人材の中から選び出し、地域に派遣する。



【予算額等】

26補正 50,000千円

求人情報の掲載・検索

求人検索

検索したい項目に、必要事項を記入もしくは選択し、最下部の「検索ボタン」をクリックしてください。 ※チェックした検索条件は、全て「AND検索」となります。

仕事内容から探す

プロジェクト内容検索

プロジェクトの特徴

- 1. 地域や社会に貢献できる
- 2. 管理者やプロジェクトリーダーの立場から取り組める
- 3. 社会への影響力を拡大させる
- 4. 新しい価値を生み出す
- 5. 人材育成、後進の指導ができる
- 6. 結果により高所得が望める
- 7. 専門的な技術・知識等を活かせる
- 8. 年齢や経歴だけでなく、個人の能力を尊重する

プロジェクト事業概要

- ネットワークを生かした市場開拓
- 新規営業体制の構築
- マーケティング戦略見直し
- 事業戦略の立案、推進
- 新規事業の立ち上げ
- 事業部門経営、関連子会社、経営顧問、監査役
- 新商品の研究開発
- 生産技術伝承、品質管理の強化
- 総務、経理、人事、C S R部門強化
- 資金調達、IPO準備
- 調達・購買・物流・購買部門強化

職種分類

職種1

職種2

検索

※検索画面イメージ I

検索結果

全 6 件

並び替え ID順 ▲ 名称順 案件番号順 プロジェクト名順 勤務地順 事業内容順 年収順

個別概要

企業ID	企業名	案件番号	プロジェクト名	勤務地	事業内容	年収
H058-8251 5-5782	求人企業004	A006-041 7-3443	求人案件004-004 製造業(技術職)	〇〇県	メーカー(食品)	801~1000万円
C025-821 5-5350	求人企業004	A006-041 7-3443	求人案件004-004 電子・ソフトウェア エンジニア	〇〇県	メーカー(食品)	401~600万円
H058-8251 5-5350	求人企業004	A034-078 5-6978	求人案件004-000 専門職	〇〇県	メーカー(食品)	601~800万円
H058-8251 5-5350	株式会社 青野 研修会社	A645-247 4-2517	株式会社青野 製造業(工業販売 部門)	〇〇県	人材派遣・人材紹介	401~600万円
H058-8251 5-5350	大手の通信メー カー	A500-468 1-4839	大手の通信メー カー(技術職)	〇〇県	メーカー(機械)	401~600万円
H058-8251 5-5350	株式会社ペー ング	A706-365 1-8973	株式会社ペー ング(建設業)	〇〇県	人材派遣・人材紹介	401~600万円

案件情報

案件番号 H058-2474-2517

受付日 2014/11/18

掲載期間 2017/04/28

プロジェクト名 東北を元気に! 地域定着型人事研修開発プロジェクト

プロジェクトの詳細

プロジェクトの特徴

- 1. 地域や社会に貢献できる
- 2. 管理者やプロジェクトリーダーの立場から取り組める
- 3. 社会への影響力を拡大させる
- 4. 新しい価値を生み出す
- 5. 人材育成、後進の指導ができる
- 6. 結果により高所得が望める
- 7. 専門的な技術・知識等を活かせる
- 8. 年齢や経歴だけでなく、個人の能力を尊重する

プロジェクト事業概要

プロジェクト事業の目的・理念

既存の人事研修では、講師から受講者に対する一方通行の研修が中心で、大企業などが実施している一般的な研修だけでは、中小企業の社員に対しては、研修内容のミスマッチが多々生じています。そんな中で、弊社の研修は、「地域定着」「受講者が主役」「簡便化する」をキーワードとしています。地元、自治体等の中小企業と密着し、事前の研修設定を行いながら、現場の仕事に即した「朝日から使える」研修を実施し、地域で活躍する人材をより多く育成する事。それが弊社の理念であり、上記プロジェクトを設立した際の目的です。

※検索画面イメージ II

エキスパート人材情報の掲載・検索

エキスパート人材情報

検索したい項目に、必要事項を記入もしくは選択し、最下部の「検索ボタン」をクリックしてください。 ※チェックした検索条件は、全て「AND検索」となります。

パーソナリティ・スキルから探す

パーソナリティ&プロジェクト検索

仕事に求めること

- 1. 社会貢献性の高い仕事をしたい
- 2. マネジメントに取り組みたい
- 3. 影響力の大きな仕事を手掛けたい
- 4. 新しい価値を生み出す仕事を手掛けたい
- 5. 人材育成に貢献したい
- 6. 結果に伴い所得向上につなげたい
- 7. これまでに培った専門性を活かせる働き方をしたい
- 8. 年齢に関係なく能力を活かした仕事をしたい

経験業界

提供可能なソーシャルバリュー

- ネットワークを生かした市場開拓
- 新規営業体制の構築
- マーケティング戦略見直し
- 事業戦略の立案、推進
- 新規事業の立ち上げ
- 事業部門経営、関連子会社、経営顧問、監査役
- 新商品の研究開発
- 生産技術伝承、品質管理の強化
- 総務、経理、人事、C S R部門強化
- 資金調達、IPO準備
- 調達・購買・物流・購買部門強化

社会貢献活動歴

経験スキル検索

職種分類

職種1

職種2

検索

※検索画面イメージ I

検索結果

全 5 件

並び替え ID順 ▲ 性別順 年齢順 希望ポスト順

個別概要

人材ID	性別	年齢	希望ポスト	経験業界	経験ポスト
H068-3423-8250	男	54	マネージャー・プレイングマネージャー	人材派遣・人材紹介	経理部部長
H068-3423-8250	男	54	専門職	人材派遣・人材紹介	経理部部長
I298-0907-4166	男	44	子会社経営・取締役		
H422-1883-9537	男	21	管理職(技術部門)		
H950-8397-5338	男	60	管理職(管理部門)	人材派遣・人材紹介	執行役員

エキスパート人材情報

人材ID H950-8397-5338

年齢 60歳

性別 男

〇〇県〇〇市 在住

仕事に求めること

- 1. 社会貢献性の高い仕事をしたい
- 2. マネジメントに取り組みたい
- 3. 影響力の大きな仕事を手掛けたい
- 4. 新しい価値を生み出す仕事を手掛けたい
- 5. 人材育成に貢献したい
- 6. 結果に伴い所得向上につなげたい
- 7. これまでに培った専門性を活かせる働き方をしたい
- 8. 年齢に関係なく能力を活かした仕事をしたい

提供可能なソーシャルバリュー

- ネットワークを生かした市場開拓
- 新規営業体制の構築
- マーケティング戦略見直し
- 事業戦略の立案、推進
- 新規事業の立ち上げ
- 事業部門経営、関連子会社、経営顧問、監査役
- 新商品の研究開発
- 生産技術伝承、品質管理の強化
- 総務、経理、人事、C S R部門強化
- 資金調達、IPO準備
- 調達・購買・物流・購買部門強化

趣味・特技

経歴 4段

社会貢献活動履歴 1 (掲載済)

社会貢献活動 12. NPOの監理形態

活動内容 都内にある若者の雇用を促進するNPO立ち上げに外部顧問として参加、事業立ち上げのノウハウを提供し、設立に貢献した。

※検索画面イメージ II

2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

教育的かわり

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成

総務省

地域力創造グループ地域自立応援課

03-5253-5394

【集落支援員】

【目的】

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

【概要】

集落支援員

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
 - ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財源手当(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等により支援
- ※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費
- ※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「集落支援員」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

取組事例

福島県喜多方市

【概要】

- ・人口減少と高齢化の進む集落の現状を把握するため集落支援員を設置。

【活動内容】

- ・集落巡回、集落点検による集落の状況や課題の把握。
- ・祭りの運営
(集落出身者が地域に帰る機会や、つながりを強くする仕組みづくり)
- ・グリーンツーリズムの実施や、棚田の整備。
- ・大学生の受入れ。

【ポイント】

- ・喜多方市農山村集落元気塾の実施により、現役支援員がスキルを上げると共に、住民から次に続く支援員を育成。
- ・世話役支援員の設置により全体の調整機能を強化。



新潟県上越市

【概要】

- ・高齢化率の高い集落を対象に集落支援員を設置。

【活動内容】

- ・集落巡回、広報だよりの作成、集落点検カルテの作成。
- ・雪かきを手伝ってくれる有志をリスト化し、集落内で助け合う仕組みづくり。
- ・地域資源発掘イベントの企画、運営。

【ポイント】

- ・イベントの準備など、足手まといになるからと参加を遠慮していたお年寄りに、出来ることを分担し、準備から参加してもらうことで、生きがいを作る。



広島県神石高原町

【概要】

- ・住民自治組織の「地域づくり計画」の策定支援や「地域の夢」をカタチにするため集落支援員を設置。

【活動内容】

- ・各振興会ごとに地域づくり計画を作成。
- ・集落課題解決のための加工所運営。(宅配弁当、特産品開発。)
- ・交流体験型農業学校(廃校利用)の運営。

【ポイント】

- ・地域の現状や将来の人口推移をグラフ等で示すことで危機感を共有。
- ・地域担当(旧町村単位)、地区担当(振興会単位)と組織立てたことで、全体としての活動が柔軟に。



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

教育的かわり

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成

総務省
地域力創造グループ地域自立応援課
03-5253-5394

【復興支援員】

【目的】

被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。

【概要】

○実施主体

被災地方公共団体

○設置根拠等

被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱

○期 間

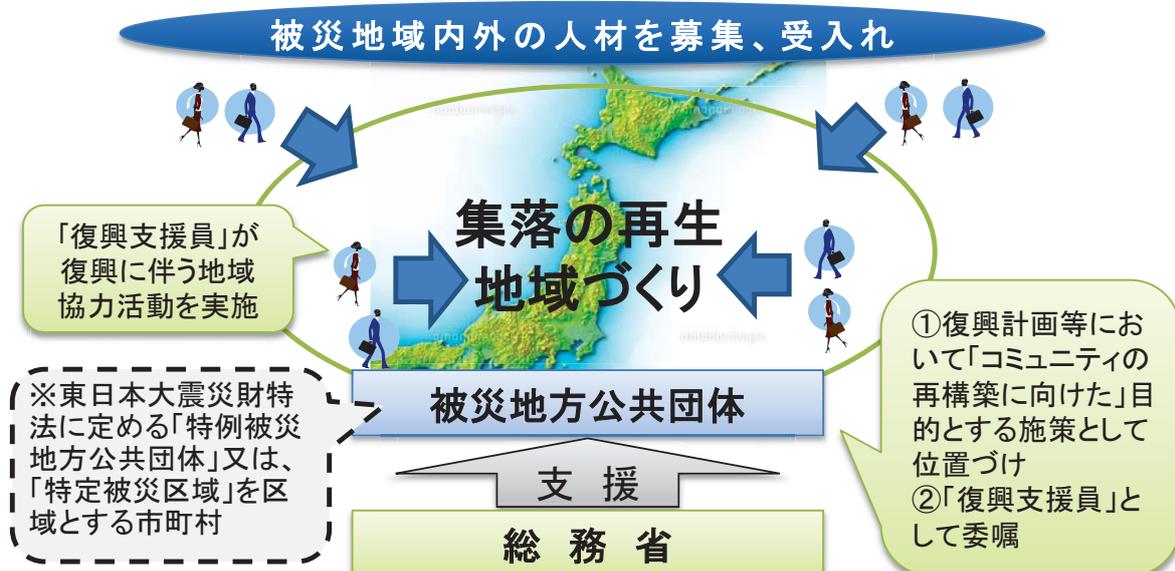
概ね1年以上最長5年

○総務省の支援

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置
⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)[※]+活動費(必要額)を措置

※参考: 地域おこし協力隊の報酬等を上限に特別交付税措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネジメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート



取組事例

宮城県（県事業）

■概要

被災地の地域づくりを目的とした住民主体の地域活動を促進するため、県が市町村及び関係団体と連携し、それぞれの地域の復興に向けて意欲的に取り組む人材を内外から募って「復興応援隊」を結成し、一定期間、地域住民の活動支援に従事。

■活動内容

「石巻市北上地区復興応援隊」は石巻市北上地区の実情に応じた住民主体の地域活動（石巻市北上地区復興プロジェクト「自然とともに生きる 新古里（にっこり）」）の実現に向けて活動を行う。

- 北上地区の生活再建支援
 - ・被災者の住宅再建に向けた相談対応及び助言 など
- 元気な子どもが育つ地域づくり
 - ・子どもの遊びの場の提供、学習支援 など



北上植生散策会

- 北上地域の活性化支援
 - ・石巻市北上地域まちづくり委員会に設置する分科会における地域づくり事業提案・実行・運営支援
 - ・北上地区内での祭り・イベントなどの定期開催、運営支援
 - ・北上地域の復興経緯の情報発信 など



北上の魅力発信

福島県相馬市（市事業）

■概要

相馬市の復興事業を加速化させるとともに、よりきめ細やかな事業を実施していくため、平成26年4月より、相馬市復興支援員を設置し、相馬市の観光交流人口拡大のための観光PR活動や、基幹産業である水産業の復興へ向けた活動の支援を実施する。

■活動内容

- 震災から復興した新たな相馬市の観光交流人口拡大へ向けた活動
 - ・被災地視察ツアーの受け入れ調整、観光案内
 - ・相馬市の新たな観光資源を活用したPR（スポーツ・ツーリズムの推進）



観光協会とともに相馬野馬追で武者が着用する陣羽織を着てPR活動

- 水産業再開への活動
 - ・水産物の放射線量自主検査を実施
 - ・風評被害払拭へ向けたPR活動の実施



水揚げされた魚を捌き、小さなブロックにしてから検査機器で測定



測定された数値のチェック・風評被害払拭へ向けた情報発信準備

2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

教育的かわり

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成

総務省

地域力創造グループ地域自立応援課

03-5253-5392

【外部専門家招へい事業】

【目的】

市町村が、地域活性化の活動実績があり、一定の知見を有する外部専門家(※総務省地域人材ネット登録者に限る)を、年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、外部専門家等の助言を得ることにより、効果的・効率的に地域活性化に向けた取組を行いやすくすることを目的とする。

【概要】

○支援内容及び対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等)

外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者に対する旅費・謝金(報償費)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)について、専門家区分、財政力指数に応じて最大560万円を上限として特別交付税措置。

「外部専門家(アドバイザー)」制度について

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援



外部専門家の紹介

○地域人材ネット

地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を「外部専門家(地域力創造アドバイザー)」としてデータベース(地域人材ネット)に登録。平成26年4月現在、民間専門家(285名)、先進市町村で活躍している職員(32名(組織を含む))に登録。(計317名)
<http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

外部専門家招へい事業(特交措置、26年度)

市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいし、地域活性化の取組を実施する場合、取組に要する経費に対し特別交付税措置。

【対象経費】外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者(※2)に対する旅費・謝金(報償費)(※3)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)

【上限額等】財政力指数等により以下に示す額を上限額とし、1~3年間を活用期間とする。なお、当面、1市町村につき1回に限る。

※1 日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること。

※2 地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者

※3 先進自治体職員の場合、旅費のみを対象とする。

外部専門家 活用区分	財政力指数全国平均 (H22~24=0.49)	1市町村当たり上限額 (千円)		
		初年度	第2年度	第3年度
民間専門家等 活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
先進自治体職員 (組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
	平均超の市町村	1,200	750	450

拡充

外部専門家招へいにより、地方への新しい人の流れをつくることを支援するため27年度から財政措置を拡充

- ・1市町村の上限額を初年度と同額に引き上げて拡充。
- ・対象地域については、定住自立圏を実施する自治体、条件不利地域を有する自治体に限定。

外部専門家 活用区分	1市町村当たり上限額(千円) ※4, 5		
	初年度	第2年度	第3年度
民間専門家等 活用	5,600		
先進自治体職員 (組織)活用	2,400		

※4 算定にあたっては財政力補正を用いる。

(財政力補正は、各自治体の財政担当課に御確認下さい)

※5 26年度対象自治体については経過措置を適用する。

2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

人と人との関係的かかわり

5-2 世代間の交流

文部科学省
スポーツ・青少年局スポーツ振興課
03-5253-4111(内線3485)

【地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト】

【目的】

- ・ スポーツを普及・定着させ、スポーツを人々にとって身近なものとするためには、トップアスリートなどの優れた技術や経験を地域スポーツに有効に活用し、スポーツの裾野の拡大と底上げを図ることが重要であり、地域住民が主体的にこれらの活動に取り組んでいく必要がある。
- ・ このため、拠点となる総合型地域スポーツクラブにおいて、地域に活動拠点を置くトップチームやトップアスリートの協力を得て、周辺の総合型クラブやスポーツ少年団、学校運動部活動等に対する巡回指導を実施するとともに、地域のスポーツ人材等を「体育活動コーディネーター」として小学校に派遣し体育活動支援を行うことなどを通じて、地域スポーツとトップスポーツの好循環を推進する。
- ・ また、地域スポーツクラブ同士のネットワークを構築し、好循環の自立・継続化を図る。

【概要】

1. 支援内容

国から、拠点となる総合型地域スポーツクラブに、以下の事業の実施を委託する。

2. 対象事業

(1) 好循環推進プロジェクトの実施

- ・ トップアスリート等によるジュニアアスリート支援等の実施
- ・ 地域の課題解決に向けた取組の実施
- ・ 小学校体育活動コーディネーターの派遣

【予算額等】

27当初 91,700千円

- ① 事業主体: 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ等
- ② 措置率: 定額(6百万円上限)

(2) 「拠点クラブ」を核としたエリアネットワーク構築に関する実践研究

- ・ 地域スポーツ活動の自立・継続に向けたエリアネットワーク構築
- ・ スポーツ指導者(トップアスリート等)の共有化
- ・ エリアネットワークを活用した共同事業化へ向けた実践

- ① 事業主体: 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ等
- ② 措置率: 定額(10百万円上限)

《地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクトの事業イメージ》



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

教育的かわり

3-1 地域に関する学習を通じた、地域社会に対する誇りと愛情の育成

文部科学省
生涯学習政策局社会教育課
03-5253-4111(内線2974)

【社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業】

【目的】

社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習及び博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。

また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。

【概要】

【予算額等】

27当初 70,969千円

1. 支援内容

主に地方自治体の社会教育関係職員等が参加する以下に掲げる養成、研修事業の実施を通じ、地域の社会教育を担う指導者の資質向上を図り、各地域における学びを通じた地域課題解決、まちづくり等を支援する。

特に、地方自治体の教育委員会に必置とされ、地域の社会教育を行う者に対して指導・助言を行うこととされている社会教育主事について、今後、地方創生の中で目指される地域の自主的・自律的運営の実現に向け、様々な関係者、関係機関等と連携しながら、地域の課題解決、まちづくり等に必要となる住民の学びを支援、コーディネートする役割を果たせるよう、養成、研修を実施していく。

併せて、地域コミュニティの学びの拠点施設である公民館に配置される公民館主事等の職員についても、コミュニティの中で、住民の学びの支援ができるよう、資質向上を図る。

・社会教育主事講習

大学等に社会教育主事の資格取得のための講習を委嘱して実施。(14大学等)

・社会教育主事等専門研修

社会教育主事を対象に、専門的な知識についての研修を行い、社会教育の指導者としての力量を高める。

・公民館施設職員等専門研修

公民館主事等を対象に、地域から求められる専門的・実務的な知識・技術について研修を実施。

その他、地域の社会教育専門職員である図書館司書、学芸員等の養成・研修を実施。

2. 対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等)

実施主体: 国及び国からの委託を受けた大学、地方自治体等

参加者: 地方自治体の社会教育関係職員等

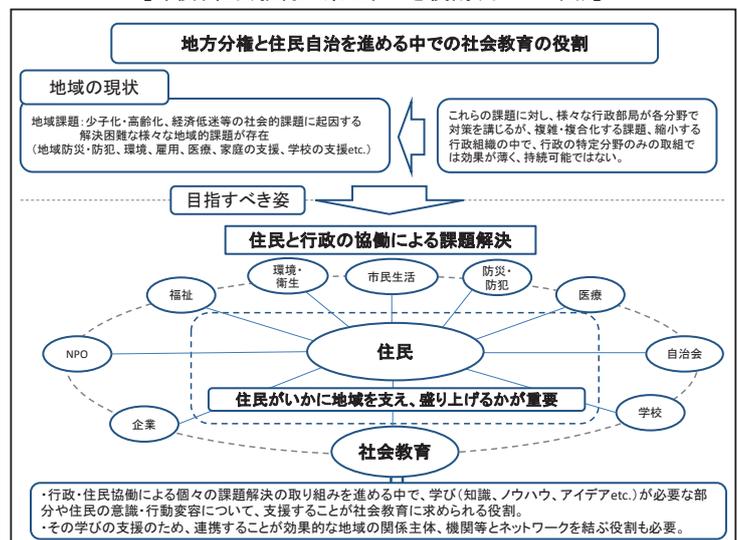
【今後、社会教育が果たすべき役割(イメージ図)】



【研修の様子(社会教育実践研究センター)】



【地域における学び: 千葉県浦安市】



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

環境的かわり

1-2 農林水産業による環境保全

農林水産省

農村振興局農村政策部都市農村交流課

03-3502-5946

【都市農村共生・対流総合対策】

【目的】

集落が市町村、NPO等多様な主体と連携した豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動や市町村が中心となった地域資源を活用する取組を支援して、都市と農村の共生・対流や地域経済の活性化を総合的に推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を図り、人口減少社会に対応し、「交流」から「移住・定住」への発展を目指す取組を推進する。

【概要】

1. 支援内容

観光・教育・福祉等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興をソフト・ハード両面から交付金を交付すること等により支援

2. 対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等)

(1) 集落連携推進対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用した都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援

補助率: 定額(1地区当たり上限800万円) 事業実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO等

(2) 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援

補助率: 定額(1地区当たり上限250万円) 事業実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO等

(3) 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援

補助率: 1/2等(1地区当たり上限2,000万円)

事業実施主体: 地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等

(4) 山村活性化支援対策

特色ある豊かな地域資源を有する一方、人口減少や高齢化が著しい山村における所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の未利用資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

補助率: 定額(1地区当たり上限1,000万円) 事業実施主体: 市町村等

【予算額等】

27当初 2,750百万円

集落連携推進対策

地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な体制整備、自立的活動の後押し

■ 活力アップ重点地域

(中山間地域、離島など)

- 子ども農山漁村交流
- 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム
- 自然・景観を生かした美しいむらづくり
- 集出荷などを通じた地域内外の連携
- 定住・集住等の環境整備
- 市民と連携した農業被害の防止

■ 自立発展可能地域

(平場農業地域など)

- 「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム
- 農山漁村における大学・企業等の研修
- 「食」の提供などを通じた学校・企業等との連携
- ITを活用した消費者とのネットワークづくり
- 「農」を活用した医療・福祉との連携
- 地域提案活動

- 実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間: 上限2年
- 補助率: 定額(上限800万円/地区、中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 上限900万円/地区)

+ 人材活用対策

地域の手づくり活動の推進に必要な人材の確保

- 外部人材・都市の若者の受入と活用・育成

・外部人材や都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施

- 実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間: 上限3年
- 補助率: 定額(上限250万円/地区)

+ 施設等整備対策

地域の手づくり活動に必要な施設の補修等

- 観光、教育、健康等の地域活性化や暮らしの安心に必要な施設等

・空き家、廃校等の補修等

- 実施主体: 地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等
- 実施期間: 上限2年
- 補助率: 1/2等(上限2,000万円/地区等)

集落連合体による事業の実施(旧小学校区単位)



◆ 農山漁村の雇用の増大
◆ 農林漁業者の所得の増大
◆ 交流人口の増大

◆ 農山漁村の活性化
◆ 地域コミュニティの再生

【地域の手づくり活動への支援】

- 子ども農山漁村交流や体験教育



- 山菜料理や古民家を活かしたグリーン・ツーリズム



- 棚田や田園空間を活かした美しいむらづくり



- 庭先集荷や宅配サービスなど地域内外の連携による供給配達



- 空き家、廃校等を活用した定住、移住、冬期の集住



- 直売所、観光農園、商品開発などのグリーン・ツーリズム



- 社会人や大学生の研修の受入れ



- 学校給食、社員食堂への食材提供



- ITを活用した集出荷管理や消費者とのネットワークづくり



- 園芸療法や福祉農園、障害者の雇用など、医療・福祉サービス



【外部人材を活用した例】

- 都会の若者などの研修生
【例：地域資源の活用】

地域資源を活用してくれる人が欲しい

都会の若者を受入れ

研修生が活性化の取組をお手伝い



●都市の若者等の研修生
学生、地域貢献ボランティア、UIJターン、留学生 等

地域資源の有効活用

【施設整備の例】

- ① 食や農などを観光に活用



- ③ 食や農などを健康に活用



- ② 食や農などを教育に活用



- ④ 定住対策に活用



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

教育的かわり

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成

経済産業省

商務流通保安グループ中心市街地活性化室

03-3501-3754

【まちプロデュース活動支援事業】

【目的】

民間投資の喚起を軸とする中心市街地の活性化を推進するため、まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有し、事業を生み出すタウンマネージャー等を育成する。

また、中心市街地を活性化することの意義、ノウハウ等についての普及活動を行うとともに、新たな分野の専門家等を掘り起こして人材のプールを拡充し、地域と人材プールとのマッチングを強化することで、地域の個性を活かしたまちづくりを支援する。

【概要】

○開業や会社経営に必要なビジネススキルに加え、空き店舗対策や合意形成の手法等のまちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等を育成。

○まちづくりを担うリーダー層の人材に加え、新たな分野の専門家(デザイナーやクリエイター等)も掘り起こした上で、地域と人材等のマッチングを通じて人材の活用を図る。

○関連サイトに、取組事例、人材情報、各種会議の内容、調査結果、コラム等を掲載していくことで、まちづくりにとって有益な情報集約・情報発信・情報交換等の場を提供する。

【予算額等】

27当初 155,617千円

《事業イメージ》

国

委託

事務局

民間事業者等

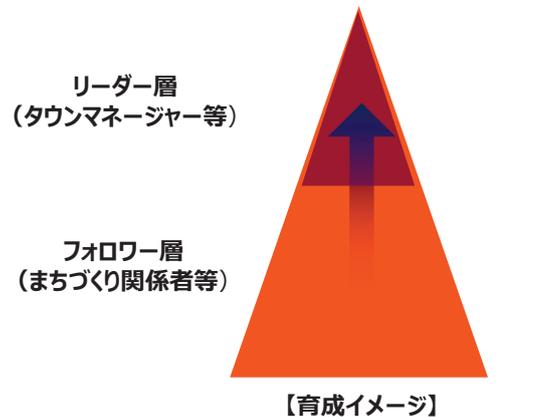
■具体的事業

- ・まちづくり人材育成研修
- ・まちづくりシンポジウム、サミット
- ・まちづくり人材活用(マッチング)
- ・まちづくり情報、先進事例等の発信
- ・まちづくり情報関連サイトの運営

等



【サイトイメージ】



【育成イメージ】



【研修イメージ】

【主な事業】

1. まちづくり人材研修

①実地研修

先進的なまちづくり会社等へのインターンシップ型研修。

②座学研修

まちづくりに関わる際に必要な専門知識やノウハウを座学形式で講義する研修。

③教材の汎用化

座学研修用の教材を汎用化し、関連サイト上に公開。

④研修生の報告会

研修の成果や研修を経て定めた目標等についての報告の場を設け、講師や有識者等から適切な助言・指導等を行う。

⑤フォローアップ

研修受講生のうち、特定地域に講師や有識者等が入り込み、課題解決を図りつつ、研修受講生を含めた当該地域に関わる人材を育成。



2. まちづくりシンポジウム・サミット

まちづくりに関わる特定のテーマを取り上げ、シンポジウムやサミットの形式で議論を深め、関連サイト上でも会議の動画を配信。



3. タウンマネージャー等マッチング会議

まちづくりに関わる人が地域の抱えている問題について、タウンマネージャーや専門家等から具体的な解決へつなげるための助言や情報提供を受けられる相談会を実施。



4. まちづくり情報・先進事例等の発信

まちづくりに関わる人にとって有益な情報を関連サイト上に掲載。(各地イベント情報、研修等の開催情報、SNS等)



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

人と人との関係的かかわり

5-1 時代にふさわしいコミュニティの形成

国土交通省
都市局まちづくり推進課
03-5253-8407

【民間まちづくり活動促進事業】

【目的】

都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減等を図る民間まちづくり活動を促進する。

【概要】

1. 支援内容

先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者を対象とした普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証事業等に助成する。

2. 対象事業(措置率)

(1) 普及啓発事業

都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営を支援

①事業主体 都市再生推進法人、市町村都市再生協議会、景観協議会、低炭素まちづくり協議会、中心市街地活性化協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等(JV含)

②措置率 10/10

(2) 社会実験・実証事業等

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用、まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等を支援

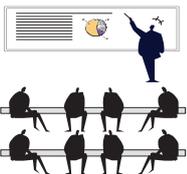
①事業主体 都市再生推進法人、市町村都市再生協議会、景観協議会、低炭素まちづくり協議会、民間事業者等

②措置率 1/2以内、1/3以内

【予算額等】

27当初 98百万円

《普及啓発事業取組イメージ》



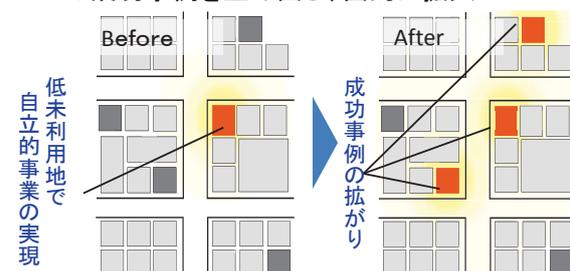
＜オリエンテーション&座学＞
基礎的知識をチーム合同で習得



＜現地スタディ/ワークショップ＞
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的ノウハウを習得

＜事業化の実現/実践＞

- ・実際に自らの地域で具体的な事業を実践
- ・1つの成功事例を生み出し、面的に拡大



《社会実験・実証事業等取組イメージ》

○オープンカフェ開設後



- 協定に基づくオープンカフェ等の都市利便増進施設の整備等によるまちの賑わい、交流の場の創出

○取組み以前



2 ふるさとづくりの担い手(コーディネーター)の育成

教育的かわり

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成

国土交通省
総合政策局公共事業企画調整課
03-5253-8912

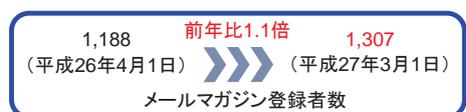
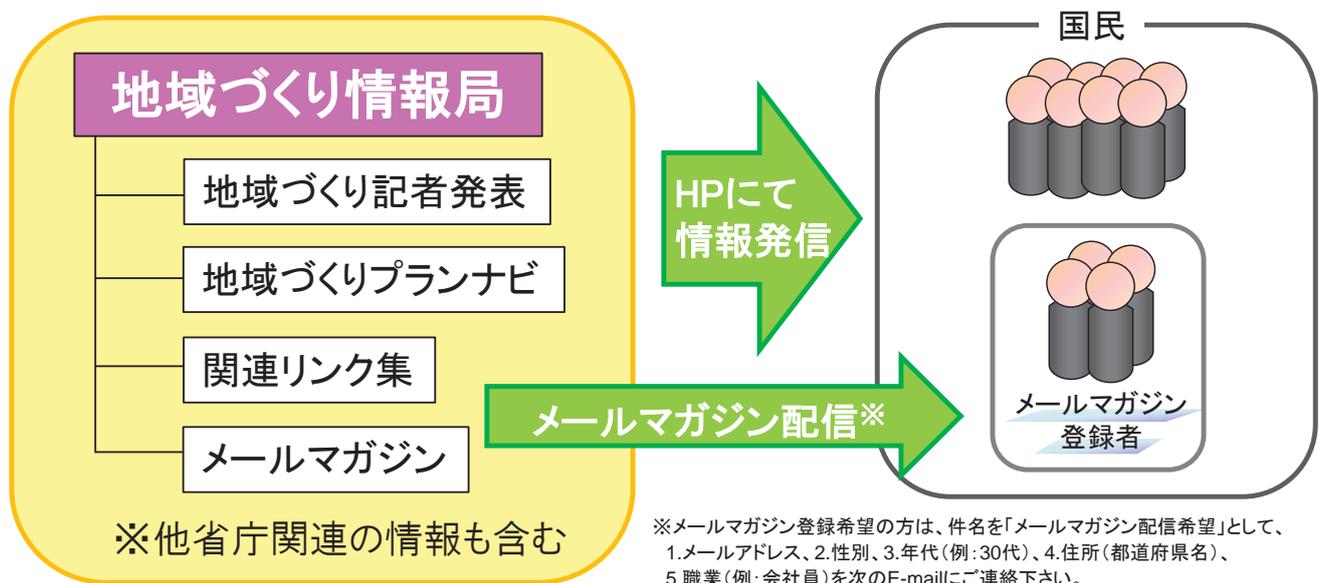
【地域づくり情報局】

《概要》

- 「地域づくり情報局(Repis: Regional Planning Information System)」は、地域づくりに関わる情報を発信することを目的とした情報共有の場。
- 平成17年2月に開設し、10年が経過。平成27年3月時点でメールマガジン登録者数は約1,300人。
- 全国で実施されている地域づくりの秀逸な事例や各関係省庁の関連施策等、地域づくりに携わる方々にとって役立つ情報をメールマガジン等で広く情報発信することにより、全国の地域活性化の取り組みを支援。

《発信情報》

地域づくり情報局では、地域づくりに関係した「記者発表」、地域づくり活動の過程を5つの段階「(1)立ち上げ、(2)気づきを深める、(3)地域づくり行動計画の立案、(4)実行&評価、(5)発展、交流+連携」に分け活動を紹介する「地域づくりプランナビ」、「関連リンク集」、そして「メールマガジン」を発信。



地域づくり関連情報

(地域づくり情報局HP: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiiki-joho/>)

第73回 メールマガジン(平成27年1月22日配信)

商店街に賑わいを取り戻した鶴岡山商店街振興組合の取り組み

山形県鶴岡市の中心部に位置する山王商店街の付近は、城下最北端の商人町として繁栄しました。昭和31年、商店街としての事業発展を目的に「協同組合山王荒町商店街」が結成されました。昭和39年、現在の組合に改組され、今に至っております。この度は、長年の商店街での活動によって、平成25年度「手づくり郷土賞」(一般部門)を受賞した組合で理事長をつとめておられます、三浦さんにお話を伺いました。

①活動を始めたきっかけ

商店街の中は歩道が狭く、電柱もあって人が歩きにくい状況にありました。冬に雪が積もると、さらに歩くスペースが無くなり、車からの泥はね等の問題もあり、商店街で心地よく買い物ができる状況にはなかったのです。



歩道が狭く、安全で快適に買い物が出来ない

②商店街念願の街路事業へ

商店街を通過する市道を拡幅するためには、店舗の立地位置や道路設計等により店舗が支障となります。事業が具体化するにつれて、地域の衰退に繋がるのではないかと懸念が生じました。ワークショップでは、その様な事態を回避し、地域の維持・活性化を図るため、街路事業の計画段階時より、ハード・ソフトの両面から、整備手法等について話し合いが行われました。



商店街の未来について皆が真剣に議論

平成23年11月、無事に街路事業が竣工しました。新しくなった商店街の道路では、ワークショップで考案した特注ボラードを市が整備し、組合が季節感のある花を飾り、イベント毎に専用のフラッグを立てるなど、来街者への「おもてなし」も行っています。

③これまでの活動がより発展！

山王商店街では、平成6年5月より、毎年5月～10月までの第3土曜日に「ナイトバザール」が行われています。

これは、商店街の振興を目的に、各店舗がその日だけのお得なセールを実施したり、商店街が場所を提供し外部から出店してもらったりしているものです。



「山王ナイトバザール」の様子

④活動の効果

平成15年以降、減少傾向にあった商店街の店舗数も、みち広場が整備されてから、これまでの活動が進化したことにより、増加に転じることとなりました。また、市民や地元の大学生のボランティアが、バザールに出店したり駐車場の整理をしたり等、商店街と一体となってイベントを行う状況がうまれました。

全国移住ナビ

移住・交流情報ガーデンの案内

ご登録・ご投稿

文字サイズ

小さい

標準

大きい

自然と暮らす... 街で暮らす...

自分に合った暮らし探し

～好きな自治体を見つけて、移住を考えてみよう！～

現在、全国の自治体等からのデータなどの
作成・登録作業を始めています

ようこそ
全国移住ナビへ



内閣総理大臣
安倍晋三

探してみよう！ ～いろいろ検索～

地図から探そう！

お探しの都道府県・市区町村を選んでください
地図の都道府県をクリックすると、市区町村の地図が表示されます

都道府県・市区町村名で検索



暮らしをイメージしよう！



仕事から探してみる

気になる地域の仕事をいろいろな
条件から検索できます

希望条件から仕事を探す



住まいから探してみる

気になる地域の物件をいろいろな
条件から検索できます

希望物件から住まいを探す



生活環境・ 交通から探してみる

気になる周辺施設を地図上から検索できます

生活環境・交通から探す

こだわり観光情報から探してみる

見る、遊ぶ、食べる・・・
観光情報からお気に入りの場所を見つけよう

観光情報から探す

体験談から探してみる

移住の先輩方から学ぼう

体験談から探す

動画で探そう！～3分でわかる素敵な地方の魅力～

今日の自治体



〇〇県〇〇市

地域に根差した、穏やかな暮らし



〇〇県〇〇市

温泉と自然が身近にある田舎暮らし



〇〇県〇〇市

定年後に農業を始めてみませんか



〇〇県〇〇村

農業を楽しもう。いい土地と水がある村

都道府県・市区町村名からも探せます



おすすめ項目から動画を探す →

3 ふるさとづくり推進組織との協働

人と人との関係的かかわり

5-4 その他

総務省
地域力創造グループ地域振興室
03-5253-5533

【ふるさとづくり大賞の創設】

【目的】

全国各地で、それぞれのところをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図る。

【概要】

内閣総理大臣賞(大賞)の創設について

- ① 「ふるさとづくり」有識者会議報告(平成26年3月27日)において、全国のふるさとづくり推進組織との協働の取組が特に重要と指摘され、その中で『「ふるさとづくり」に取り組む方々の励みになり、様々な活動がより一層活性化するよう、全国の「ふるさとづくり」の取組みのなかから、他のモデルとなるような特に先進的な活動を行っている団体又は個人を表彰すること。』と指摘。
- ② 検討の結果、ふるさと学の推進や地域の担い手の育成など、息の長い取組を行っている団体や個人や地域のシンボルとなっている祭りや地域のイベント等を表彰することとし、既存の表彰制度の中から「ふるさとづくり大賞(旧地域づくり総務大臣表彰)」及び「ふるさとイベント大賞」の二つの表彰制度に内閣総理大臣賞を創設することとされた。

ふるさとづくり大賞の概要

<目的>

全国各地で、それぞれの地域をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的として、昭和58年度から実施。(平成26年度で32回)

主催：総務省

審査：ふるさとづくり懇談会(学識経験者等14名)
(座長：月尾嘉男 東京大学名誉教授)

【表彰の種類】

- ◎大賞：内閣総理大臣賞
※ 26年度創設
- 団体表彰
- 地方自治体表彰
- 個人表彰
- 試験研究機関表彰
※必要に応じ、優秀賞等を選出
(内閣総理大臣賞以外は、全て総務大臣賞)

【選考基準】

先進性、ユニークさ、創意工夫、地域特性の活用、活動の継続、効果や実績の定着、他地域への波及、自主性・主体性、住民と行政の協働・連携、住民満足度、地域経済活性化、雇用創出、新たな地域文化の創造、知名度やイメージの向上等

ふるさとづくり大賞

かどしま ていち
株式会社 鹿渡島定置

石川県 七尾市

概要

魚価の低迷等、漁業の操業環境が厳しい状況において、単に魚を獲るだけではなく、付加価値を付けるため、魚の鮮度を長く維持できる「神経締め」等の先進的な技術を導入し、インターネットを活用した直接販売を行うとともに、加工施設を設け、厄介者扱いされていた海藻を「海のじねんじょ」という人気商品にするなど、6次産業化により収益を伸ばし、地域の雇用創出に貢献している。

また、漁業従事者の高齢化が課題となっている中、見て覚える昔ながらの風習から脱却し、作業のマニュアル化や社員研修の開講等により、海外からの研修生を含む若手後継者の育成に取り組むとともに、台湾など海外への技術の伝授にも貢献している。また、昇格には立候補制を導入するなど実力主義の導入により、30歳代の船頭、20歳代の社員8名を含む社員15名の平均年齢が34歳と、若い社員の多い活気ある会社である。

評価された点

- 新技術（神経締め、海水シャーベット氷製造機）の積極導入による付加価値の向上。
- 地場資源を生かした6次産業化の取組み（加工品の開発・販売）。
- 漁労作業のマニュアル化、定置網の研修による後継者育成。
- 実力主義の導入（昇格の立候補制等）による若者雇用の拡大（社員の過半数が20歳代）。
- 海外への技術伝授（台湾、スリランカ。漁労長（漁の責任者）を5名育成。）
- 伝統的漁法の承継。
- 直販所開設など買物難民対策に一役買うなど地域への貢献。



3 ふるさとづくり推進組織との協働

人と人との関係的かかわり

5-4 その他

総務省
地域力創造グループ地域自立応援課
03-5253-5392

【ふるさとイベント大賞の創設】

【目的】

全国各地で数多く開催されている地域の活力を生み出すイベントを表彰することにより、ふるさとイベントの創造・発展を促すことで、地域固有の風土・伝統・暮らしを守るとともに、地域に対する愛着と誇りを育み、内外との交流につながる地域の活性化を目指すことを目的として、平成8年から実施。

【概要】

内閣総理大臣賞(大賞)の創設について

- ① 「ふるさとづくり」有識者会議報告(平成26年3月27日)において、全国のふるさとづくり推進組織との協働の取組が特に重要と指摘され、その中で『「ふるさとづくり」に取り組む方々の励みになり、様々な活動がより一層活性化するよう、全国の「ふるさとづくり」の取組みのなかから、他のモデルとなるような特に先進的な活動を行っている団体又は個人を表彰すること。』と指摘。
- ② 検討の結果、ふるさと学の推進や地域の担い手の育成など、息の長い取組を行っている団体や個人や地域のシンボルとなっている祭りや地域のイベント等を表彰することとし、既存の表彰制度の中から「ふるさとづくり大賞(旧地域づくり総務大臣表彰)」及び「ふるさとイベント大賞」の二つの表彰制度に内閣総理大臣賞を創設することとされた。

ふるさとイベント大賞の概要

<目的>

全国各地で数多く開催されている地域の活力を生み出すイベントを表彰することにより、ふるさとイベントの創造・発展を促すことで、地域固有の風土・伝統・暮らしを守るとともに、地域に対する愛着と誇りを育み、内外との交流につながる地域の活性化を目指すことを目的として、平成8年から実施。(平成26年度で19回)

主催：一般財団法人
地域活性化センター

審査：ふるさとイベント大賞選考委員会(学識経験者等9名)
(委員長:北川フラム アートディレクター)

【表彰の種類】

- ◎大賞：内閣総理大臣賞
※ 26年度創設
- 最優秀賞(総務大臣賞)
- 優秀賞
(地域活性化センター理事長賞)
- ふるさとキラリ賞
(選考委員会賞)
※必要に応じ、選考委員会特別賞
(選考委員長賞)を選出

【選考基準】

地域資源活用、独創性、新たな魅力創出、創意工夫、経済的な波及効果、知名度アップ、郷土意識高揚、伝統文化継承や新たな文化創造、地域住民の参加、内外との交流・連携、継続性・発展性等

ふるさとイベント大賞

しお がま

塩竈みなと祭 (塩竈みなと祭協賛会)

宮城県 塩竈市

概要

「塩竈みなと祭」は、「陸奥国一ノ宮」志波彦神社・鹽竈神社の2基の御神輿を乗せた御座船「龍鳳丸」「鳳凰丸」が100隻もの御供船を従え、日本三景松島湾内を巡幸する海上渡御の勇壮な祭り、日本三大船祭り※に数えられている。

※管絃祭(広島県厳島神社)・貴船まつり(神奈川県貴船神社)

木々に囲まれた神秘的な雰囲気のある、急高配の202段の石段という鹽竈神社表坂の舞台を、氏子たちが重さ1トンもある御神輿を担いで駆け上がる姿は、荘厳かつ勇壮で見るものを圧倒する。戦後の昭和23年、産業復興と住民を勇気づけるために始まった祭りは今年で67回目となる。東日本大震災の年も中止の危機を乗り越え、震災を受けた地域に活気と勇気をもたらし、地元の伝統民謡である「塩釜甚句」からイメージを広げて作った曲に合わせて、3000人以上が陸上パレードや踊りコンテストに参加し、民謡、地域外の伝統芸能の披露のほか、前夜祭では花火大会が開催され、市民総参加の祭りに発展している。

評価された点

- 東日本大震災で中止の危機に迫られたが、継続(67回目)して実施。被災地の復興の象徴。
- 例祭行事としての小さな祭りが豪華絢爛な海上渡御を行う祭りとして発展。
- 重さ1トンの御神輿を担いで階段を駆け上がる姿と「塩釜甚句」の交響は、人々の五感に訴え、祭りの祝祭性を浮かび上がらせている。
- 海と山の恵みを活かしながら工夫された地域の伝統行事として、地域の魅力を発信。
- 市内全体で商業の活性化が実現。
- 食に関しては鮪の町ならではのイベントも盛り込まれ大盛況。
- 地域住民の郷土意識の高揚と地場産業の振興などの波及効果。
- 運営は地元青年会議所等4団体の地域の若い担い手が中心となり、共同で企画し実行。
- 地域住民やボランティアの積極的な参加と協力体制の確立。
- 震災後支援をいただいている多くの自治体が祭りに参加するなど、さまざまな交流や連携がおこなわれ、さらに将来の発展性が期待。



【中山間地域等直接支払交付金】

【目的】

高齢化や、人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の維持を図る。

【概要】

支援内容

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動の支援について、集落の維持・強化の観点から制度拡充を図り、新たに第4期対策として実施

対象地域

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

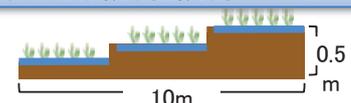
対象者

集落等を単位とする協定を締結し、それに基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等

主な交付単価

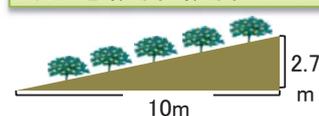
地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500

水田:急傾斜(傾斜:1/20)



21,000円/10a

畑:急傾斜(傾斜:15°)



11,500円/10a

集落協定に基づく活動

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の発生防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（女性・若者等の参画、人・農地プランの活用、持続可能な生産体制の構築）

加算措置

【集落連携・機能維持加算】

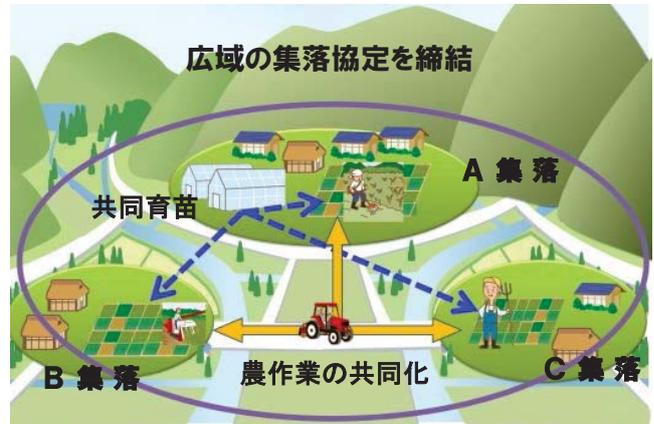
① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援。

[単価]

地目にかかわらず

3,000円/10a



② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援。

[単価]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保全管理加算】

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援。

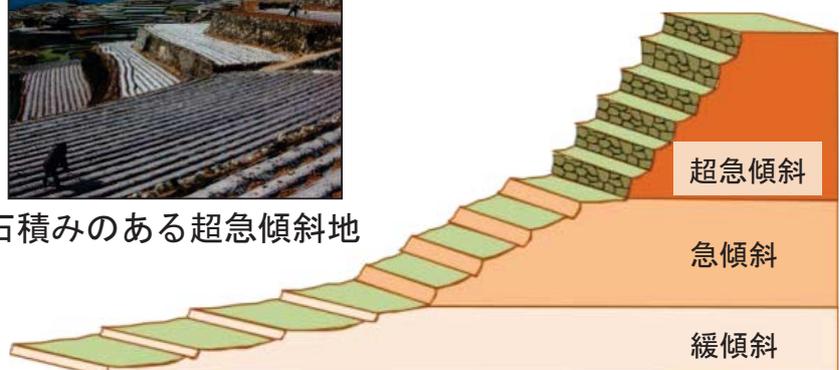
[単価]

田・畑

6,000円/10a



石積みのある超急傾斜地



【予算額等】

27当初 29,000百万円

3 ふるさとづくり推進組織との協働

人と人との関係的かかわり

5-1 時代にふさわしいコミュニティの形成

農林水産省
農村振興局農村政策課農村計画課
03-6744-2203

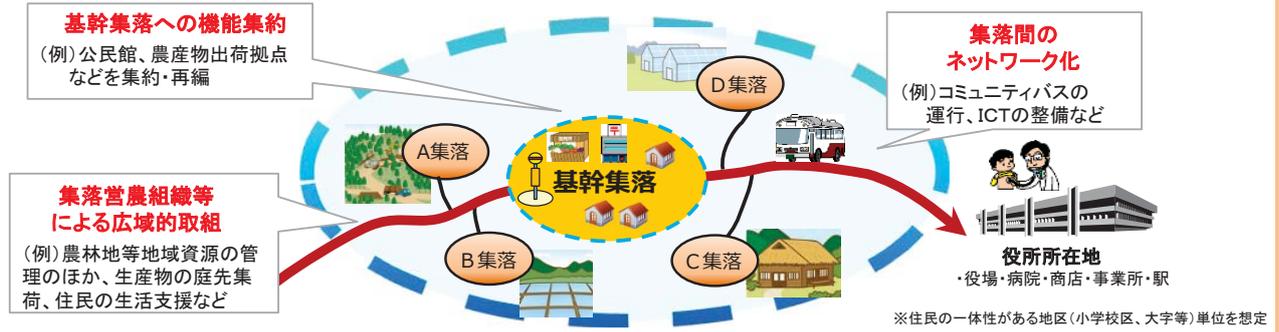
【農村集落活性化支援事業】

【目的】

人口減少社会を踏まえ、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化により、地域の維持・活性化を図る取組を支援します。

【概要】

地域全体の存続を図るため集落機能の集約と周辺集落のネットワーク化を推進



このような地域の実現に向け、できるところから取組を進めていく

1. 支援内容

(1) 将来ビジョン作成

アドバイザーを活用したワークショップ等を開催し、集落営農組織等を含む地域住民間で徹底した話し合いを行い、地域の将来ビジョンを作成する取組を支援します。

【取組内容】 ※以下はあくまで一事例であり、この他に様々な取組に利用できます。

① アドバイザーを活用したワークショップの開催

- ・ 住民間で徹底した話し合いを行う際に、専門知識をもったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催を支援。
- ・ アドバイザーの謝金・旅費、会場使用料、資料作成費などの経費が補助対象。



ワークショップの開催

② 先進地視察やセミナーへの参加

- ・ 地域活性化のコーディネーターの育成や地域住民の意識改革を行うための先進地視察やセミナー参加等を支援。
- ・ 先進地視察に係る旅費、セミナーへの参加費・旅費などの経費が補助対象。



セミナーへの参加

③ 地域の将来ビジョンの作成

- ・ 魅力ある農山漁村に向けた地域の将来ビジョンの作成を支援。
- ・ アンケート調査に要する費用(調査票作成及び集計に係る人件費、郵送料、印刷代)、ビジョン作成に要する人件費やコンサルタント等への委託費などの経費が補助対象。



将来ビジョンの作成

(2) 体制構築及び実践活動

農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた集落営農組織等を活用し、地域の維持・活性化に必要なサービスを提供するための体制構築及び実践活動を支援します。

【取組内容】 ※以下はあくまで一事例であり、この他に様々な取組に利用できます。

① 農産物の庭先出荷、農業資材の購入サポート、高齢農家への声かけ

- ・ 高齢化により農産物の出荷や農業資材の購入に支障が出ている農家のサポート、さらに高齢者への声かけを支援。
- ・ 車両等のリース費及び燃料費、作業員の人件費、農産物や農業資材の運搬に必要な消耗品の購入費、先進地事例調査のための旅費、取組を地域に浸透させるための広報費などの経費が補助対象。



農産物の庭先出荷

② 鳥獣害対策の取組

- ・ 地域住民が交代で見回りを行うなど、地域ぐるみで取り組む鳥獣害対策を支援。
- ・ ほ場の見回りに要する費用(人件費、車両等の燃料費)、防護施設設置に要する費用、研修会等の開催に要する費用、被害状況や有害鳥獣の生息状況調査に要する費用などの経費が補助対象。



鳥獣害対策

③ 移住希望者と地域住民とのマッチング

- ・ 移住前に移住希望者が地域コミュニティに溶け込むためのマッチングや地域の情報発信などの取組を支援。
- ・ 移住希望者との連絡調整に要する通信費や旅費、マッチング(農作業体験等)の会場使用料や資材費、地域をPRするための広報費(PR資料作成費、HP作成・管理費等)などの経費が補助対象。



移住希望者とのマッチング

④ 地域農産物を活用した特産物の販売

- ・ 地域農産物を活用した特産物の販売促進に向けたPR活動(販売イベントへの参加)などの取組を支援。
- ・ 販売イベントへの参加に要する費用、PRのための広報費、特産物の加工や包装等に要する費用、販売先や流通業者との調整に要する費用などの経費が補助対象。



販売イベントへの参加

2. 事業実施主体： 地域協議会(市町村を含むこと)

- ・ 地域協議会は、集落の代表者や市町村等が中心となり、地域が抱える課題解決に向け、集落内の既存組織(集落営農組織、自治会等)を取りまとめ設立することが考えられます。

3. 補助率： 定額

- ・ 初年度は1地区あたり1,000万円を上限に支援します。
- ・ 2年目以降は1地区あたりの補助額の上限を徐々に減額していきます。
- ・ 事業実施期間は最長5年とし、それ以降は国の支援なしで、地域活動を継続していただきます。



【予算額等】
27当初 600百万円

【手づくり郷土賞(てづくりふるさとしょう)】

手づくり郷土賞は、昭和61年度に創設され、平成27年度で30回目を迎える国土交通大臣表彰制度です。

目 的

- 全国各地では、地域固有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な地域資源として再認識し積極的に利活用した、魅力ある地域づくりに成功している事例が数多くあります。
- このように、地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと深く関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するものです。加えて、好事例として広く紹介することにより、各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

応募団体

【単独応募】

社会資本を有効活用し地域づくり等に取り組む活動団体単独での応募

【共同応募】

上記の活動団体と社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)との共同応募

部 門

大賞部門

これまでの受賞団体のうち、特に社会資本の地域への定着性、活動の継続性や発展性等が認められた成果

一般部門

地域の魅力や個性を創出している、社会資本及びそれと関わりがある優れた地域活動が一体となった成果

■平成26年度手づくり郷土賞

選定結果

- 平成26年度は、6月～9月にかけて募集を行い、一般部門に34件、大賞部門に9件、合計43件の応募がありました。
- 平成26年12月に開催された「手づくり郷土賞選定委員会」によって、一般部門15件、大賞部門4件の受賞を認定されました。

選定案件一覧



平成26年度大賞受賞

飛森谷戸～里「都」山づくりをしよう～ (神奈川県・川崎市)

地域の宝である森や虫などの自然を守り、子供達の自然環境学習の場を残す為、平成8年に会を設立しました。定期的に広場のゴミ拾い、草刈り等の維持管理作業を行っているほか、田んぼの整備、ホタルの保護活動を行っています。一般賞受賞後活動が拡がり、市の生田緑地整備事業に合わせて活動範囲も年々増えています。近年は、子供会や小学校との連携により、子供達の参加が増加しています。



オオムラサキの里づくり (山梨県・北杜市)

オオムラサキの生息地を次世代に残す為、平成8年に会を設立し、現在30名の会員で活動しています。当初は自然体験学習を主に行っていましたが、一般賞受賞後活動が拡がり、平成20年から里山林の下刈り、間伐、植樹活動を開始、現在下刈り面積は20ha、植樹は5万本に達しています。こうした活動が実を結び、ここ数年オオムラサキの数が増えています。



道の駅千枚田ポケットパーク (石川県・輪島市)

国指定名勝「白米千枚田(しろよねせんまいだ)」と隣接し、一体となった道の駅千枚田ポケットパーク。白米千枚田を維持するため地元の有志が集い棚田保全活動や「オーナー制度」「あぜのきらめき(LEDイルミネーション)」「千枚田結婚式」といった観光イベントを実施している。「あぜのきらめき」は観光客への効果が大きく、開催前に比べて約10倍となっています。



高校生レストラン「まごの店」 (三重県・多気町)

相可高校調理クラブは「即戦力となる料理人育成」を目的に活動。多気町、ふるさと村がこの活動を支援し、全国で初となる高校生レストラン「まごの店」が誕生。食材費や日常管理費、仕入れ等全ての運営を調理クラブで実施しています。食材は地産地消を基本とし、地域の活性化に繋がっています。また、イベント出店、料理教室の開催、企業とのコラボ商品開発等の活躍により知名度が上がっており、ふるさと村は毎年25万人が訪れる観光拠点となっています。



【観光地域づくり相談窓口】

「観光地域づくり相談窓口」で、観光地域づくりをサポートしています！

観光地域づくりによる地域活性化に取り組む自治体、事業者の皆様・・・



お気軽に「相談窓口」へご相談ください！

※「観光地域づくり相談窓口」は、地方運輸局企画観光部等と観光庁観光地域振興部に設置しています。

相談内容に応じて、

- ・先進事例によるアドバイス
- ・他府省庁が実施しているものも含めた観光関連支援メニューの紹介
- ・関係府省庁や部局への橋渡しを受けられるほか、相談後も、状況に応じて適切なフォローを行います。

詳しくは観光庁ホームページへ

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/madoguchi.html>

(観光庁トップ→施策→観光地づくり→観光地域づくり相談窓口)

相談事例①

○相談内容

舟運・河川を活用し、観光と防災の面から地域振興を図りたい。
何かアドバイスや支援制度はないか？

○相談員の対応

- ①先進事例からアドバイザーとして、ノウハウのあるNPO法人を見つけ、担当者を紹介。
- ②支援制度として内閣府で実施している「地方の元気再生事業」を紹介。

→相談者は協議会を立ち上げ、同事業に応募。選定され、取組スタート。

相談事例②

○相談内容

地下鉄開業にあわせて、地域振興のために「お祭り会館（仮称）」を建設したい。
何か支援制度はないか？

○相談員の対応

支援制度として、整備局で実施している「まちづくり交付金」等を紹介。
相談員が整備局へ取次を行い、担当者も紹介。

→相談者は後日、整備局から同交付金の説明を受け、具体的検討スタート。

3 ふるさとづくり推進組織との協働

人と人との関係的かかわり

5-3 地域間の交流

国土交通省
観光庁観光地域振興部観光地域振興課
03-5253-8327

【地域いきいき観光まちづくり事例集作成等業務】

地域における観光振興の取組を効率的に進めるためには、各地域の取組の情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成している。

これまで作成された事例集は、観光庁のHPで公表している。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/ikiiki.html>



事例集で記載されている取組事例

宿泊魅力の向上 (北海道小樽市)

○ 朝・夕のイベント開発

閑散期の冬において、小樽の歴史的建造物等の資源を活かし、宿泊型観光を目指したイベントを官民一体となり企画。地域に愛されるイベントとなっている。

【小樽雪あかりの路】



食に関する取組 (大分県日田市)

○ ご当地メニューの開発

地元飲食店・旅館・新聞社・旅行雑誌社がタイアップし、徹底して地元素材を使った新たなご当地メニューを開発。「十カ条のルール」を決め、それに基づく鍋を開発し、一斉販売を実施した。

【日田どん鍋】



3 ふるさとづくり推進組織との協働

人と人との関係的かかわり

5-4 その他

国土交通省
観光庁観光地域振興部観光資源課
03-5253-8924

【「今しかできない旅がある」若者旅行を応援する取組表彰】

【目的】

若者にとって旅行は自己を見つめ直して成長したり、地域の魅力に触れることで日本を愛する気持ちを培う機会を増大させる大切な経験である。また、若者の旅行促進を図ることは現在及び将来の旅行市場を維持・拡大するという観点からも重要な取組である。

このため、観光庁は若者旅行振興に資する優良な取組を表彰し、各地で行われている若者の旅行促進を図るための取組を全国に向け情報発信している。

【概要】

- 若者(特に20代・30代)の旅行振興に寄与した地方公共団体、NPO、企業、個人等の取組を募集し、観光庁長官賞を含む各賞を発表している。
- 第2回目の表彰にあたっては、約30件の応募があり、そのうち10件の取組を表彰した。(平成26年6月)
- 第3回目も平成27年1月より取組の募集を開始。(～5/29)

第1回 「今しかできない旅がある」若者旅行を応援する取組事例集(25件)

http://www.mlit.go.jp/kankosho/shisaku/wakamono_zirei.html

第2回 「今しかできない旅がある」若者旅行を応援する取組事例集(15件)

<http://www.mlit.go.jp/common/001043253.pdf>

【予算額等】 非予算

第2回「今しかできない旅がある」若者旅行振興を応援する取組事例集で記載されている事例

観光庁長官賞

○社会問題発信型のプラットフォーム:リディラバのスタディツアー (一般社団法人リディラバ、株式会社Ridilover)

【概要】 地域活性化など地域の課題解決をテーマとしたスタディツアーを旅行商品化。全国約600人のボランティアの運営スタッフとともにツアーの企画、現地調整等を実施。



奨励賞

○若旅inやまぐち 山口県内オンリーワン企業訪問と観光魅力発見の旅3日間 (株式会社西京銀行、広島経済大学)

【概要】 交流人口、定住人口の増加を目的に、全国の大学生を対象とした県内企業視察と観光を組み合わせたツアーを実施。

○山頂caféプロジェクト ～後世に伝えたい山旅がある～ (山頂café ～ビギナーのための登山サークル～)

【概要】 若者に山歩きの良さを伝えるため、満40歳未満かつ登山歴3年未満の「若手ビギナー」に特化したサークルを全国規模で作成し、旅行会社と協力して全国の山を旅行することに加え、ビギナー向けの山の選定などの情報発信等を行う取組。

○農都交流プロジェクト in 飯豊町 (株式会社JTBコーポレートセールス)

【概要】 都市に所在する企業の若手社員や大学生が、農村地域でのワークショップや農作業、イベント運営サポート活動など様々なプログラムを造成し、実際に若者が農山村地域を訪問する機会を創出するプロジェクト。

「5つのかかわり」別 施策集

「ふるさとづくり」に関する施策を、5つのかかわりごとに紹介します。

1. 環境的かかわり

2. 文化的かかわり

3. 教育的かかわり

4. 経済的かかわり

5. 人と人との関係的かかわり

【都市再生整備計画事業】

【目的】

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

【概要】

1. 支援内容

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等に対して支援。

2. 対象事業

- ・道路、公園、多目的広場、地域交流センター 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業
(事業費に対して概ね4割等(交付金の額は一定の算定方法により算出))

【予算額等】

- 26補正 社会資本整備総合交付金の内数
- 27当初 社会資本整備総合交付金の内数

都市再生整備計画事業で実現できる個性あふれるまちづくり

活気と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも快適なまちづくりを応援します。

にぎわいと活力のあるまちづくり



- モール化(歩行者ネットワーク軸)
- 多目的広場の整備
- にぎわい創出イベント支援

公共交通を活かしたまちづくり



- 街路事業・道路事業
- 駅前広場・歩行者デッキ・自由通路・パークアンドライド駐車場の整備 等

少子・高齢化に対応したまちづくり



- 歩行空間のバリアフリー化
- 子育て世代活動支援センター、地域優良賃貸住宅の整備 等

観光資源を活かしたまちづくり



- 観光交流センターの整備
- 観光ボランティアガイドの充実支援



安全・安心のまちづくり



- 防災広場、避難路、防犯灯の整備
- 防災マップ作成等の防災活動支援 等

環境に配慮したまちづくり



- 公園の整備
- 下水道の整備
- 市民花壇等による歩道修景等

歴史・文化を活かしたまちづくり



- 歴史的景観、歴史的建造物を活用した各種交流施設の整備
- 電線類の地中化 等

アメニティ向上を目指したまちづくり



- 道路の高質化
- 休憩施設の整備
- せせらぎ整備 等

【街なみ環境整備事業】

【目的】

地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取り組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。

【概要】

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上

② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域

③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう
【街なみ環境整備事業地区】
街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率：1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

(交付率：1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備
(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景
(道路美化化、街路灯整備等)
電線地中化



(交付率：1/2)

街なみ景観整備の助成

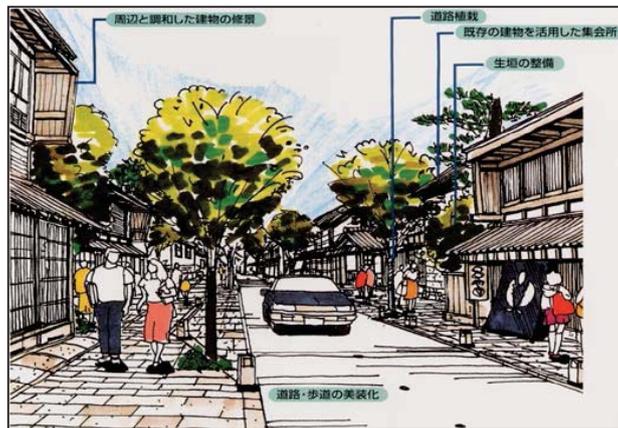
住宅等の修景 (外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用
(修理、移設、買取等)

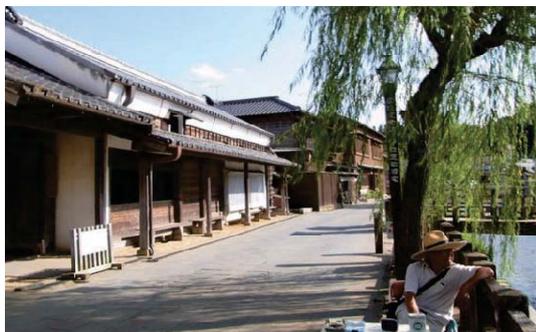


(交付率：1/2,1/3)



【予算額等】 26補正 社会資本整備総合交付金等の内数
27当初 社会資本整備総合交付金等の内数

佐原地区(千葉県香取市)



地区の中心を流れる小野川沿いに残る旧商家のまちなみを保全・再生



- ・建物の修景
 - ・道路の美化化
 - ・小公園の整備
 - ・街路灯の設置 等
- (左写真)
住宅の修景事例(建具、外壁の修理、屋根の葺き替え等)

今井町地区(奈良県橿原市)



文化財としての街並み景観の保全と、安心して居住できる住環境整備とを共生



- ・建物の修景
 - ・電線の地中化
 - ・道路の美化化
 - ・防火水槽等の整備 等
- (左写真)
住宅の修景事例(格子窓や厨子二階等)

【多面的機能支払交付金】

【目的】

平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする。

【概要】

1. 支援内容

地域共同で行う、多面的機能支払を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

【予算額等】

27当初 48,251百万円

2. 対象事業について

(1) 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(2) 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の草刈り



農道の路面維持



植栽活動



ため池の外来種駆除

3. 交付単価（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【水産多面的機能発揮対策】

【目的】

漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障が生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図る。

【概要】

1. 支援内容

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を国が支援。また、同活動を全国的に推進するため、活動を行う活動組織に対するサポート等による支援。

2. 対象事業について

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

国境監視、海難救助、水域の監視、藻場の保全、干潟の保全、漂流漂着物の処理やこれらに関連する漁村文化の継承(教育・学習)等の活動に対して支援。

① 事業主体 地域協議会、都道府県、市町村

② 補助率等 定額

【予算額等】

27当初 2,700,000千円

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う。

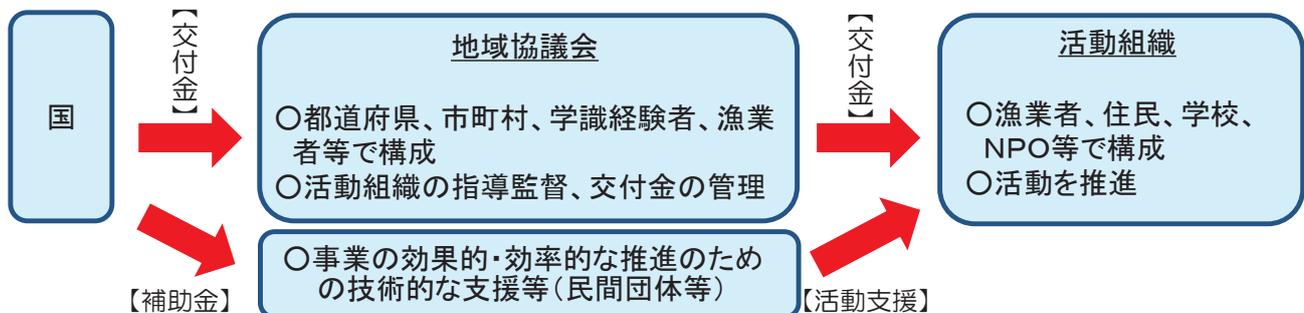
② 事業主体 民間団体

③ 補助率等 定額

【予算額等】

27当初 100,000千円

【事業の仕組み】



【主な活動項目】

- ・国境監視
- ・海難救助
- ・水域の監視
- ・藻場の保全
- ・干潟の保全
- ・漂流漂着物処理
- ・上記に関連する漁村文化の継承(教育・学習)等



国境監視



藻場の保全



海難救助



漂流漂着物処理

【森林・山村多面的機能発揮対策交付金】

【目的】

林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化によって希薄化している地域住民と森林との関係を深め、森林の持つ多面的機能を発揮させるため、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を支援する。

【概要】

1. 支援内容

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う森林整備や森林環境教育等の活動を支援。

2. 対象事業について

(1) 地域環境保全タイプ

- ① 集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動（単価：16万円/ha）
- ② 森林内に侵入したモウソウチク等の竹林の伐採・除去や利用の取組（単価：38万円/ha）



地域環境保全タイプ



森林資源利用タイプ

(2) 森林資源利用タイプ

広葉樹等の森林資源をしいたけ原木等に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等

（単価：16万円/ha）

(3) 教育・研修活動タイプ

森林を利用した環境教育や研修活動

（単価：5万円/回 上限12回）



教育・研修活動タイプ

(4) 森林機能強化タイプ

事業の円滑な実施に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良等

（単価：1千円/m）



森林機能強化タイプ

(5) 機材及び資材の整備

(1)、(2)及び(4)の活動の実施に必要な機材及び資材の整備（購入金額の1/2以内）

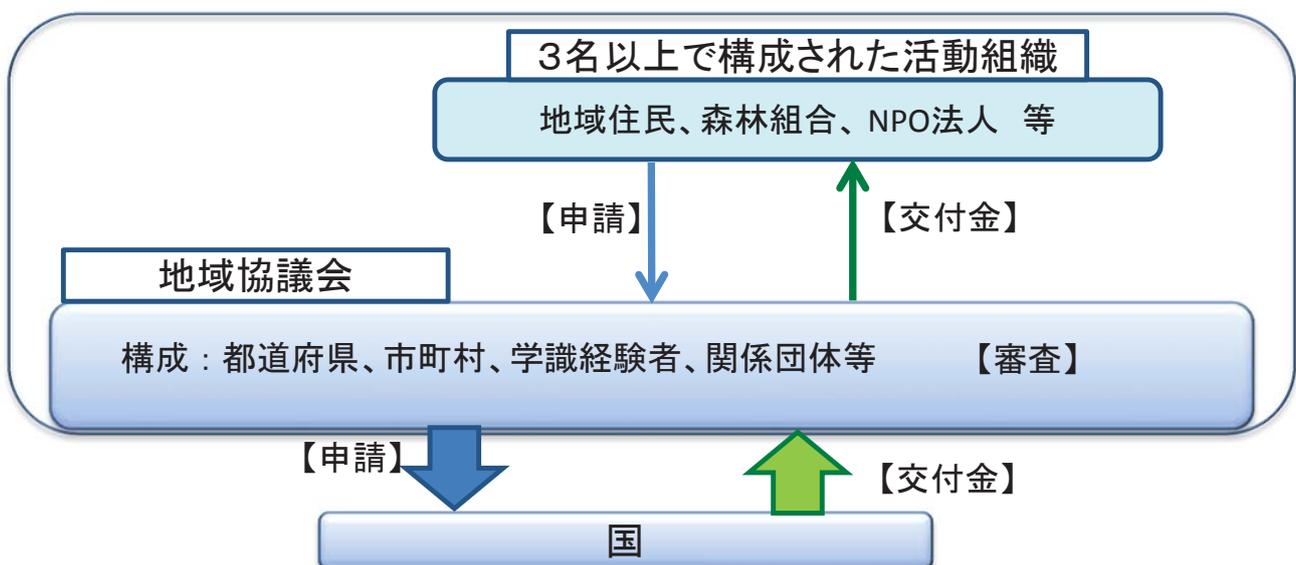
※1活動組織当たりの上限は500万円

※交付単価(上限回数・金額)は全て1年度当たりの金額及び回数

【予算額等】

27当初 2,485百万円

《森林・山村多面的機能発揮対策交付金の申請等のイメージ》



【美しい農村再生支援事業】

【目的】

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等を保全・継承し、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

【概要】

対象地域：

- ・ 日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区
- ・ 国際連合食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIAHS)に該当する地域

事業実施主体：市町村等

事業内容：

1. 農村の価値の向上・継承

活動計画づくり・体制整備等の取組や、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組を支援

補助率：定額(1計画当たり上限600万円 等)



活動計画づくり



地域産品のブランド化

2. 農村資源の保全・復元

上記1. の活動に合わせて必要となる棚田や疏水等の農村資源の整備を支援

補助率：1/2等(1計画当たり上限1,700万円)



農村資源の整備

【予算額等】

26当初	100,000千円
27当初	30,000千円

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

【目的】

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。

【概要】

1. 支援内容

- ①生産基盤及び施設の整備：定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備を支援
- ②生活環境施設の整備：定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援
- ③地域間交流拠点等の整備：地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援

2. 交付率

都道府県及び市町村へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

3. 事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

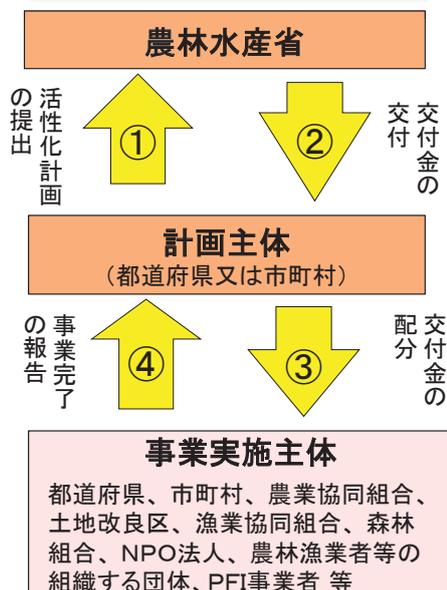
【予算額等】

26補正 1,850,000千円
27当初 6,150,000千円

交付金の特徴

- 活性化計画を作成する都道府県又は市町村を通じて事業実施主体へ交付します。
- 予算の対象施設間の流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能です。
- 地域の創意工夫による独自の提案メニューへの支援も可能です。

交付金の流れ



交付金対象施設（例）

○生産基盤・施設の整備を支援



柿の集出荷施設

農林水産物集出荷貯蔵施設



味噌加工施設

農林水産物処理加工施設

○生活環境施設の整備



浄水施設

簡易給排水施設



廃屋利用の一定期間宿泊施設

農山漁村定住促進施設

○地域間交流拠点等の整備



宿泊体験施設

廃校・廃屋等改修交流施設



農産物直売施設

地域連携販売力強化施設

【戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金】

【目的】

中心市街地における省エネルギーを推進し、環境に配慮したまちづくりに向けた先進的な商業施設モデルを実証するとともに、全国の中心市街地への横展開を目指す。

【概要】

1. 支援内容

「中心市街地の活性化に関する法律」に定める経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、民間事業者が整備する高度な商業施設等に対して、施設全体のエネルギー使用適正化を図るためのエネルギー管理システム(BEMS)や高効率空調機器等の省エネルギー設備を導入するモデル事業を支援する。

2. 対象事業(措置率(補助率)等)・事業実施主体等

(1) 調査事業・・・省エネルギー設備導入するにあたり、省エネルギー効果の測定を行うとともに、まちづくり(中心市街地活性化)にどのように活用していくかを調査・分析する事業。

(2) 実証事業・・・調査の結果を踏まえ、施設全体において省エネルギー効果が40%以上達成できることが見込まれる省エネルギー設備を導入する事業。

[補助率]

調査事業：定額

実証事業：2 / 3 以内

[上限額]

調査事業：1,000万円

実証事業：3億円

【予算額等】

27当初 320百万円

国

民間事業者

《事業イメージ》

商業施設等への、省エネルギー設備等の導入



中心市街地における先進的な商業施設

中心市街地における省エネルギーの推進

持続可能な環境配慮型まちづくりへ向けた商業施設モデルの全国展開

(1) 調査事業の例

- ① 省エネルギー設備の導入によるエネルギー効果の算定に関する調査
- ② 省エネルギーによる「まちの賑わい向上」に資する事業に関する調査

(2) 実証事業の例

- ① 波及効果の高い高度な商業施設に、省エネルギー効果の高い空調設備、昇降機、LED照明等の導入
 - ② 省エネルギー効果を高め、管理するためのシステム導入
 - ③ 太陽光パネル等の創エネルギー設備の導入
- ※但し、売電目的ではなく、自家消費のための設備に限る

【景観・歴史を大切にしたまちづくり(景観まちづくりの推進)】

■景観法(平成16年制定)の概要

基本理念

良好な景観は、「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」、「保全のみならず新たに創出することを含む」。



景観行政団体 (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

景観計画 (届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物の建築等について、行為の制限を定める

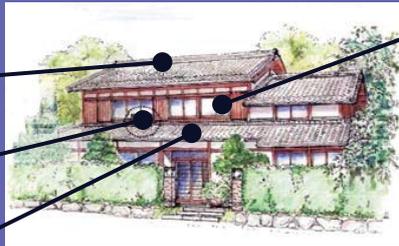
① 形態意匠制限 (形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4~5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準する和風建築様式を継承した意匠とすること

原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導 (基準に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

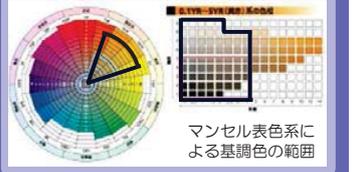
2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

景観地区 (都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相 (下図参照) 又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



認定制度により実効性確保 建築確認などで実効性確保

※都計区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全 (現状変更に対する許可制)



その他、景観重要公共施設 景観協定、景観整備機構などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



■集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

都市における一定規模の人口を確保するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等や景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援を行うことにより、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等を創出し、居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。

■対象地域

下記のいずれもの要件に該当する地域が対象

① 景観計画区域又は歴史的風致維持向上計画の重点区域

② 居住等機能誘導に資する区域 (下記のいずれかの地域)

イ 居住誘導区域又は都市機能誘導区域 (人口密度40人/ha)

ロ 既成市街地^{※1}内であって、鉄道・地下鉄駅から半径1km内又はバス・軌道の停留所から半径500m内の区域 (立地適正化計画未策定都市に限る)

ハ 観光資源^{※2}を活かして地域活性化を推進する区域 (郊外部)

※1 市街化区域又は非線引き用途地域をいう。 ※2 地方公共団体によって策定された計画に位置づけのある地域資源で、都市のコンパクト化に効果を有するものをいう。

■課題

地域固有の資源である景観・歴史資源が建替え等の事由により消滅し、地域の魅力低下を引き起こしているため、地域の賑わい創出につながる活用を行い、居住人口の集約と地域の活性化を図る必要がある。



■支援内容

対象地域で行う一定の要件を満たす下記事業を支援 (下記補助率で地方公共団体に直接補助、民間には補助率1/3で間接補助)

<景観・歴史資源となる建造物の整備>

(表中の分数は補助率)

	修理、買取等	生活利便向上機能等の導入に資する整備	
		改修	協調増築
歴史的風致形成建造物	1/2	1/3	—
景観重要建造物	1/3	1/3	—
指定建造物 ^{※3}	—	1/3	追加的経費 ^{※4} の1/3

※3 改修や協調増築の計画が景観・歴史的風致形成に資することを地方公共団体指名有識者が審査。

<その他整備等>

対象地域で行う下記事業 (補助率1/3)

・良好な景観や歴史的風致を活用し、地域活性化の拠点となる施設等の整備

・建築物の外観修景 ・景観阻害物件の除却

・舗装の美装化 ・デザインコード検討等

※4 増築部分の工事費の床単価のうち、標準的床単価 (木造の場合) は15.8万円/㎡を上回る工事費を「追加的経費」とみなす。

■生活利便向上機能等の導入に資する整備イメージ (改修・協調増築)



町家を現代窓に改修し、ギャラリーとして利用



開口部が少ない蔵に開放的な空間を協調増築し、飲食店として利用



■地域活性化の拠点となる施設イメージ



歴史資源を観光案内所として活用

【景観・歴史を大切にしたまちづくり(歴史まちづくりの推進)】

歴史まちづくり法の概要

「歴史的風致」とは(第1条)

- ①歴史上価値の高い建造物
 - ②その周辺の市街地
 - ③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動
- 一体となって形成してきた良好な市街地の環境

歴史まちづくりを進める市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」を国が認定(第5条～第11条)



- ・市町村からの申請を受け、国としての基本方針に基づき、国(文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣)が歴史的風致維持向上計画を認定
- ・計画には、歴史的風致維持向上の方針、重点区域、文化財の保存・活用、公共施設等の整備・管理等の事項を記載
※重点区域は、核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、それと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定(第2条第2項)

認定した計画に対して重点的な支援

歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

- ・市町村が指定し、現状変更の届出勧告制、市町村等による管理代行等により、歴史的建造物を保全
- ・申出により、管理・修理について文化庁が技術的指導

法令上の特例措置(権限委譲・規制緩和)(第22条～第30条)

- ・都道府県管理の都市公園における公園施設の維持等に関する権限委譲
- ・電線共同溝整備道路に関する指定要件の緩和
- ・市街化調整区域内における開発行為の許可手続きの簡素化 等

歴史的風致維持向上地区計画(第31条～第33条)

用途制限の特例により、歴史・伝統を活かした物品の販売や料理などを用途とする建築物等の立地を可能とする

歴史的風致維持向上支援法人(第34条～第37条)

歴史的風致維持向上の取組の実施主体として申請のあったNPO法人等を市町村が指定

各種事業による支援(補助対象拡大・国費率高上げ)

○街なみ環境整備事業

歴史的風致形成建造物の買取、移設・修理・復元を補助対象に追加

○都市公園事業

古墳、城跡等の遺跡やこれらを復元したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

○都市再生整備計画事業

交付率の上限を40%から45%へ高上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加

○集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

歴史的風致形成建造物の買取、移設・修理・復元を補助対象に追加

甘楽町における歴史まちづくりの推進(甘楽町歴史的風致維持向上計画 平成22.3.30認定)

城下町の風情を今に伝える武家屋敷や、明治期の養蚕農家建造物群が残る小幡の町並みの中を流れ、住民の生活に溶け込んでいる雄川堰、その町並みを舞台として今も受け継がれている伝統行事や地理的条件を上手く活用して展開されている産業が一体となって甘楽町の歴史的風致を形成している。

名勝楽山園の周辺環境の整備や歴史的建造物の修理等を実施し、歴史的風致の維持及び向上を図っている。

水路の整備事業



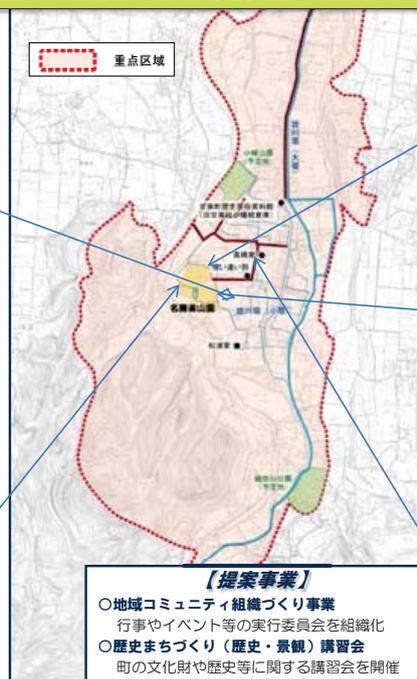
雄川堰(左:大堰/右:小堰)
小幡のまちに網目状に張り巡らされている雄川堰(大堰及び小堰)の石積改修

地域交流センターの整備事業

○ふるさと伝承館整備



民俗芸能等を学習、伝承する場、地域住民と来訪者との交流する場を備えた施設を整備



【提案事業】

- 地域コミュニティ組織づくり事業
行事やイベント等の実行委員会を組織化
- 歴史まちづくり(歴史・景観)講習会
町の文化財や歴史等に関する講習会を開催

名勝楽山園環境整備事業



土地の公有地化及び発掘調査、環境整備

名勝楽山園周辺の整備事業

○名勝楽山園周辺整備事業

歴史的建造物が数多く残る町家地区、名勝楽山園に通じる中小路等の県道、町道における照明整備、無電柱化等の整備



町家地区の雄川堰沿いの道路

建造物の保存・修理事業

○高橋氏屋敷保存・修理事業



武家の屋敷構えを良好に残す高橋氏の屋敷の保存修理および耐震改修
旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷(町指定史跡)

【国宝重要文化財等保存整備費補助金】

【目的】

国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等の各種事業に対して補助を実施。

【概要】

1. 支援内容

以下の対象事業の経費について補助を行う。

2. 対象事業

【予算額】

27当初 25,524百万円

【補助事業者】

文化財の所有者、管理団体、
地方公共団体等

【補助率】

原則50%

○建造物

- ・調査
- ・保存修理
- ・防災施設等
- ・近代化遺産等重点保存修理

○美術工芸品

- ・調査
- ・保存修理
- ・防災施設
- ・保存活用整備

○記念物

- ・調査
- ・史跡等保存管理計画策定
- ・保存整備
- ・天然記念物再生事業
- ・天然記念物食害対策

○伝統的建造物群

- ・調査
- ・修理
- ・防災施設等
- ・買上げ

○無形文化財

- ・伝承・公開

○民俗文化財

- ・調査
- ・修理・防災
- ・伝承・活用等

○文化的景観

- ・重要文化的景観保護推進

○埋蔵文化財

- ・発掘調査等

○文化財建造物を活用した地域活性化事業

- ・文化財建造物等の保存計画策定、公開活用に資する施設設備の整備、防災対策等

○歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業

- ・歴史的に由緒ある史跡等の活用整備、普及啓発

○指定文化財管理

- ・管理費

○文化財の保存技術

- ・選定保存技術の保存・伝承

○地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

- ・埋蔵文化財の保管・展示設備等



国宝・知恩院本堂



重文・二条城二之丸御殿障壁画



重文・旧出津救助院



奈良県宇陀市松山



特別史跡・五稜郭



名勝・三溪園

【文化財総合活用戦略プラン】

【目的】

従来の保存を優先とする支援から、地域の文化財を総合的かつ一体として活用する取組への支援に転換すること。地域における文化財の「活用」を促進することで、地域経済の活性化に加え、更なる文化財の保存・活用につながるサイクルの構築が可能となる。また、「活用」を全面に置くことで、地域の観光振興につながるとともに、国交省、農水省、経産省など他省庁事業との連携を強化する。

【概要】

【予算額等】27当初 8,367百万円

1. 事業概要

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、「日本遺産(Japan Heritage)」に認定する仕組みを創設するほか、歴史文化基本構想の策定や、世界文化遺産登録地域における総合的な情報発信、設備整備等の取組に対する重点支援を行う。さらに、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、美術館・歴史博物館が地域と共働して行う文化活動、文化財建造物・史跡等の公開活用に資する設備整備・防災対策等を支援し、地域の文化財の一体的な公開活用を促進する。

2. 対象事業

(1) 日本遺産魅力発信推進事業

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定する仕組みを新たに創設するとともに、歴史的魅力を溢れた文化財群を官民共同のもと、地域主体で総合的に整備・活用し、世界に戦略的に発信する。

補助対象: 地方公共団体

補助率: 定額 補助件数: 15件程度

(2) 文化遺産を活かした地域活性化事業

伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化財を活用した特色ある総合的な取組を支援する。

① 地域の文化遺産次世代継承

補助対象: 文化団体等で構成される実行委員会

補助率: 定額 補助件数: 500件程度

② 世界文化遺産活性化

補助対象: 世界文化遺産が所在する地方公共団体等で構成される実行委員会

補助率: 定額 補助件数: 40件程度

③ 歴史文化基本構想策定支援

補助対象: 地方公共団体

補助率: 定額 補助件数5件程度

(3) 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業

地域の存する文化財の公開促進や学芸員等の人材育成、及び訪日外国人向けの多言語化対応など、美術館・歴史博物館が従来持つ基盤を活用・強化する取組を支援する。

補助対象: 美術館・博物館を中心とした実行委員会

補助率: 定額

補助件数: ①60件程度、②60件程度、③2件程度

①地域文化の振興と国際発信

②美術館・歴史博物館との共働による地域文化振興

③美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業

(4) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業

文化財建造物及び伝統的建造物群の公開活用を促進するため、保存活用計画の策定と便益設備整備や安全性確保対策等の取組を支援する。

補助対象: 文化財の所有者等 補助率: 原則50%

補助件数: 重要文化財等整備事業: 25件程度

重要伝統的建造物群保存地区耐震事業: 10地区程度

(5) 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

歴史的に由緒ある史跡について、整備後の「活用」方策も念頭に置きつつ復元・保存・修復等の整備を行う。

補助対象: 文化財の所有者、管理団体等

補助率: 原則50% 補助件数: 100件程度

(6) 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発を行うと共に、その保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター整備を行い、両者の一体的な運用を図る。

補助対象: 地方公共団体 補助率: 原則50%

補助件数: 200件程度

① 世界文化遺産の 活用の推進

外国人来訪者の獲得に向けたHP・案内表示の多言語化等、情報発信機能の強化を支援。既登録地に再度観光客を呼び込むため、魅力再発信に資するシンポジウム等を支援

② 「日本遺産」認定 の仕組みの創 設・活用支援

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定、活用の取組支援

③ 地域の歴史的 文化資源の活用

地域の文化財群の一体的な活用を図る「歴史文化基本構想」の策定と、策定後の自治体による取組を優先的に支援

④ 観光客増加に向 けた情報発信 の強化

観光客の増加、滞在期間の延長を狙った、わかりやすい文化財案内表示や解説の設置を促進

【日本遺産魅力発信推進事業】

【目的】

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。

【予算額等】

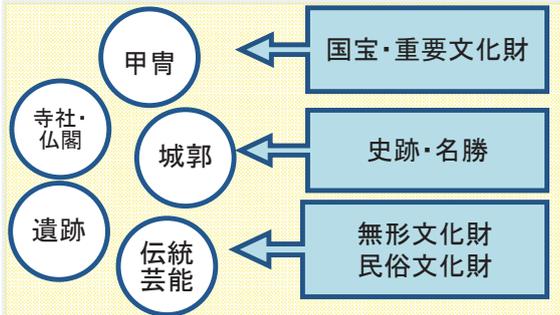
27当初 807百万円

【概要】

従来型の文化財行政

「保存」重視

個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定



⇒地域の魅力が十分に伝わらない

日本遺産(Japan Heritage)

「活用」重視

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信



⇒パッケージ化した文化財群を一体的にPRし、
地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進。

ポイント

○文化財群のパッケージとして、「地域型」と「ネットワーク(シリアル)型」の2タイプを想定

(例)

・地域型

屋台祭礼の場として守られてきた数百年前の町並み
過酷な自然環境と共存するための建築物等の生活環境と祭礼等の文化環境 等

・ネットワーク型

防御拠点・統治の象徴としての機能を果たした天守を有する近世日本の城郭建築
日本各地に同時期に作られた大規模な大名庭園 等

○自治体に対し、日本遺産に関する情報発信等に係る支援策を用意するほか、ハード面に関する事業をメニュー化

○国交省、観光庁をはじめ関係省庁と連携・協力し、省庁横断的に支援

事業内容

○ 事業主体
日本遺産の構成文化財の所有者若しくは、保護団体(保存会等)等によって構成される実行委員会等

○ 補助率 定額

○ 件数 15件程度

○ 支援内容

① 情報発信、人材育成事業

- ・日本遺産コーディネーターの配置
- ・多言語HP、パンフレットの作成
- ・ボランティア解説員の育成等

② 普及啓発事業

- ・発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウムの開催
- ・日本遺産PRイベント(国内外)の開催
- ・ご当地検定の実施等

③ 公開活用のための整備に係る事業

- ・ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化
- ・周辺環境等整備(トイレ・ベンチ、説明板の設置等)

【日本食文化ナビ】

【目的】

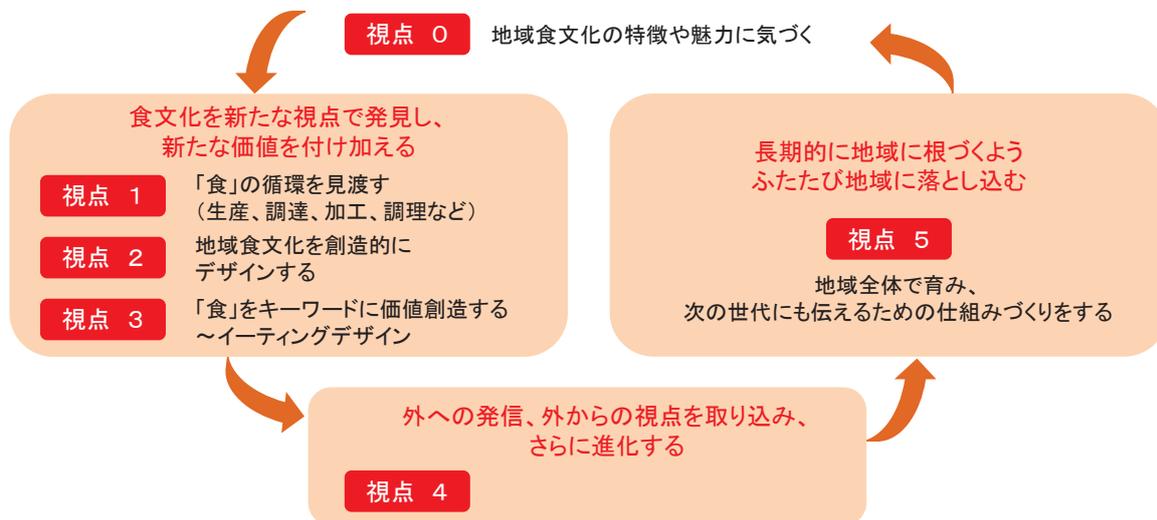
「日本食文化ナビ」は、地域の食文化を活用して地域活性化に取り組もうとする方に、気づきを得ていただく一助とするために作成した冊子です。

【概要】

本冊子は“これをやれば地域活性化が叶う！”といったマニュアルではなく、“どのような視点が必要か”を示すナビゲーションです。6視点と26チェックポイントに基づきチェックすることで、これまで見過ごしていた思いがけない“気づき”に出会えるかもしれません。

(対象:地方公共団体、事業者、学校関係者、団体、個人など地域活性化に取り組む全ての者)

《日本食文化ナビの活用のイメージ》



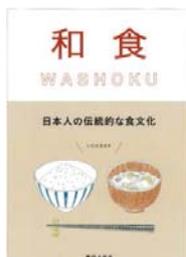
食文化 地域活性化

検索

<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/vitalization/index.html>

(参考) 和食ガイドブック

平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された、私たちの伝統的な食文化である「和食」について解説した入門書



- ・「和食」、それは日本が守るべき「文化」
- ・食材、料理、栄養、そしておもてなし 食事の場や食べ方も「和食」の大切な要素
- ・「和食」が日本文化である理由
 - ・自然の尊重／家族や地域を結ぶ／健康長寿の願い／「和食」の多様性
- ・「和食」がたどった道
- ・「和食」の特徴
 - ・献立のかたち／食材／調理／味わい／栄養／しつらい／箸と椀／酒／和菓子・日本茶
- ・食育の必要性
- ・「和食」の未来

<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/culture/index.html>

【地域伝統芸能まつり】

【目的】

全国を代表する地域伝統芸能・古典芸能が一堂に会して実演を披露することにより、地域伝統芸能等についての国民の再認識を促し、地域伝統芸能等の保存活用、及び、そのことを通じた地域の活性化に関する国民的機運を盛り上げることを目的としている。

【概要】

テーマに基づいた各地域の伝統芸能と古典芸能を2月下旬にNHKホールにて公演する。

主催：地域伝統芸能祭り実行委員会、一般財団法人地域創造

【平成26年度 事業実績】

第15回地域伝統芸能まつり テーマ「咲う(わらう)」

- ・開催日時：平成27年2月21日(土)、22日(日)
- ・演目：地域伝統芸能10演目、古典芸能2演目
- ・来場者数：4,673人(1日目2,314人、2日目2,359人)



	地域伝統芸能10演目	出演団体	市町村
1	江差餅つき囃子	江差餅つき囃子保存会	北海道江差町
2	山屋の田植踊	山屋田植踊保存会	岩手県紫波町
3	杉沢比山	杉沢比山連中	山形県遊佐町
4	根知山寺の延年	根知山寺延年保存会	新潟県糸魚川市
5	素盞雄神社の天王祭	素盞雄神社氏子中	東京都荒川区
6	明神ばやし	明神ばやし保存会	福井県越前町
7	大脇の梯子獅子	大脇梯子獅子保存会	愛知県豊明市
8	蔵王のはねおどり	蔵王はね踊り保存会	広島県福山市
9	御嶽神楽	御嶽神楽座	大分県豊後大野市
10	京太郎	長浜伝統芸能保存会	沖縄県読谷村

【劇場・音楽堂等活性化事業】

【目的】

我が国の劇場・音楽堂等が行う創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業等を総合的に支援することにより、文化拠点としての活性化等を図り、地域コミュニティの創造と再生を推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。

【概要】

1. 支援内容

劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等を支援。

2. 対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等) 下記のとおり

【予算額等】
27当初 3,000百万円

現状と課題

- 現在の我が国では、如何に地域のコミュニティを再生し、地域の活性化を確保していくのが、大きな課題。
- 我が国の文化施設の多くは、多目的利用・貸館公演が中心で、劇場・音楽堂等としての機能の発揮が不十分。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中、相対的に地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。



- 平成24年6月、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行。
- 同法において、劇場・音楽堂等は、文化芸術の継承・創造・発信の場、人々が共に生きる絆を形成する地域の文化拠点として規定。
- また、劇場・音楽堂等の事業等に対する支援を行うなど、国が取り組むべき事項を明確にし、環境整備等を進めることが規定。

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援。

1 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業を総合的に支援。

- 支援施設数: 15施設
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援



2 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出等)を支援。

- 支援件数: 3公演
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

3 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が主体となり行う公演事業や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- 支援件数:
 - 公演事業 70件
 - 人材養成事業 40件
 - 普及啓発事業 40件
- 支援内容: 事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

4 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるように、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する巡回公演に対し支援。

- 支援件数:
 - 大型公演 2件
 - 通常公演 60件
- 支援内容: 巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援



5 劇場・音楽等基盤整備事業

劇場・音楽堂等において自主的・主体的な実演芸術活動が行われる環境を醸成するため、各種情報提供、調査研究及び研修(アートマネジメント研修、技術職員研修)を文化庁が実施。

我が国の実演芸術の水準向上

全国的な劇場・音楽堂の活性化

地域コミュニティの創造と再生

【文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業】

【目的】

地方公共団体が実施する、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動や訪日外国人が鑑賞・体験できる事業を支援し、文化芸術による地域活性化や地域文化の国際発信、および、文化芸術によるインバウンドの増加を推進する。

【概要】

1. 支援内容

地方公共団体が行う、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動に対して支援します。

2. 対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等)

- (1)文化芸術地域活性化事業(2)創造都市事業(3)訪日外国人対応事業
(4)新国立劇場との連携公演事業(5)文化の力による心の復興事業
総事業費のうち、補助対象経費の1/2を上限として補助します。

【予算額等】

27当初 2,621百万円

支援対象の文化芸術活動

文化芸術創造都市としての取組

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組

(取組例)

- ・国際的な芸術祭、音楽祭、写真展



文化芸術により地域を活性化 する取組

地域の様々な魅力ある文化芸術を再生又は創生し発展させる取組や、大学との連携による文化芸術の創造発展につながる取組をはじめ、地域の文化芸術の担い手の育成につながる取組

(取組例)

- ・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ
- ・メディア芸術の展示、地域の文化資源を活用した現代アート展
- ・地域の大学教員、学生、卒業生等によるオペラ、オーケストラ公演、美術展

訪日外国人が鑑賞・体験できる取組

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを見据えた文化事業や、多言語対応等により日本人に限らず訪日外国人でも鑑賞・体験できる文化事業

(取組例)

- ・能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や、日本で創造された音楽、美術、演劇、舞踊等の公演、ワークショップ
- ・多言語に対応した演劇、ミュージカル等の公演、ワークショップ

新国立劇場との連携公演

新国立劇場が制作する世界水準の公演の鑑賞事業や、新国立劇場において地域のプロの芸術団体が行う公演

1. 文化芸術による地域活性化
2. 地域文化の国際発信
3. 文化芸術によるインバウンドの増加

文化の力による心の復興の取組

東日本大震災の被災地における、実演芸術の鑑賞等を通じた心の安らぎと活力の向上を図る取組

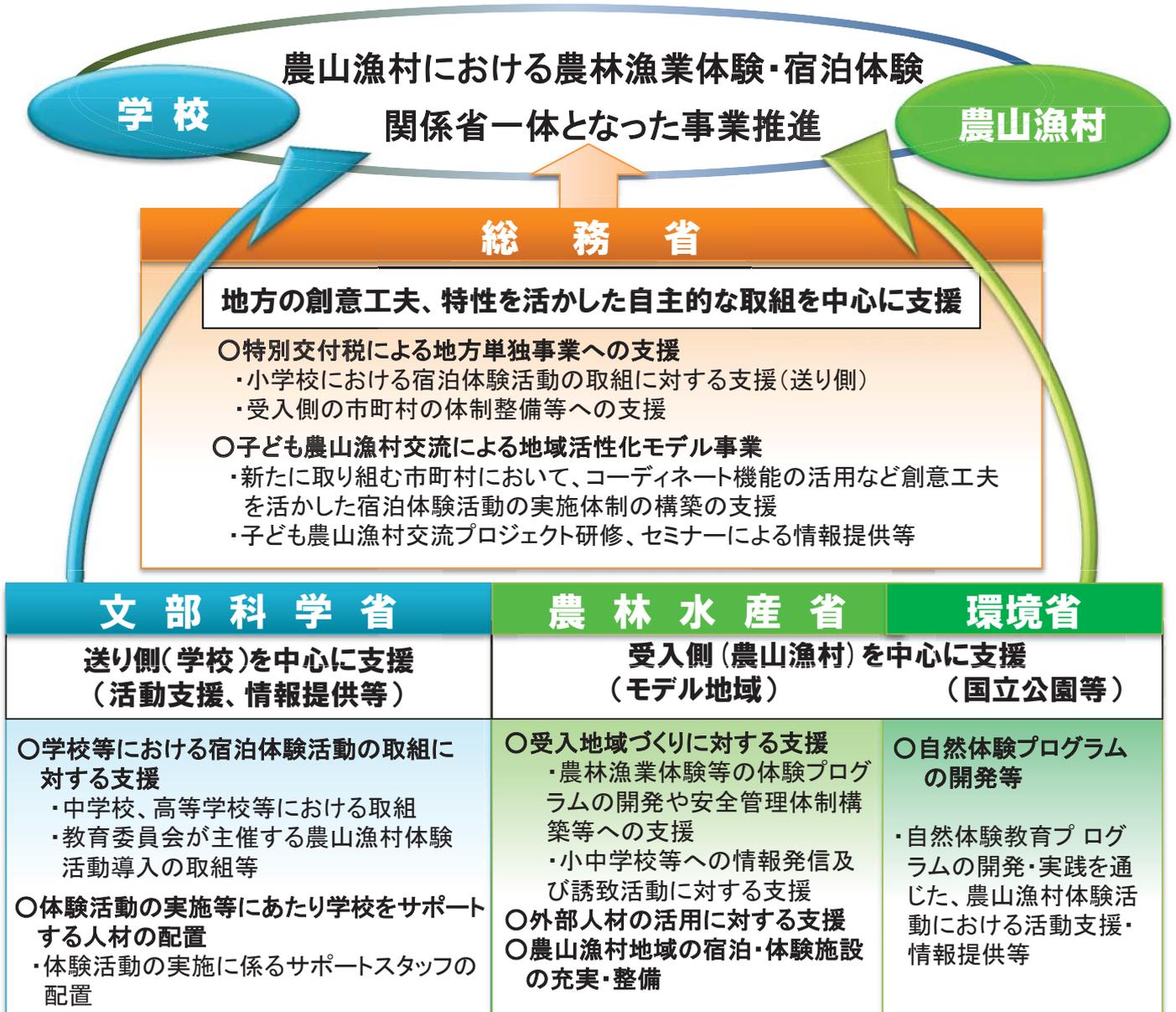
【子ども農山漁村交流プロジェクト】

【目的】

- ・農山漁村での様々な体験を通じた子どもたちの生きる力の育成。
- ・「コミュニケーション能力」、「自主性・自立心」、「学習意欲」などの向上。
- ・都市と農山漁村の交流を創出することによる農山漁村地域の再生や活性化。

【概要】

- ・小学校の児童生徒が行う長期宿泊体験活動であって、農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を行うなど、当該児童生徒が宿泊体験活動を行う地域の住民と接触する機会が確保され、かつ当該児童生徒が農林漁業等の受入地域の住民の営み又は受入地域の自然や文化を体験する機会が確保されているもの。
- ・子どもたちの生きる力の育成や、農山漁村の地域活性化につながる、自然の中での集団宿泊活動を行う小学校の取組を推進するため、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して支援を実施。
- ・総務省は、小学校の児童が行う宿泊体験活動であって、受入地域の住民との触れ合いや農林漁業等の営みを体験する機会が確保されている地方単独で実施する取組に対して支援。



【地(知)の拠点大学による地方創生推進事業】

【目的】

若年層の東京一極集中を解消するため、自治体や中小企業等と協働し、地域を担う人材を育成するための教育改革の実行等により、雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む大学を支援する。

【概要】

1. 事業概要

地方の大学 ……地域の自治体や中小企業等と協働し、地域の雇用創出や学卒者の地元定着率の向上に関する計画を策定

東京等の大学 ……地方の大学や自治体・中小企業等と協働し、地方の魅力の向上に資する計画を策定

- COC事業の要件を満たした大学が、地域と協働し、地域を担う人材育成計画を実現するための教育改革を実行
- COC推進コーディネーターを活用し、都道府県内の他大学や自治体、企業等の連携先(事業協働機関)を拡大

2. 支援内容

地域活性化政策を担う自治体、人材を受け入れる地域の企業や地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と協働して、地方を担う人材育成に取り組む大学がCOC推進コーディネーターの活用等により、地方創生を推進・拡大する取組を支援。

3. 成果

- ・事業協働地域における雇用創出
- ・事業協働地域への就職率向上



若年層人口の東京一極集中の解消

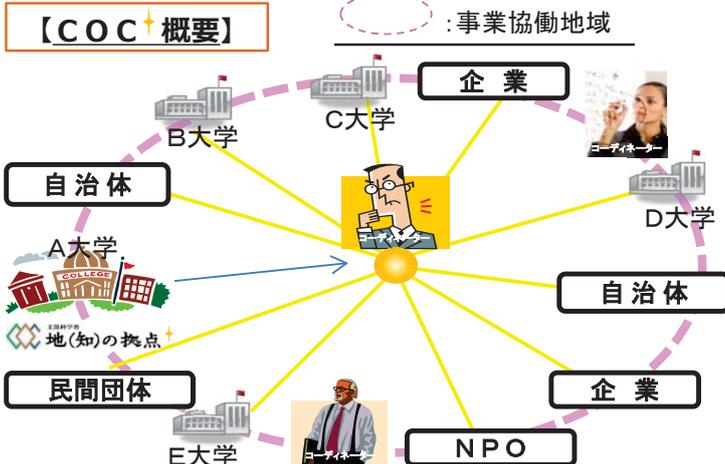


地元就職を希望しない理由

1位	志望する企業がないから	35.2%
2位	都会の方が便利だから	32.6%
3位	地域にとわられず働きたいから	31.6%

※「2015年マイレバ!大学生の地元就職に関する調査」本誌訪問者数1,325名

【予算額等】27当初 4,423百万円



COC推進コーディネーター

- ・事業協働機関による教育プログラムや就職率向上プラン策定のコーディネート
- ・COC事業成果の連携大学等への普及
- ・地方創生事業連携先の開拓
- ・他県のCOCコーディネーターと協働で全国的なネットワークの構築 等

【スーパー食育スクール事業】

【目的】

栄養教諭を中心に外部専門家等を活用しながら、予め具体的な目標を設定した上で、大学、企業、行政機関(農林、保健部局)、生産者等と連携し、児童・生徒の食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解、国際交流など、食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行い、食育の一層の充実を図る。

【概要】

1. 支援内容

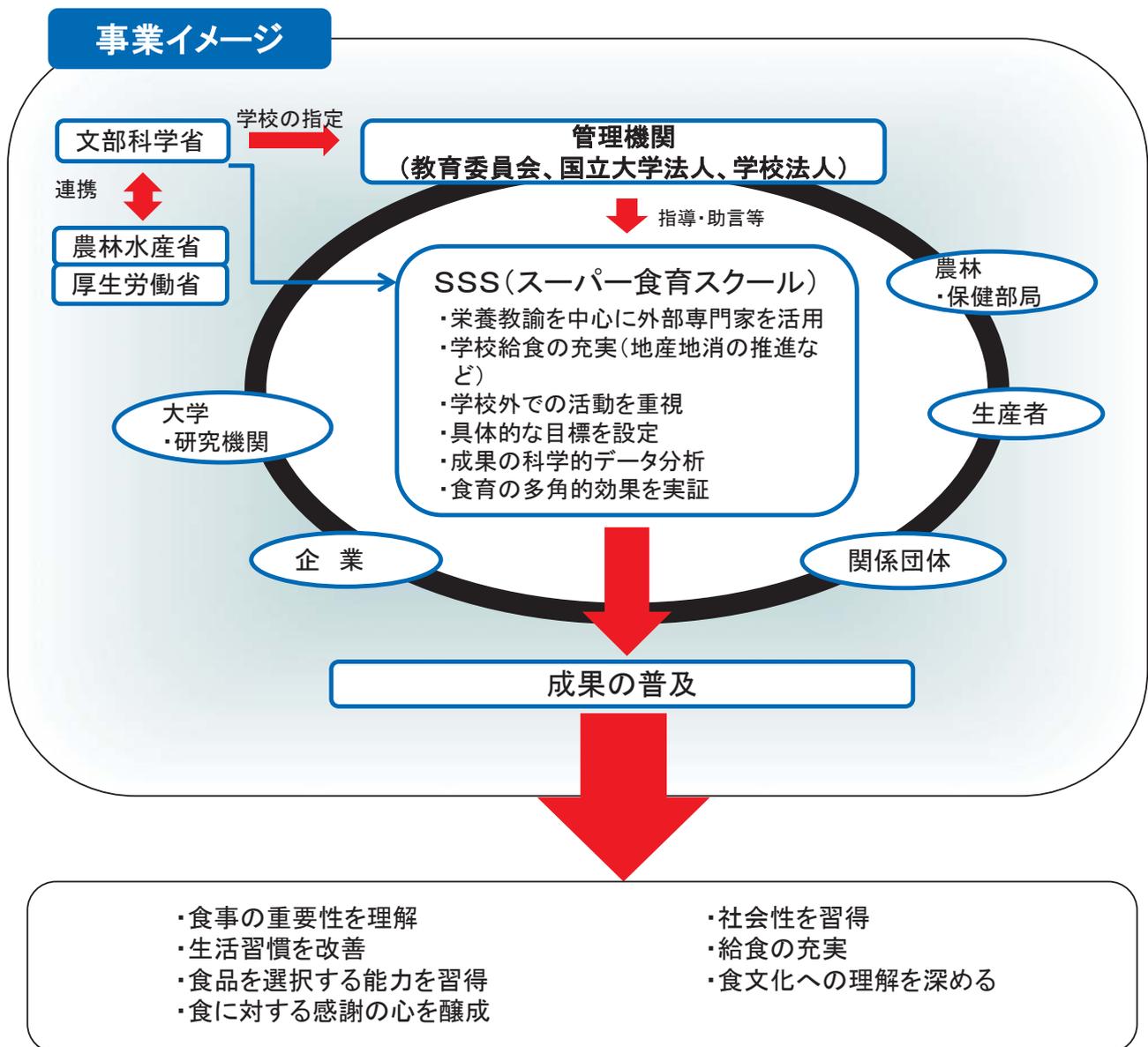
スーパー食育スクール指定校において取り組む食育の活動に対して必要な経費を支援

2. 対象事業

- ① 事業主体 都道府県教育委員会等
- ② 措置率 定額

【予算額等】
27当初 200百万円

事業イメージ



【首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業】

【目的】

地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に向けて取り組む新たな学校モデルの構築・発信に関する調査研究を実施することにより、学校と地域の連携に資する。

【概要】

1. 支援内容

教育委員会と首長部局等との壁を越えて学校を支援する体制を構築することで、子供や子供を育む地域の将来像と目標を共有し、課題解決に向けた具体的・実践的なプロジェクトを策定、協働による教育プロジェクトの実施を支援。

2. 対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等)

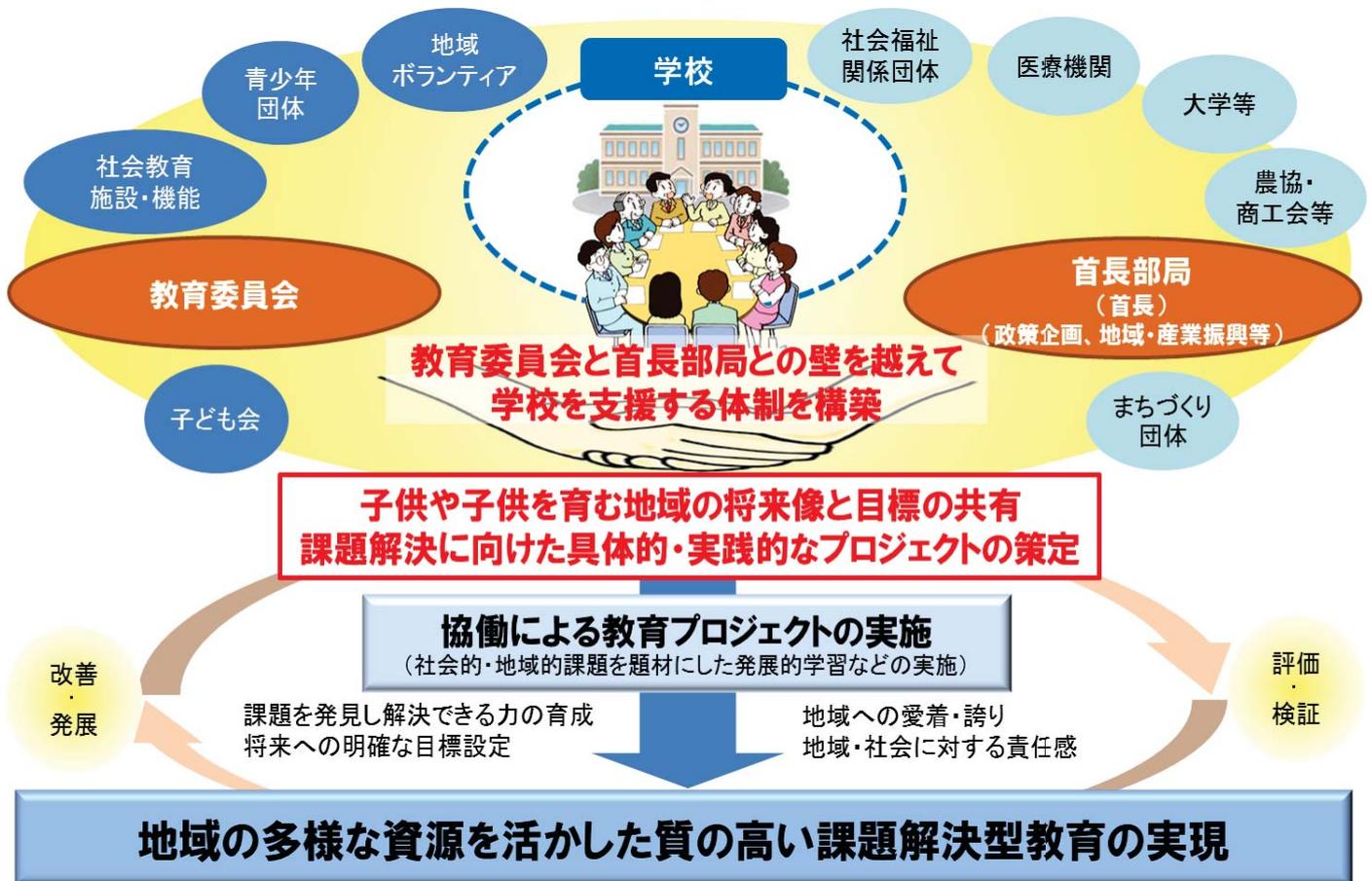
実施主体: 都道府県及び市区町村教育委員会

事業規模: 予算の範囲内において、1自治体あたり250万円を上限

【予算額等】

27当初 28,874千円

《首長部局との協働による新たな学校モデルの構築事業イメージ》



【過疎地域等自立活性化推進交付金】

【目的】

この交付金は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域集落再編整備事業及び過疎地域遊休施設再整備事業について、その経費の全部又は一部を交付することにより、過疎地域等の自立活性化を推進する。

【概要】

1. 支援内容

過疎地域等の自立・活性化に資する、集落の維持活性化のため集落ネットワーク圏において取り組む事業、先進的で波及性のある事業、定住促進及び遊休施設の再整備等を支援。

2. 対象事業

(1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興の取組をモデル的に支援

- ① 事業主体 地域コミュニティ組織、市町村等、② 交付額 1事業あたり20百万円以内

(2) 過疎地域等自立活性化推進事業

過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対する、先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援

- ① 事業主体 過疎地域市町村等、② 交付額 1事業あたり10百万円以内

(3) 過疎地域集落再編整備事業

過疎地域における住宅団地の造成や空き家の改修、季節居住団地の造成等に要する経費を支援

- ① 事業主体 過疎地域市町村、② 交付率 1/2以内

(4) 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域の廃校舎等を活用して行う、地域振興施設や地域間交流施設等の整備に要する経費を支援

- ① 事業主体 過疎地域市町村等、② 交付率 1/3以内

【予算額等】

27当初 650百万円

過疎地域等における「集落ネットワーク圏」の取組

「集落ネットワーク圏」の基本的考え方

- 過疎地域等においては、小規模化、高齢化により、集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要

具体的な取組例

2つの視点から住民主体で地域に必要な活動を実施
住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築
住民の「なりわい」を継承・創出する活動の育成

- 日常生活支援／防災・防犯対策
買物代行、清掃・除草、防災訓練・パトロール
- 高齢者対策／教育対策
高齢者声かけ活動、高齢者サロン、子ども会
- 地域の伝統・文化
祭りなどの伝統行事、伝統芸能や文化の伝承
- 産業振興／観光振興
特産品の開発、観光マップの作成、耕作放棄地対策
- 地域間交流／移住促進
田植え体験、田舎暮らし体験、空き家の活用
- アクセスの確保
デマンドバス・タクシーの運行

平成27年度予算

過疎地域等自立活性化推進交付金
「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」
(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

平成27年度予算: 4.0億円



※ 住民の一体性のある地域ごとに市町村が中心となって圏域を設定
(一般的には、新旧小学校区、昭和の合併前の旧市町村の区域などを想定)

【地域経済循環創造事業交付金】

【目的】

地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、本交付金により自治体の初期投資の補助を支援。

【概要】

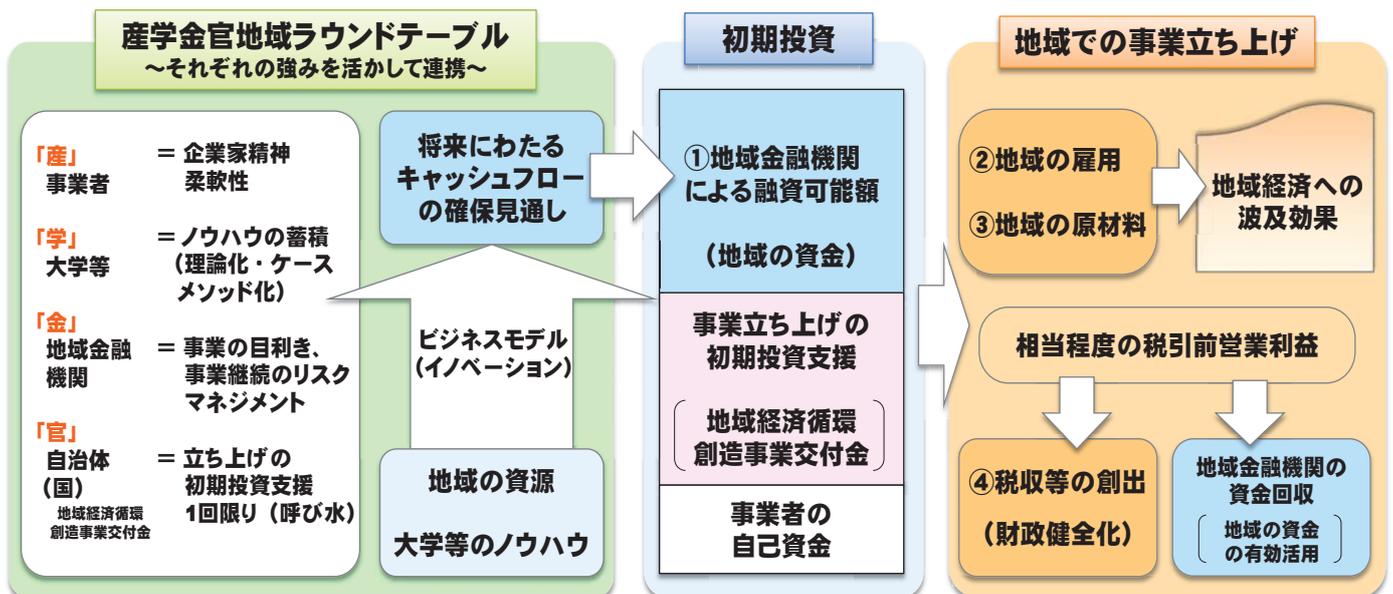
事業立ち上げにより、地元雇用や地元原材料を活用し、地元で資金を還元した上で、営業活動によるキャッシュフローの黒字は見込めるものの、初期の設備投資資金を地域金融機関から全額引き出すのは難しい事業に対し、必要な初期投資額と地域金融機関の融資可能額との差額を自治体が支援する場合、総務省が自治体に交付金を交付（交付金上限額5,000万円）

地域経済イノベーションサイクルの仕組み(地域経済循環創造事業交付金)

地域への貢献

先行モデルにみる効果実証 (地域経済循環創造事業交付金) ローカル10,000プロジェクトの推進
【交付予定額66.8億円 交付対象197事業】

- | | |
|---------------|--|
| ① 投資効果 | 2.1倍 (初期投資見込額 139.2億円) |
| ② 地元雇用創出効果 | 4.2倍 (地元人材雇用見込額(想定7年) 280.4億円) |
| ③ 地元産業直接効果 | 8.8倍 (地元原材料費見込額(想定7年) 586.3億円) |
| ④ 課税対象利益等創出効果 | 3.5倍 (課税対象利益等見込額(税引前営業利益+減価償却費相当)(想定7年) 236.6億円) |
| ⑤ 地域課題解決効果 | 廃棄物等の商品化、一次産品等高付加価値化、地元資源活用にぎわい創出、流出資金域内還元 |



【予算額等】
26補正 560,000千円
27当初 2,310,000千円

【分散型エネルギーインフラプロジェクト】

【目的】

電力の小売自由化で新たに生まれる市場を地域経済の拡大の起爆剤にするため、「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」を策定し、地域エネルギー企業の立ち上げを支援。

【概要】

1. 支援内容

「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」を策定する地方自治体を支援。

2. 対象事業

地域エネルギーインフラ会社のスキームを具体化し、需要家の獲得や地域エネルギー事業者等の企業の参加合意形成を進めるための、以下の内容を中心とした調査事業。

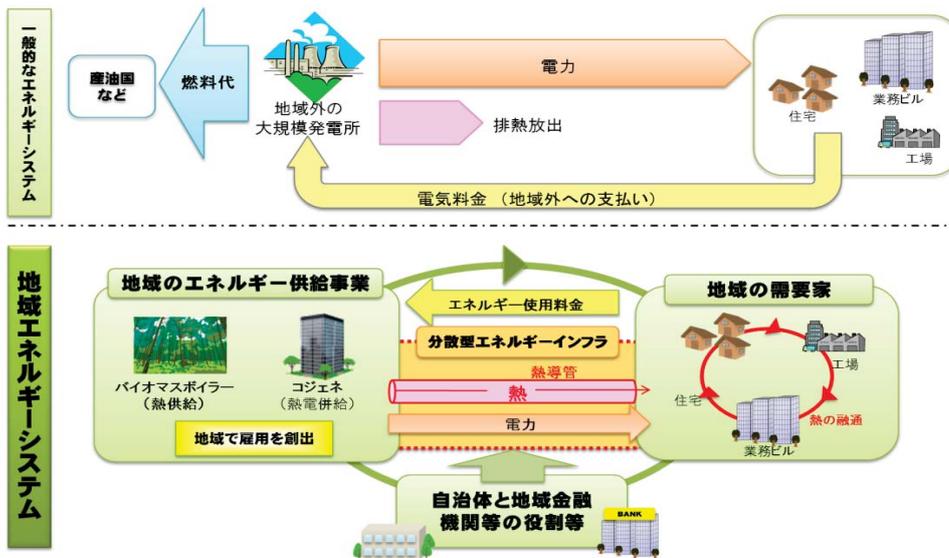
- ① 地域エネルギーインフラ事業体の資金調達構造の工夫(融資期間のあり方等)
- ② サービス・イノベーションにより、新たにインフラを活用するビジネスとの相乗効果
- ③ 利用者増につながるまちづくりによる、単位インフラ当たりの需要密度の向上 等

【予算額等】

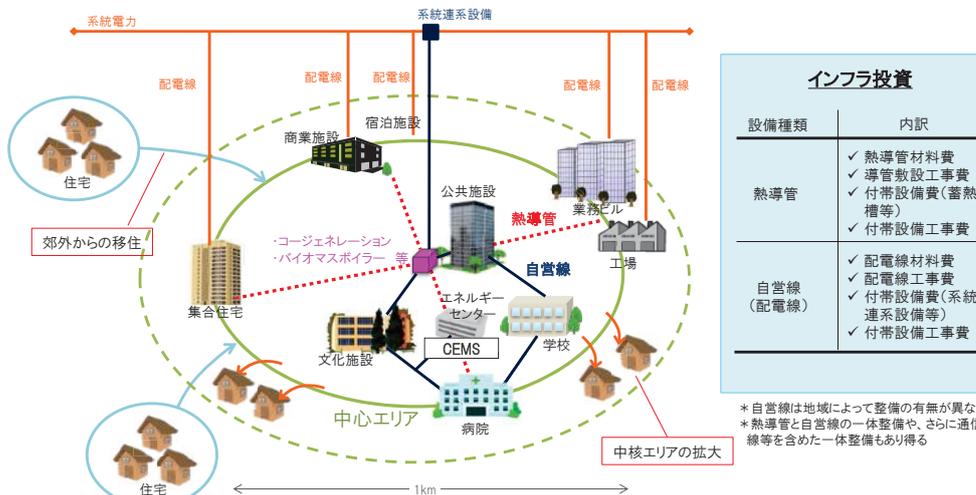
26補正 250,000千円

27当初 236,000千円

(参考1) 地域エネルギーシステムと地域内での資金循環(イメージ)



(参考2) 地域におけるインフラ整備の全体像(イメージ)



【公共施設オープンリノベーション推進事業】

【目的】

公共施設のオープン・リノベーションにより、地域の事業者のビジネス拠点等を創出し、「若い感性」で公共施設を再生する。(自治体側は、コストから利益に)

【概要】

市役所や美術館などの公共施設の余裕スペースを広く開放し、新たな地域サービス事業の場所として提供する「公共施設オープン・リノベーション」を推進するため、全国のデザイナー・建設家から改修案の提案を受け、全国コンテストで選定した上で、モデル事業として支援する。

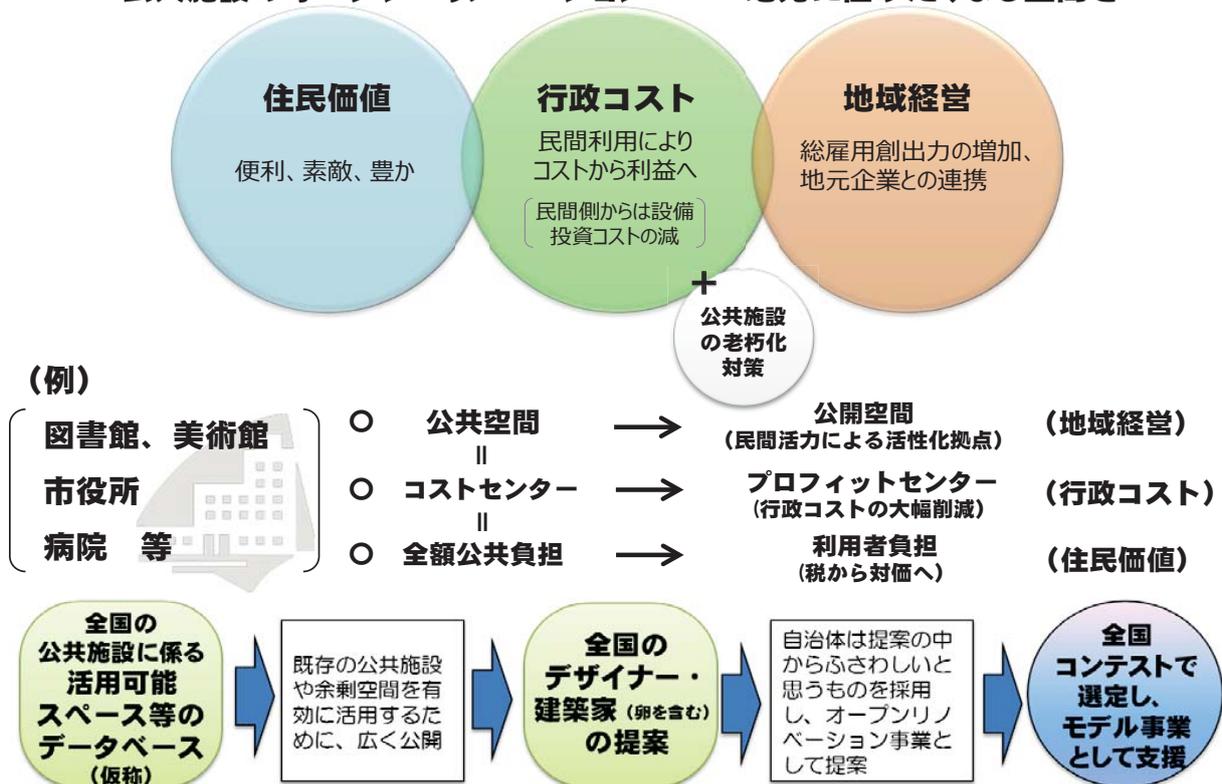
【予算額等】

26補正 110,000千円

27当初 60,000千円

公共施設オープン・リノベーション

公共施設のオープン・リノベーション ⇒ 地元に住みたくなる空間を



【高生産性企業への失業なき労働移動支援事業】

【目的】

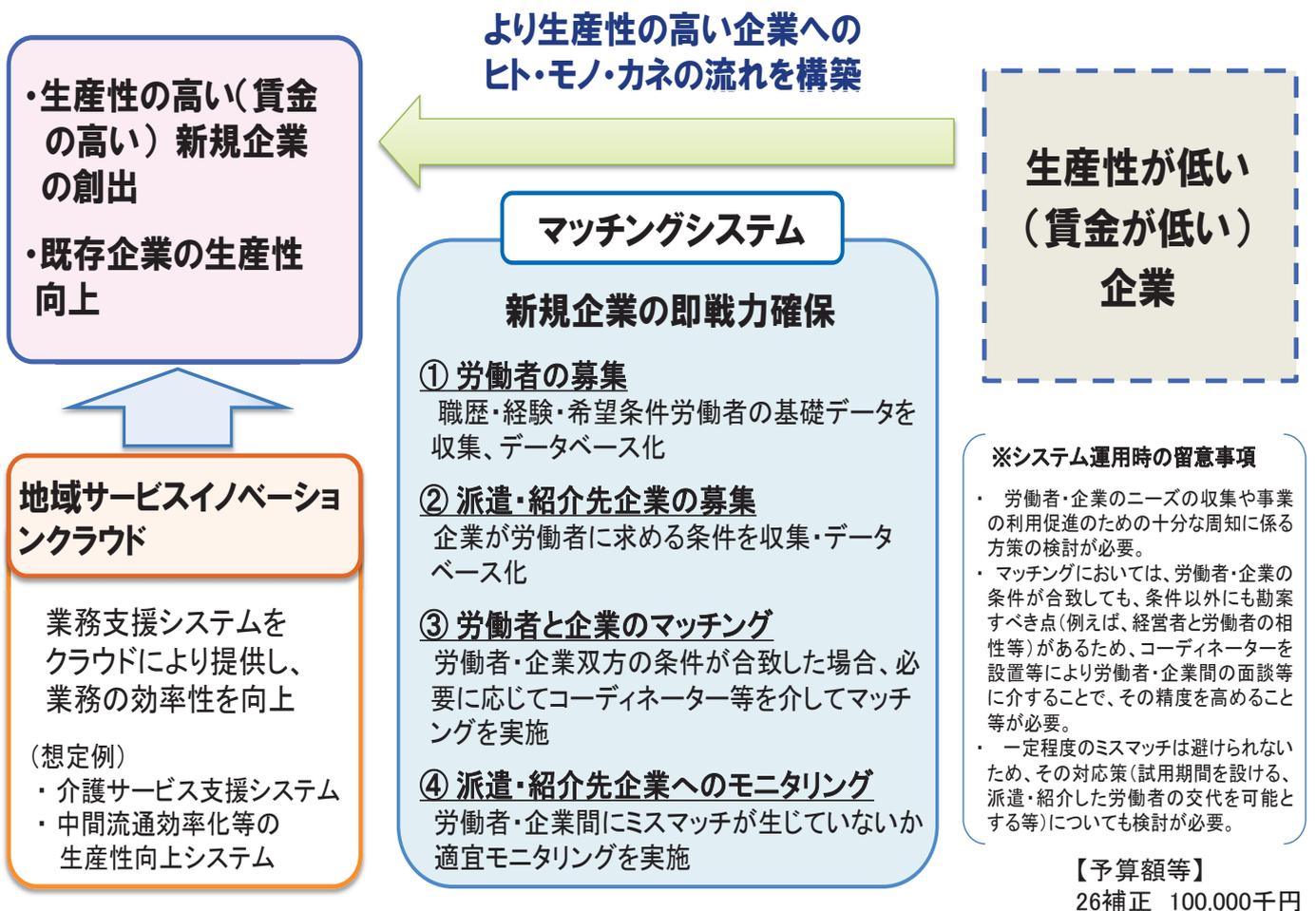
企業の新陳代謝(地域経済イノベーションサイクル)に伴う雇用確保を支援するため、より賃金の高い企業(生産性の高い企業)への雇用の移動を推進する。

【概要】

生産性が低い(賃金が低い)企業から、より生産性の高い企業へ雇用の移動を推進するため、以下のようなマッチングシステムを構築する。

- ①労働者の募集 ②派遣・紹介先企業の募集
- ③労働者と企業のマッチング ④派遣・紹介先企業へのモニタリング

高生産性企業への失業なき労働移動支援事業の考え方



【地域経済グローバル循環創造事業(ジェトロ・中小機構)】

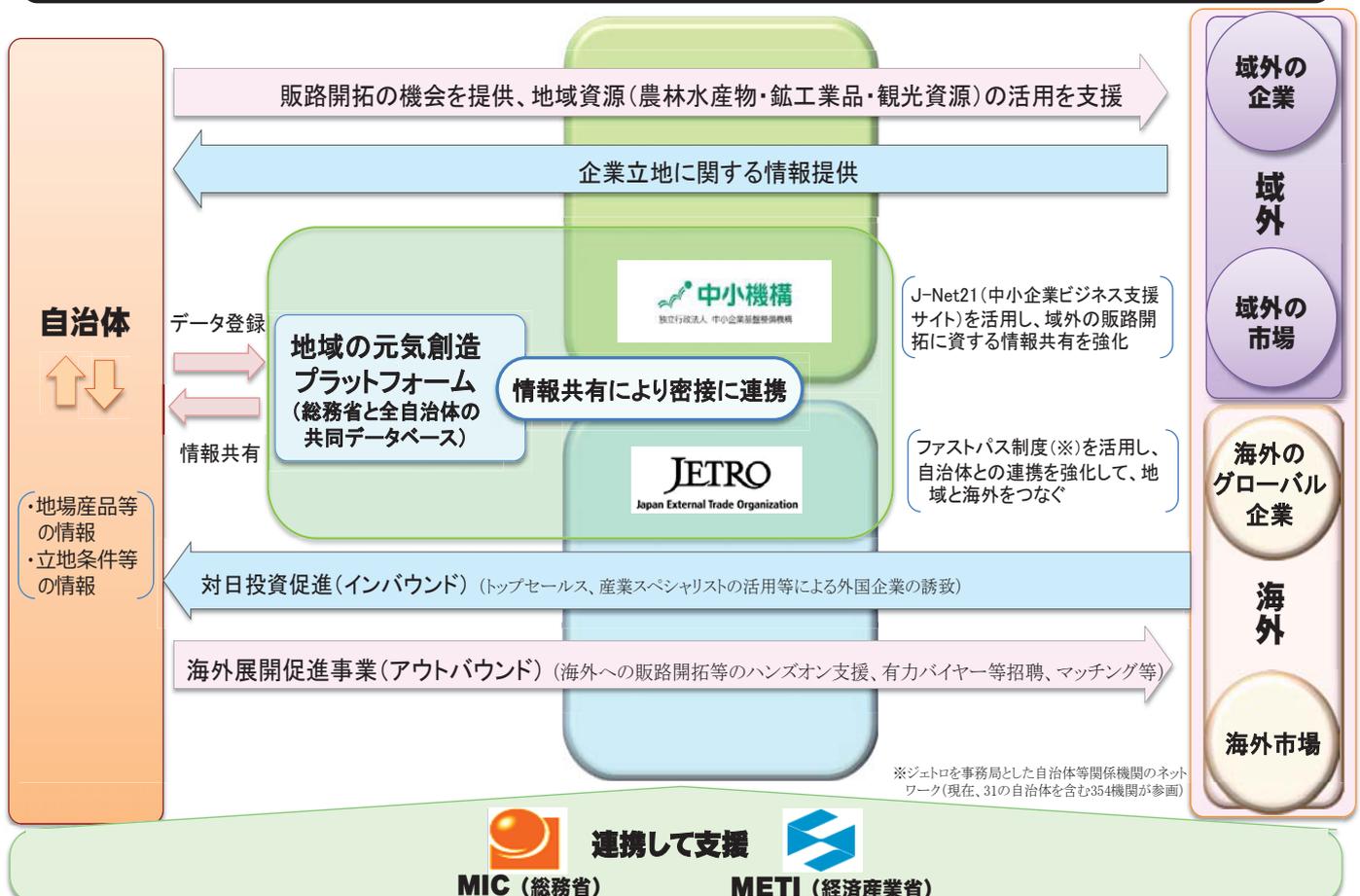
【目的】

自治体が対日直接投資の窓口になり、地域資源に新たな付加価値を見いだして、海外展開を図ることで、地域の雇用を創出しながら地域経済の域内循環の拡大を図る。

【概要】

「地域の元気創造プラットフォーム」に新たにジェトロ(日本貿易振興機構)及び中小機構基盤整備機構を接続させ、企業の地方への誘致や地元産品の販路開拓等の取組を推進する。

地域経済グローバル循環創造事業



【予算額等】
26補正 150,000千円

【地域商業自立促進事業】

【目的】

商店街は、地域住民の身近にあって、その暮らしを支える商品・サービスの供給機能を担うとともに、地域住民の交流の場を提供する等、地域コミュニティ機能の担い手として重要な役割を果たしている。

更なる少子・高齢化、人口減少等の社会構造の変化の中において、商店街が地域の商機能及び地域コミュニティ機能を維持・発揮していくためには、商店街がまちづくり政策等を担う地方自治体との連携を図りつつ、中長期的な視点で商店街活動を行っていくことが重要である。

本事業では、商店街が取組む事業のうち、地方自治体との密接な連携を図り、先進性の高い事業をソフト・ハードの両面で補助し、商店街の中長期的発展、自立化を支援する。支援を行った取組については、モデル事業として、他の商店街への波及を目指す。

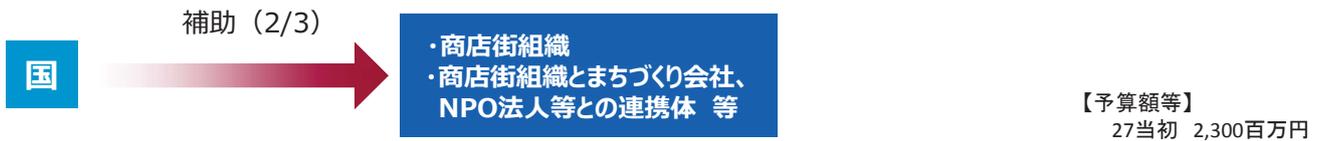
【概要】

1. 支援内容

以下の事業イメージに示す5つの分野に係る商店街の取組を支援し、他の商店街への波及を目指す。

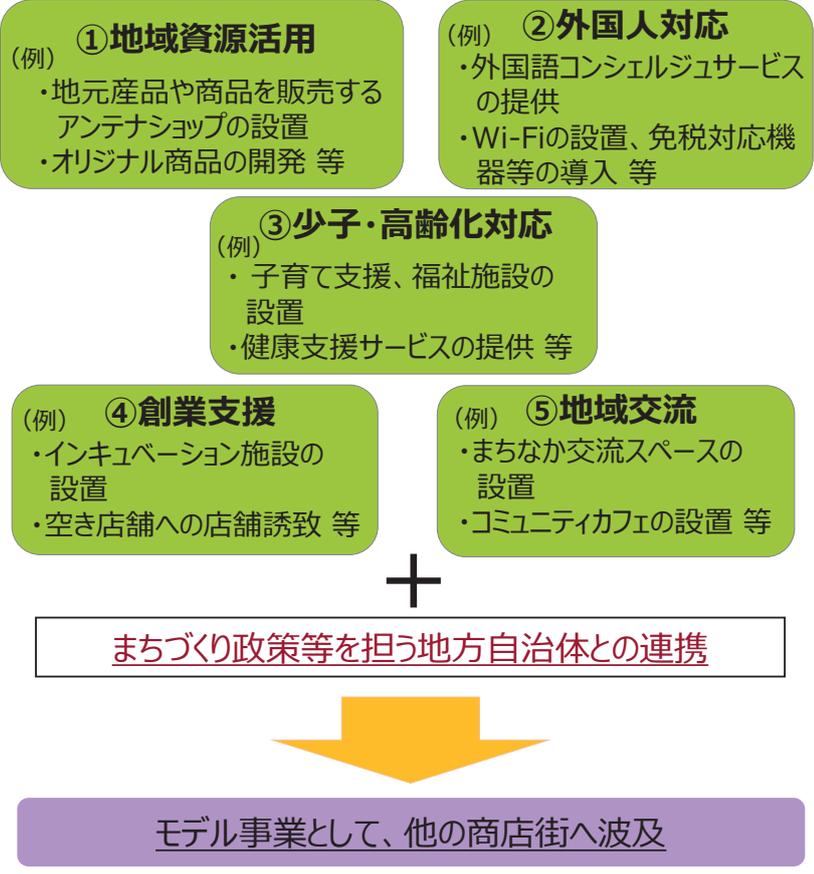
2. 対象事業

条件（対象者、対象行為、補助率等）



《事業イメージ》

＜支援対象＞



事例紹介

地域交流・地域コミュニティに貢献している商店街

- ① 商店街内の空き店舗を改修し、子どもから高齢者まで多世代が気軽に商店街に立ち寄りくつろぐためのコミュニティスペースを設置。
- ② コミュニティスペースでは、住民ニーズとして需要の高い惣菜、弁当の販売を行うカフェスペースの設置や地域資源である映画に関する展示（機材・衣装・写真等）を行った。
- ③ 結果、商店街の人通りが増え（歩行者通行量は対前年度比2.4%増。）、売上高増にも貢献。商店街が活気づいてきている。



コミュニティスペースの設置により、地域コミュニティ形成に貢献。

【住民参加型まちづくりファンド支援事業】

【目的】

地域の資金を地縁により調達し、景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対して、資金拠出による支援を行う。

【概要】

1. 支援内容

住民等による景観形成、観光振興、地域振興等のまちづくり事業に対する助成を行うまちづくりファンドに対して、(一財)民間都市開発推進機構が資金拠出により支援。平成27年度予算により、クラウドファンディングを活用したまちづくり事業への支援を強化。

2. 対象事業

【対象事業者(まちづくりファンド)】: 地方公共団体が設置する基金、公益法人、公益信託、市町村長が指定するNPO等、都市再生推進法人、復興まちづくり会社

【支援限度額】:

以下のうち最も少ない額

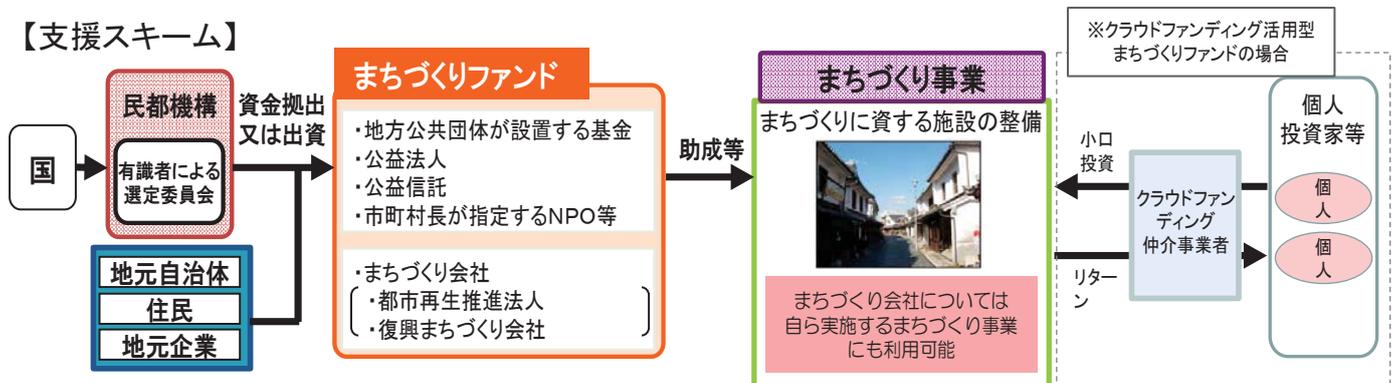
- ・2,000万円(まちづくりファンドの規模、助成等の対象を考慮し、必要と認められる場合には5,000万円)
- ・まちづくりファンドへの地方公共団体の拠出金額
- ・まちづくりファンドの総資産額(民都機構による資金拠出後)の1/3

【その他支援条件】:

- ① 地方公共団体からまちづくりファンドに対して資金拠出・出資が行われていること。
- ② 住民・地元企業から資金拠出・出資が既に行われ、又は行われることが確実に見込まれること。

※クラウドファンディングを活用したまちづくり事業へ支援を行うまちづくりファンド(クラウドファンディング活用型まちづくりファンド)については、資金拠出の上限引上げ等の緩和措置あり。

【支援スキーム】



【具体例】

上越市歴史的建造物等整備支援基金



○まちづくりファンドが助成した事業の一例
高田世界館第1期改修整備事業
住民有志が設立したNPO法人が老朽化した歴史的建築物を譲り受け、自治体・住民の資金支援により内装等を改修。映画上映や各種イベント等を実施し、市民の交流の場として再生・活用(国登録有形文化財にも登録)

富岡製糸場基金(富岡市)



○まちづくりファンドが助成した事業の一例
市民景観形成協定等に基づく建築物等の景観に配慮した外観の修理修景への助成
市の景観ガイドラインに沿った製糸場周辺の景観づくりを促進することにより、製糸場操業当時のまちなみを保存・再生

【「道の駅」による拠点の形成】

【目的】

○「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供並びに地域の振興に寄与することを目的としています。

【概要】

1. 概要

○「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

○「道の駅」には以下施設があります。

【道路施設等】駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設、防災機能を有する施設

【その他施設】地域振興施設（農産物直売所等）

2. 対象事業について

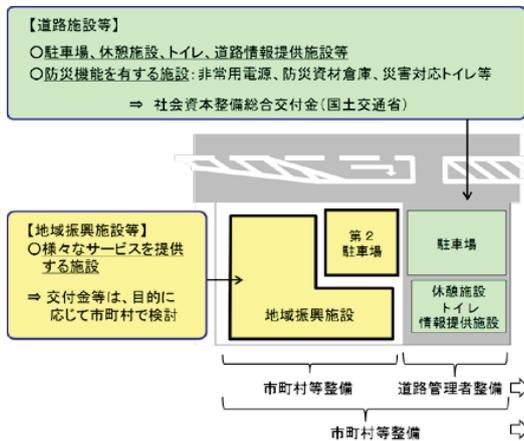
○道路施設等は交付金を使用可能です。

・駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設、防災機能を有する施設

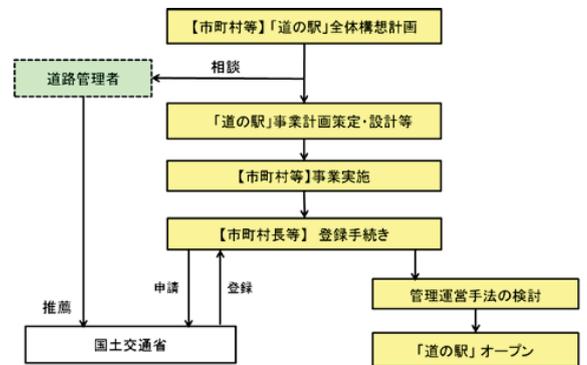
○その他、地域振興施設（農産物直売所等）についても、各種制度が活用可能です。

なお、特に優れた取組について、関係機関が連携して重点的に支援する、重点「道の駅」制度を設けています。

○「道の駅」の整備主体と交付金等



○「道の駅」の整備フロー



※道路管理者の簡易パーキングの計画がある場合、道路管理者が整備する簡易パーキングと一体的に整備する場合がある。(一体型)

○地域の創意工夫で、「道の駅」を地域活性化の拠点とする取組が進展している

● 観光で人を呼ぶ

「農業プラス観光」で人口3700人の村に年間120万人来訪。リピート率は約7割。
(群馬県川場村「川場田園プラザ」)



● 移住で人を呼ぶ

毎年100名以上が「道の駅」へ移住相談。これまで17世帯34名が移住
(熊本県小国町「小国」)



● 特産品で盛り上げる ～6次産業化で雇用と経済効果～

特産品を活かした加工食品の開発販売等、約60名の雇用を創出
(愛媛県内子町「内子フレッシュパーク」)



● 「小さな拠点」をつくる

診療所や役場機能等、生活に必要な機能をワンストップで提供
(和歌山県古座川町「瀬之坪太郎」)



● 防災力を強化する

広域防災拠点として高度な防災機能を発揮
(岩手県遠野市「遠野風の丘」)



【スマートIC等の活用による拠点の形成】

【目的】

高速道路等の沿道において、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成を支援します。

■スマートIC事業の積極的活用

- 我が国の高速道路のIC間隔は平均約10kmで、欧米諸国の平地部における無料の高速道路の2倍程度
- スマートICは全国で77箇所が開通、68箇所が事業中（平成27年3月末時点）
- スマートICの整備にあたっては、新たに創設された補助事業を活用
- スマートICについて、準備段階から支援するため、必要な制度の充実を図る



<白河中央スマートICの整備事例>

[東北自動車道 白河中央スマートIC]

- ・平成21年8月開通
- ・平成25年度交通量 約2,700台/日
- ・白河中央スマートICの整備により、白河厚生総合病院までのアクセス時間が短縮され、年間約700台の車両が救急搬送で利用（平成25年度実績）

■高速道路への直結化によるアクセス強化

- 高速道路に隣接している主要施設の多くが、一般道を介して高速道路と接続
- 高速道路に隣接している主要施設へのアクセス性を高めるため、民間施設への直結を含め、新たなルールを整理



<高速道路に直結している主要施設の例>

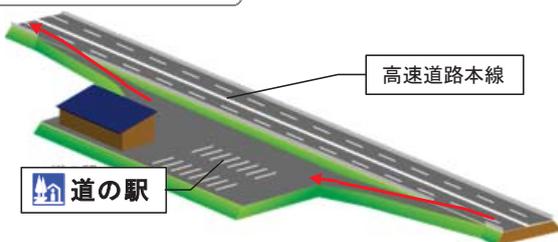
【対象施設】

- | | |
|---------|----------|
| ・高次医療施設 | ・大規模商業施設 |
| ・工業団地 | ・空港 |
| ・物流施設 | ・港湾 |
| | 等 |

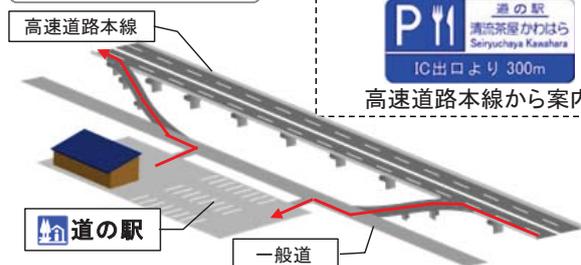
■無料の高速道路における休憩サービスの充実

- 無料の高速道路は、今後整備が急速に進展 現在:1,654km → 今後:3,220km（事業中區間整備後）
- 休憩施設はほとんどなく、休憩サービスの提供が課題
- 道の駅の施策を活用するなど地域と連携して、必要な措置を講じつつ、休憩施設の適正配置を推進
- IC近傍の「道の駅」は、高速道路から案内し、休憩施設として活用

本線直結型



IC近傍型



【標識令の改正(H26.3)】



IC出口より300m
高速道路本線から案内

【地域の持続可能な物流ネットワークの構築】

【目的】

少子高齢化等を背景として過疎化が進みつつある地域では物流の効率が低下する一方、車を運転しない者の増加に伴い日用品の宅配などの生活支援サービス等のニーズが高まっている。

このため、過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムを構築する。

【概要】

1. 支援内容

地域の持続可能な物流ネットワークの構築に向けたモデル事業を実施する。

2. 対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等)

①実施主体

過疎地等における地方自治体、事業者、NPO等、地域住民等からなる協議会 等

②支援対象

協議会の開催や、モデル事業に関する計画策定、効果測定等に必要となる経費(調査費)を一定額支出。

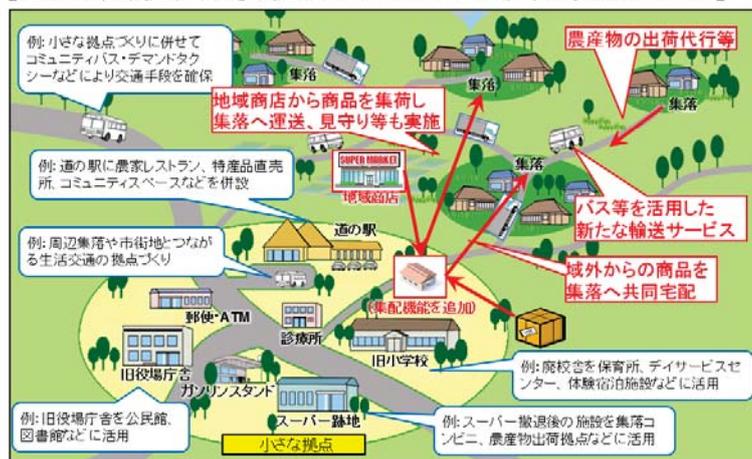
③対象事業のイメージ

以下に例示するような、複数のサービスに係る輸送を複合化することによって、輸送の効率化を実現するためのモデル事業が対象。

- ・域外からの商品の集落への共同宅配
- ・地域商店への商品の集荷・集落への運送、これと併せた見守り等生活支援サービスの提供
- ・バス等を活用した新たな貨物輸送サービスの提供
- ・商品の集出荷等と併せた農産物の出荷代行 等

【予算額等】
27当初 41,000千円の内数

【地域の活動拠点(小さな拠点)におけるモデル事業の実施について】



【モデル事業における役割分担】



【主な検討項目】

- ・地域での意見集約における課題
- ・NPOに求められる能力(輸送能力、荷扱い等の品質、賠償能力等)
- ・物流事業者、NPO、荷主、自治体等の関係者の役割分担のあり方

【参考】事例及びこれまでの検討経緯については、以下HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000046.html

【まち再生出資事業】

【目的】

市町村が公共公益施設の整備を重点的に行うために策定する都市再生整備計画の区域等内において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対して立上げ支援を行うことにより、公共公益施設のより効果的な活用や地域の活性化に資する。

【概要】

1. 支援内容

国土交通大臣の認定を受けた都市再生整備計画の区域等内において行われる民間都市開発事業に対して、(一財)民間都市開発推進機構が出資を行うことにより、立上げを支援。

2. 対象事業

【対象事業者】: 民間事業者 (SPC)

【対象区域】: 都市再生整備計画の区域、立地適正化計画の都市機能誘導区域、広域的地域活性化基盤整備計画の重点地区の区域

【対象事業】:

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が原則0.2ヘクタール以上※¹であること

※¹: 誘導施設※²の整備に関する事業は500㎡以上

※²: 支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設

【支援限度額】:

次の①～③のうち、最も少ない額

- ①総事業費の50%、②総資本の50%、③公共施設等の整備費 (誘導施設の整備に関する事業は、公共施設等+誘導施設の整備費)

【その他支援条件】: 竣工後10年以内に配当を行うことが確実であること

【支援スキーム】



【支援事例】: オガールプラザ整備事業(岩手県紫波町)



○支援内容

- (1)支援先 オガールプラザ株式会社
(2)出資額 6,000万円

○事業内容

- (1)規模 地上2階建
(2)用途 図書館、子育て支援センター、地域交流センター、店舗、事務所
(3)工期 2011年9月～2012年6月

【産地水産業強化支援事業】

【目的】

地域活性化に向けた水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るため、産地における所得の向上、地先資源の増大等の取組を支援する。

【概要】

1. 支援内容
(ソフト事業)
漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大等に資する取組を支援
(ハード事業)
産地水産業強化計画実現のために必要となる施設の整備について支援
2. 対象事業について
補助率(ソフト事業) 1/2
(ハード事業) 1/3、1/2、5.5/10等
事業実施主体(ソフト事業) 産地協議会
(ハード事業) 市町村、漁業協同組合等

【予算額等】

26補正 2,000,000千円の内数
27当初 3,500,000千円の内数

産地協議会(漁業者団体・市町村等)

「産地水産業強化計画」を策定(3年間)

(ソフト事業)

- ・マーケティング
- ・技術講習会など



(ハード事業)

- ・加工処理施設
- ・荷さばき施設など



浜の活力再生プラン
策定地域を優先的に
支援

漁業者の所得向上、漁業が存続できる漁村の形成

地域活性化に向けた水産業の健全な発展と
水産物の安定供給の確保

【食のモデル地域育成事業(日本食・食文化魅力発信プロジェクト)】

【目的】

- 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録等を受け高まる日本の食への関心を捉え、地域の農林水産物の利用促進や全国的な消費拡大のためのイベントの実施等を推進し、国産農林水産物・食品の消費拡大を図ります。

【概要】

国産農林水産物・食品の地域内利用促進、全国的な消費拡大の取組を支援します。

① 食のモデル地域の育成

地域で生産・加工される国産農林水産物・食品の消費拡大を推進するため、「食のモデル地域」における販路開拓、人材育成、商品開発等を支援します。

② 地域の取組の全国展開

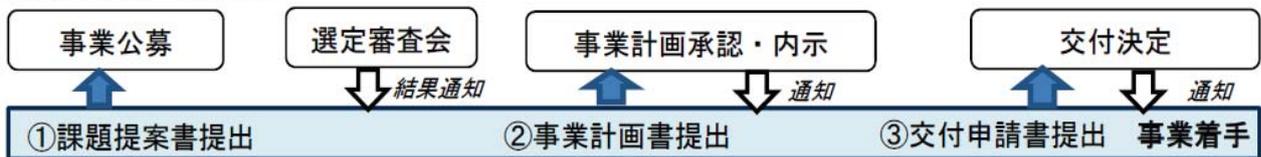
地域における消費拡大の動きを全国的に拡大するため、商談会の開催や消費拡大促進フェア等の取組を支援します。

【予算額等】

26補正 300百万円の内数

27当初 2,361百万円の内数

事業実施までの主な流れ



食のモデル地域育成事業

地域の主たる国産農林水産物を中心とした地域食材の利用拡大の取組を支援

実施主体 都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者等から構成される組織

事業の対象となる産品

- (1) 米、麦、大豆、米粉、(2) 食肉、牛乳・乳製品等畜産物、(3) 青果物、地域作物、伝統作物、有機農産物、(4) 特用林産物(乾しいたけ等)、(5) 水産物 に係る取組

主な支援内容

補助率 1/2

- **協議会の合意形成、事業企画・検討・運営**
(地域食材の利用促進、消費拡大に向けた事業企画等に係る費用)
- **現状調査や総合的なマーケティング**
(地域食材の利用状況調査、市場評価調査等に係る費用)
- **新商品の開発や研究活動**
(試作品や新たなパッケージデザインの開発に係る費用)
- **新たな販路の開拓や購買促進活動**
(商談会等への出店、試供品やパンフレット作成等に係る費用)



【6次産業化ネットワーク活動交付金】

【目的】

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を面的に拡大していく必要がある。

【概要】

1. 支援内容

農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等を支援。地域主導で行う新商品開発・販路開拓及び施設整備等を支援。

2. 対象事業について【交付率】

(1) ソフト事業

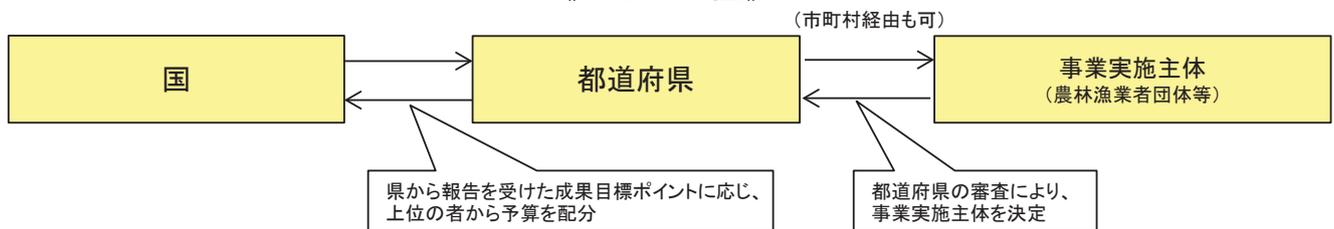
- ① 都道府県及び市町村における6次産業化戦略・構想の策定支援【定額】
- ② 6次産業化プランナーが6次産業化事業の構想、総合化事業計画の作成方法等についてアドバイス【定額】
- ③ 6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催、新商品開発・製造、販路開拓等支援【1/3以内(市町村の6次産業化戦略・構想に基づく取組は1/2以内)】
- ④ 市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、市町村等が地域ぐるみで行う新商品の開発等支援【1/2以内】

(2) ハード事業

- ① 6次産業化・地産地消法等により認定された農林漁業者等が制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備支援【3/10以内(上限額1億円)】 ※ 交付金額は以下 i ~ iii の一番低い額の範囲内
i 事業費×3/10 ii 融資額 iii 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額
- ② 市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、市町村等が地域ぐるみで行う新商品の開発等に必要となる加工機械等の整備支援【1/2以内(上限額3千万円)】

【予算額】 26補正 1,241百万円
27当初 2,331百万円

《スキーム図》



《取組事例》

(株)今帰仁ざまみファーム【沖縄県今帰仁村】

- 睡眠改善効果があるといわれる沖縄伝統野菜の機能性に着目して一次加工品を製薬会社へ販売。
- 付加価値の向上を目指し、自社でスイーツ等の加工品を製造・販売。
- 地元観光業者と連携して花摘みバスツアーを事業化し、来園者が増加。
- 売上高 1,500万円(H23)⇒1,800万円(H25)
- 雇用者(パート含む) 3人(H23)⇒5人(H25)



クワンソウの花



沖縄伝統野菜「クワンソウ」の加工品と花摘み体験



(有)池多ファーム【富山県富山市】

- 経営を多角化するため、牛肉の直接販売部門とソーセージ等の加工部門を設置し、食肉加工品を製造。
- 自給粗飼料により良質な牛を育て、肉質を向上し、知り合いの食肉加工店で製造技術を習得。
- 岩塩やスパイス、製法は食肉加工の本場ドイツにこだわり、ドイツでのコンクールで金賞を獲得。
- 売上高 80百万円(H16)⇒167百万円(H24)
- 雇用者(パート含む) 4名(H16)⇒7名(H24)



乾燥熟成ビーフ



生ハム、サラミ



ビーフリエット

【ふるさと名物応援事業】

【目的】

全国各地の地域、中小企業・小規模事業者の活性化を図るために「地域の強み」であり「差別化の武器」ともなる“地域資源”を活用した『ふるさと名物』などに対する支援を行う。

【概要】

1. 支援内容

○ふるさと名物支援事業

①中小企業・小規模事業者が、地域資源活用や事業者連携により行う商品・サービスの試作開発等の費用を補助。

○小売事業者等・ふるさと名物開発等支援事業

②小売事業者等が行う、「ふるさと名物」などに関する消費者嗜好の把握や、特徴を活かした販路開拓等の取組の費用を補助(小売事業者等支援事業)。

③中小企業グループによる地域資源を活用した「ふるさと名物」などのブランド化のための取組等の費用を補助(ふるさと名物開発等支援事業)。

○ふるさとプロデューサー育成支援事業

④地域の関係者を巻き込み、地域の特色を活かした産品をブランド化する人材等の育成する取組を支援。

2. 対象事業(措置率(補助率)等)・事業実施主体等)

・補助対象者: 中小企業・小規模事業者、中小企業グループ、小売事業者 等

・補助率: ②1/2(大企業)、2/3(大企業以外)

①③2/3

④定額

・補助上限額: ①500万円等

②1,000万円

③2,000万円

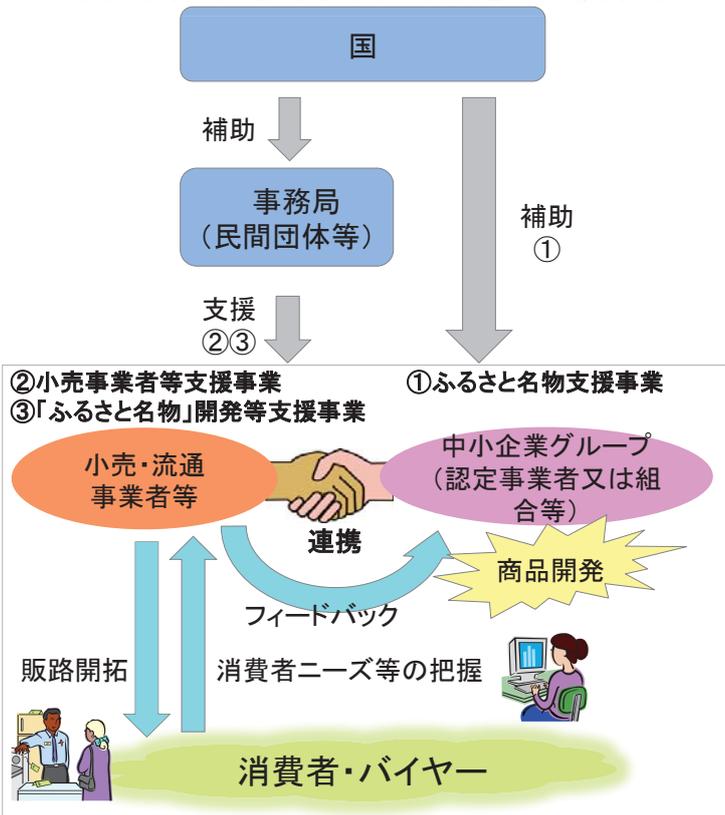
【予算額等】

26補正 4,000百万円の内数

27当初 1,606百万円の内数

《事業イメージ》

- ・ふるさと名物支援事業
- ・小売事業者等・ふるさと名物開発等支援事業



《事例》

地域産業資源活用支援事業

(平成20年9月24日)

【(株)恵那川上屋(岐阜県恵那市)】



夏栗きんとん
「栗観世」



春栗きんとん
「里長閑」

平成20年9月24日に地域産業資源活用事業計画の認定を受け、地域産業資源活用支援事業を活用して医療分野向けの特殊冷凍技術で、「旬の味」の通年販売を可能とする商品開発を行い、年中鮮度の良い栗餡を使った美味しい栗菓子の提供を実現。

【中心市街地再興戦略事業費補助金】

【目的】

中心市街地の商機能を維持・強化し、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進するとともに地域経済の活性化を促進する。

【概要】

1. 支援内容

地元住民や自治体等による強いコミットがあり、当該中心市街地だけではなく、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト(商業施設等の整備)を支援。

また、地域の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材活用等を支援。

2. 対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等)

(1) 調査事業

地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析

(2) 先導的・実証的事業への支援

中心市街地の活性化に効果がある事業で、中心市街地活性化基本計画第7章に記載された施設整備事業及びソフト支援事業

(3) 専門人材の活用に対する支援

商業・都市計画等のまちづくりに関する専門的な知見を有するタウンマネージャー等の活用

条件(対象者、対象行為、補助率等)



施設整備、ソフト 上限2億(4億※)
調査、専門人材 上限1,000万円

※特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定を受けた場合に引上げ

【予算額等】
27当初 600百万円

《事業イメージ》

高度な商機能の整備に向けた支援



事例) 農産物直売所やスーパーショップ、スイーツカフェ等、住民や観光客等のニーズに対応出来る複合集客施設と大型駐車場を整備する事業

(1) 調査事業の例

○ニーズ調査

→中心市街地に欠けている商機能を明らかにするためのアンケート調査等

○マーケティング調査

→事業規模や採算性等が適切であるか確認するための、商圈等のデータ調査等

(2) 先導的・実証的事業の例

・ハード事業

○子育て支援施設等を併設した複合商業施設(当該中心市街地に欠けていることが前提)

・ソフト事業

○市民が企画・参加し、個々の商品を地域の魅力やまちのイメージに繋げるイベント事業

(3) 専門人材活用支援事業の例

○商業や中心市街地活性化に向け、まちづくりに関し専門的な知見を有する人材の招聘等を行う事業

【中心市街地再生事業費補助金】

【目的】

中心市街地の活性化に必要な施設の改修等の事業を支援することで、中心市街地及び周辺地域を含めた経済活力を向上させる。また、買物困難地域において買物機会を持続的に提供できるよう、買物環境の整備を促進する。

【概要】

1. 支援内容

市町村が策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する地域の中心市街地活性化に必要な施設の改修・リノベーション等、雇用や地域の消費活性化に対して即効性が期待できる事業であって、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させる事業に絞って支援。また、買物に困難を抱える人々に、買物機会を持続的に提供できるような事業に対してその費用の一部を支援。

2. 対象事業(措置率(補助率)等・事業実施主体等)

- (1) 商業施設改修等事業…中心市街地活性化に必要な施設の改修等の事業であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。
- (2) 買物環境整備促進事業…買物に困難を抱える人々に、買物機会を持続的に提供できるような事業。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



《事業イメージ》

商業施設の改修等の支援

改修前



改修後



既存施設を
リノベーション

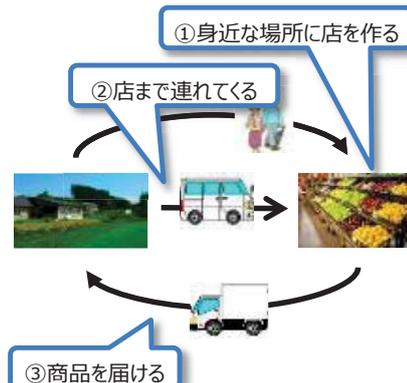
<要件>

- ① 中心市街地活性化基本計画に、基本方針で定める「経済活力の向上の為の事業」(第7章)に該当する事業として記載されていること。
- ② ニーズ調査等、事業化に向けた調査事業を実施していること。

買物弱者対策のための支援

中心市街地の活性化を始めとする「コンパクトシティを進めていく上で起こりうる、買物弱者問題等」に対応する事業を支援します。

特に、様々なサービスと組み合わせる等の持続可能性が高いモデル事業を支援し、得られた成果を他の地域へ横展開していくことを通じて、買物環境の整備を促進します。



(1) 商業施設改修等事業の例

- ① 中心市街地にある空き店舗を改修して、新たな商業施設を整備する事業
- ② 中心市街地の既存の施設をダウンサイジングして、新たな商業施設を整備する事業

(2) 買物環境整備促進事業の例

- ① 身近な場所に店を作る
→ 過疎地域等において、品揃えの効率化の工夫や、仕入れ・店舗運営のノウハウを有する事業者との連携を図り、持続的に営業可能な子規模店舗を展開する事業
- ② 店まで連れてくる
→ 商業機能をはじめとする生活サービスや観光施設等が一箇所に整備された施設への交通機関を効率化し、持続可能性を高める事業
- ③ 商品を届ける
→ 高齢者等に対して、定期的に訪問する事業者を核に、生活に必要な不可欠なサービスを複合的に組み合わせることで、物流コストの削減や副次的な収入を確保し、持続可能性を高める事業

【酒蔵ツーリズム®の促進】

【目的】

酒蔵を巡り、蔵人と触れ合い、地酒を味わう酒蔵ツーリズムを促進するため、関係府省、地方自治体、観光関連業界、酒造業界などの構成で酒蔵ツーリズム推進協議会が発足。

当該協議会では、日本産酒類（日本酒、焼酎、泡盛及び日本産のワイン・ビール等）を盛り立てるとともに、それを観光資源として活用し、外国人観光客への訴求も見据え、我が国及び地域の観光交流の魅力の増進と地域活性化に繋げることを目的としている。

【概要】

- 酒蔵ツーリズムのあり方を考察するとともに、先進的な取り組みの情報の収集・発信、本件に関わる様々な関係者の連携強化、地域における取り組みの促進を図る。
- お酒をテーマとしたツーリズムは、各地で様々な取り組みが行われているが、認知度が低い、地域内での広がりにつながらないなどの課題がある。一方で、新酒会や蔵開きなどのイベントだけでなく、地域が一体となり通年の観光に結びつけようとする動きも出始めている。

酒蔵ツーリズムに関する各地域での先進事例集
(第2弾) <http://www.mlit.go.jp/common/001083166.pdf>
(初版) <http://www.mlit.go.jp/common/001083165.pdf>



【予算額等】 非予算

事例集で記載されている事例1 (佐賀県鹿島市)

鹿島酒蔵ツーリズム

インターナショナルワインチャレンジ(世界で最も権威のあるワインコンベンション)で富久千代酒造「鍋島」がチャンピオンを受賞したのを契機に、「目利き」のアドバイスを受けながら、蔵元だけでなく地域全体が一体となって協議会を設立し酒蔵ツーリズムに取り組んでいる。

国際的な評価を得た日本酒とその酒蔵に直接触れただくツアーを造成することで、新たな観光資源を創出し、地域の活性化を図る。

なお、平成25年3月に2日間開催したイベント「鹿島酒蔵ツーリズム」では、鹿島市の人口(約3万人)を超える5万人が来場し、約8,100万円の経済効果があった。



事例集で記載されている事例2 (広島県東広島市西条)

酒蔵のまち てくてくガイド(ボランティアガイド)

観光客を誘致する通年での取り組みとして、西条酒蔵通りを観光ボランティアガイドが案内し、酒蔵めぐり、利き酒体験等を実施。平成24年11月にはツアー客が過去最高の1,845人達した。地元ガイドの会が主催し、地域活性化に繋がっている。なお、毎年10月に開催される「酒まつり」には、2日間で約24万人が訪れる。



※酒蔵ツーリズムは、佐賀県鹿島市の登録商標です。

【移住・交流情報ガーデン】

【目的】

居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口を設置、運用。運用に当たっては地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。

【概要】

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞
ワンストップ支援窓口

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(仕事情報)
- ・農林水産省(就農支援情報) 等

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可



【所在地】東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル1F
【アクセス】JR／東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄／東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東京メトロ東西線
・都営浅草線日本橋駅より徒歩5分

【スポーツによる地域活性化推進事業】

【目的】

「日本再興戦略」において「スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり等を推進する。」こととされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」では2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組として「東京大会等を契機として、スポーツを通じた街おこし」を推進することとされたところである。

これらを受けて、スポーツが持っている本来の力を引き出すことにより、各地域でスポーツを活用したコミュニティを構築し、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会、健康で活力に満ちた長寿社会、地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会を目指す。

【概要】

1. 事業内容

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組とともに、さらにはスポーツツーリズムを活用した地域の活性化など、以下の事業を実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。

2. 対象事業について

(1) スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

スポーツを通じた健康な都市づくりを推進するとともに、中高齢者になり自身の健康づくりの必要性を感じているものの、行動に移せない者など、ライフステージに応じた運動・スポーツへのきっかけづくりや場の提供を通してスポーツ実施者を増やすことにより、健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少の進展にも対応できるスポーツを通じた地域の活性化を目指す。

①事業主体：市区町村 ②補助率：定額

(2) 地域スポーツコミッションへの活動支援

それぞれの地域のスポーツ資源を活用し、スポーツを主体とした協力体制を構築することにより、地域のスポーツ関係団体・企業(スポーツ産業、観光産業等)等が一体となり、「観る」「する」「支える(育てる)」スポーツや、スポーツを観光資源としたツーリズムによる地域活性化を行う組織(地域スポーツコミッション)の活動に対して支援を行うことにより、地域スポーツの活性化やスポーツを観光資源とした地域活性化の促進を図る。

①事業主体：都道府県及び市区町村 ②補助率：定額

【予算額等】

27当初 305百万円

(1) スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

<具体的な取組>

- ◆ 健康ポイント等のインセンティブ付き運動・スポーツプログラムの実施
- ◆ オリンピアン・パラリンピアンなどを活用した各種スポーツイベント(競技体験会等)の開催
- ◆ ヘルスリテラシー(健康に関する知識・理解)向上のためのシンポジウムや健康運動・スポーツ教室などの実施

<先進的な取組事例ー健康ポイント等のインセンティブ付き運動・スポーツプログラムの実施ー>

- スポーツに無関心な層を含む多くの住民を対象にした健康ポイント付運動教室等を開催し、実施状況に応じた健康ポイントの付与と住民の運動実施等の関連を検証する実証実験に参加。
- スポーツや健康に関心のある層だけが参加するこれまでの政策から、市民誰もが参加し、生活習慣病予防及び寝たきり防止を可能とするまちづくりを目指す取組を実施。



(2) 地域スポーツコミッションへの活動支援

<地域スポーツコミッションの取組>



<先進的な取組事例ーA市の場合ー>

- 観光協会を中心に、市、市体協、大学、商工会議所、プロスポーツチーム等と連携・協力した「まちづくり」を実施。
- 都心に近いアクセスの良さを生かし、スタジアムやアリーナ等、豊富な大型競技施設で国際大会を開催。
- 大規模国際大会や全国大会、プロスポーツチームのキャンプ誘致により観光客を獲得。

【地域における日本型食生活等の普及促進(消費・安全対策交付金)】

【目的】

栄養バランスにすぐれた日本型食生活を推進するとともに、食や農林水産業への理解増進を図るため農林漁業体験活動を推進する等、地域に根ざした食育活動を支援し、食育を国民運動として展開します。

【概要】

1. 支援内容

日本型食生活等を普及する食育推進リーダーの育成、地域のネットワーク作り、地域の食文化の継承等を支援。また、食や農林水産業への理解を深めるため、生産の場において農業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等を支援。

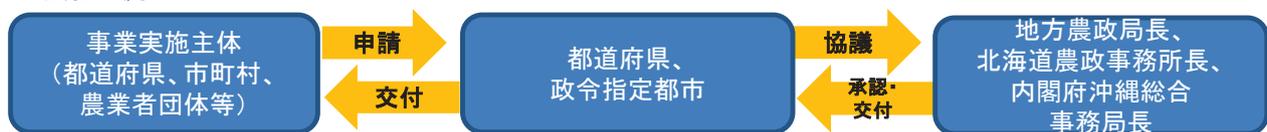
2. 対象事業について

- ① 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等
- ② 措置率：定額(1/2以内)
- ③ 事業申請：都道府県、政令指定都市に申請してください。

【予算額等】

27当初 2,062百万円の内数

＜交付の流れ＞



地域における日本型食生活等の普及促進

(日本型食生活とは)

ごはんを中心に魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶等、多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスにも優れた食生活です。

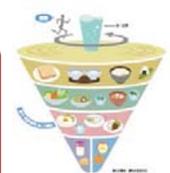
支援内容

- ・ 食育に関する展示会やシンポジウム等の開催 (会場借料、資料作成費等)
- ・ 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 (講師謝金、会場借料等)
- ・ 地域の食育の進め方について検討する会議の開催 (会場借料、資料作成費等)
- ・ 地域の食文化継承のための普及資料の作成、食体験の推進 (会場借料、資料作成費、講師謝金等)

ごはんを中心とした「日本型食生活」のススメ



食事バランスガイド



教育ファーム等農林漁業体験活動の推進

(教育ファームとは)

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、農業者団体等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組です。

支援内容

- ・ 教育ファーム等農林漁業体験運営のために必要な会議の開催 (会場借料、資料作成費等)
- ・ 農林漁業体験の運営 (農機具借料、種苗費、消耗品費)
- ・ 農林漁業体験の指導者養成 (講師謝金、会場借料等)
- ・ 農林漁業者と消費者(参加者)をコーディネートする取組 (会場借料、資料作成費等)



【地域公共交通確保維持改善事業】

【目的】

コンパクト＋ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

【概要】

1. 支援内容

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。

2. 対象事業について

(1) 地域公共交通確保維持事業

過疎地等におけるバス、デマンドタクシーの運行、バス車両の更新等、離島航路・航空路の運航を支援

【補助対象事業者】

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、離島航路事業者、航空運送事業者 等

【補助率】

1/2 等

(2) 地域公共交通バリア解消促進等事業

鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等、LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等を支援

【補助対象事業者】

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、国内一般旅客定期航路事業を営む者、航空運送事業者 等

【補助率】

1/3 等

(3) 地域公共交通調査等事業

計画策定：地域公共交通網形成計画の策定等を支援
計画推進：地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価を支援

【補助対象事業者】

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会等

※計画推進に係る支援を受けようとする場合は、地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画（国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）を作成していることが前提

【補助率】

計画策定：定額（上限額：2,000万円）

計画推進：1/2

【予算額等】

26補正 6,755,812千円

27当初 29,009,276千円

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

地域公共交通網
形成計画

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新等
- 離島航路・航空路の運航

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等
- LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査

地域公共交通再編
実施計画

地域公共交通ネットワーク再編の促進

国の認定

<支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施

- バス路線の再編
- デマンド型等の多様なサービスの導入
- LRT・BRTの高度化
- 地域鉄道の上下分離等

【広域観光周遊ルート形成促進事業】

【目的】

複数の都道府県に跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数(平均6日～7日)に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」(骨太な「観光動線」)の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。

【概要】

1. 支援内容

広域観光周遊ルートの形成を促進するため、広域で連携した地域による広域観光周遊ルート形成の取組について、事業に係る総費用の一部を国が負担

2. 対象事業

- 計画策定に係る費用
- マーケティング費用
- 広域での外国人受入環境の整備
- 広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- 海外への情報発信 等

【予算額等】

26補正 250百万円
27当初 304百万円

広域観光周遊ルート形成促進事業 (広域の協議会による取組み)

- 広域観光周遊ルート形成計画の策定
- 数値目標の設定とPDCAサイクルの整備
- 外国人受入環境の整備(免税店の整備、多言語表記、無料公衆無線LAN環境の整備、手ぶら観光の推進等)
- 広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- 地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実
- 広域の関係者の官民連携による体制づくり 等

国の支援

- 計画策定に係る費用
- マーケティング費用
- 広域での外国人受入環境の整備
- 広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- 海外への情報発信 等

広域観光周遊ルート形成促進事業パッケージ支援メニュー例



【地域資源を活用した観光地魅力創造事業】

【目的】

歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施する取組を支援することにより、地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げる。

【概要】

1. 支援内容

歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施する取組を支援

2. 対象事業

○計画策定に係る費用 ○マーケティング費用 ○着地型旅行商品等の滞在コンテンツの企画・作成費用
○二次交通の整備に係る実証実験等の実施費用 ○受入環境整備、おもてなしの向上に係る費用 等

【予算額等】

27当初 290千円

様々な地域づくりの取組と連携し、地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるとともに、外国人の受入環境整備を実施。

歴史的景観とバリアフリーの相乗効果による観光振興

日本最北の世界自然遺産で観光と保護の両立

離島のハンデを克服した観光システムづくり

「農」の優位性を活かした産業と観光の融合

地産から地消までを観光客とともに創りあげる地域

産業遺産を核とした広域連携での観光振興

等

観光関係者による取組

協議会：市町村、観光協会、交通事業者、関係行政機関その他地域づくりの取組を実施する者等により構成

計画の策定（数値目標、取組体制、事業内容等）

マーケティングの実施

地域の魅力を高める取組の実施

①滞在コンテンツの充実・強化

- ・着地型旅行商品の造成・販売
- ・地産地消の推進
- ・ガイドの育成

②来訪需要の喚起

- ・一元的な情報発信／予約システムの構築
- ・宿泊施設の魅力向上
- ・地域版MICEの推進検討

③来訪者の利便性等向上

- ・観光案内所の機能強化
- ・観光地周遊バスの実証運行
- ・美観の維持、トイレ改修

④外国人受入環境整備

- ・観光案内の多言語表記化
- ・Wi-Fi環境の整備
- ・免税店の導入検討

等

国による支援

- 計画策定に係る費用
- マーケティング費用
- 着地型旅行商品等の滞在コンテンツの企画・作成費用
- 二次交通の整備に係る実証実験等の実施費用
- 受入環境整備、おもてなしの向上に係る費用 等

パッケージ支援

〈観光による活性化事例(埼玉県川越市)〉



[歴史的景観]



[多言語表記案内板]



[外国人も含めた賑わい]

歴史的景観を活かしつつ、滞在コンテンツの充実・外国人受入環境の整備等を総合的に実施

川越市外国人入込観光客数
H25年 45,000人
H19年 31,000人
(川越市HP「観光統計資料」より)
⇒ 平成19年比45%増

【「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業】

【目的】

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、歩いて動ける範囲で、商店、診療所などの生活サービスの提供や地域活動が行われ、集落からのアクセス手段が確保された「小さな拠点」の形成を推進する。

【概要】

条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪）において、「小さな拠点」の形成に資するため、市町村等が行う将来の生活圏のあり方の検討等の他、既存の公共施設を活用した拠点となる施設の改修等を支援。

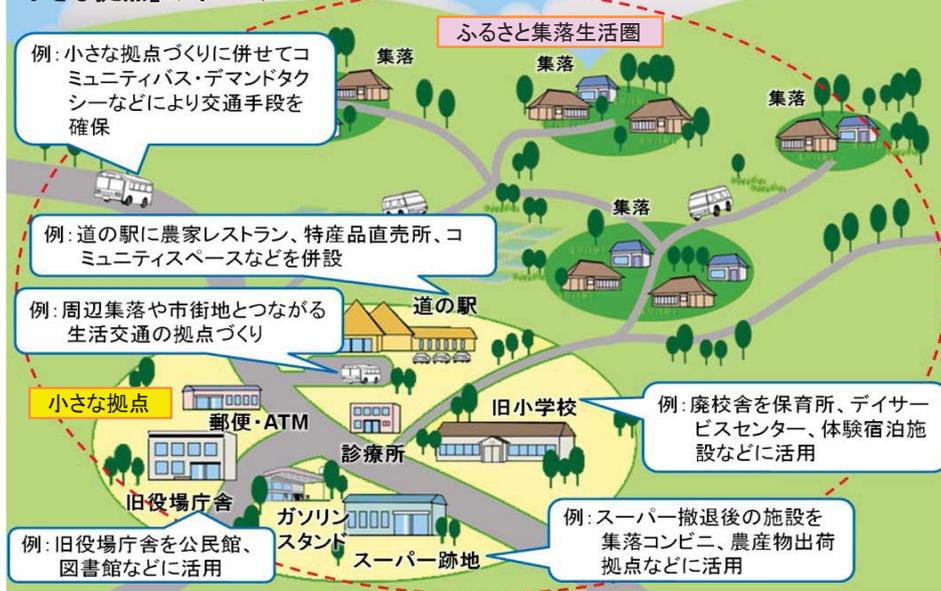
【プランづくり・社会実験】

将来の生活圏のあり方の検討、全体構想の検討・策定、具体化に向けた社会実験の活動に必要な取組に対して補助（上限300万円／年、2年間を限度）

【施設の再編・集約】

公益サービス機能等を維持確保するため、廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費の他、再編・集約に伴う廃止施設の除却費について補助（補助率 1/2 以内）

「小さな拠点」のイメージ



○予算額

27年度：事業費：510百万円
国費：270百万円
前年度：事業費：620百万円
国費：310百万円

【小さな拠点】

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所等の複数の生活サービスや地域活動の場を、歩いて動ける範囲に集めた、地域の拠点となる集落。図の ○ のエリア。

【ふるさと集落生活圏】

小さな拠点と周辺の集落とをコミュニティバスなどで結んだ圏域。小さな拠点に人々が集い、交流する機会が広がることで、新しい集落地域の再生を図る。--- で囲むエリア。

「小さな拠点」形成の事例 高知県四万十市 西土佐地域 大宮地区

集落からJA出張所（小売店とガソリンスタンド）が撤退したことにより、集落の存続が危ぶまれたため、地域の約8割の地区住民が出資し、小売店とガソリンスタンド、宅配サービス等の機能を持つ集落の「小さな拠点」を形成することで、集落の維持・存続を図った。（地区人口292人、世帯数134世帯（H27.7.1現在））

【道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保】

【目的・概要】

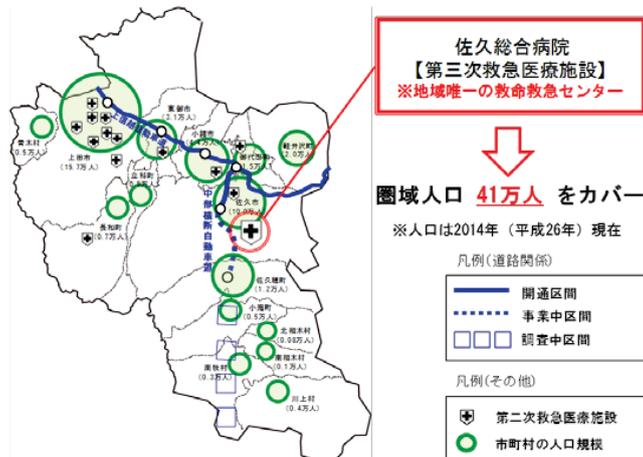
個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保する。

【医療体制の維持の例(長野県佐久市周辺)】

- 長野県佐久市周辺では、上信越道、中部横断道等の道路ネットワークにより緊急医療体制を構築
- 地域唯一の救命救急センターである佐久総合病院が41万人の圏域人口をカバー



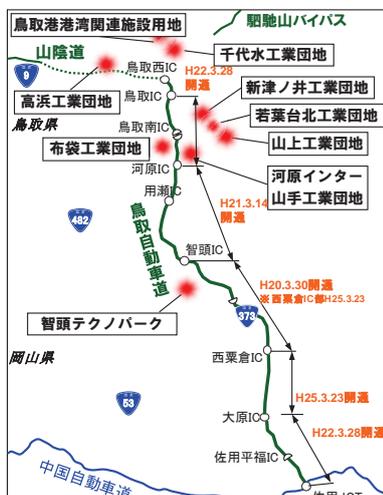
▲長野県内の高速道路ネットワーク



▲高速道路ネットワークによる救急医療体制の構築

【地域活性化による雇用創出の例(鳥取県東部地域)】

- 鳥取自動車道は、鳥取県東部地域と近畿・山陽方面のアクセス性を向上させ、沿線地域への企業進出を促進
- 平成14年度～平成25年度の12年間に鳥取県東部地域に進出した企業は延べ141社、約3,700人の雇用を創出



▲鳥取県東部の主な工業団地



▲鳥取県東部地域の企業進出状況(H14以降累積)

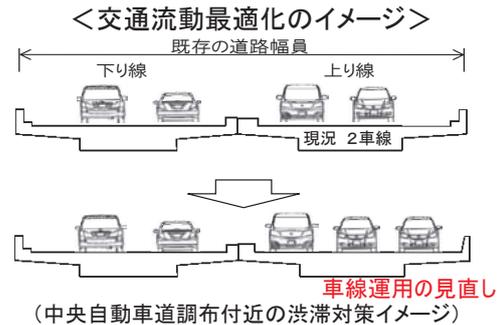
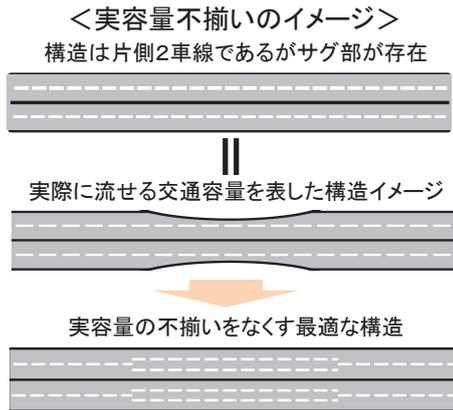
【ネットワークを賢く使う】

【目的】

時間損失、低い時間信頼度、交通事故、活力低下の克服を目指すため、今ある道路をもっと賢く使う取組を推進する。

■実容量の不揃いをなくす

- ビッグデータを活用して、最大安定交通量(実際に流せる容量)を把握。
- 把握した実容量の不揃いをなくして、科学的に交通流動を最適化。



■本線料金所を極力なくす

- 料金体系が異なる箇所にも多数存在している本線料金所をなくした運用を、試験的に実施

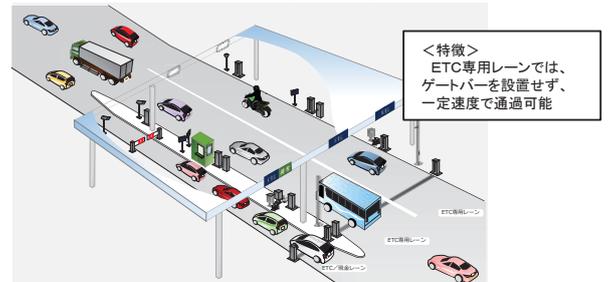
■"ETC2.0"で賢く使うユーザーの優遇と料金所革新

- 渋滞、事故等の状況に応じて、利用者が複数ルートを選べるシステムを導入
- "ETC2.0"の導入に合わせ、一定速度で通過できる新設計料金所を設置

＜"ETC2.0"による賢い経路選択(イメージ)＞



＜新設計料金所(イメージ)＞



■賢く事故削減

- 幹線道路では、「事故ゼロプラン」を引き続き推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用し、きめ細かく効率的な事故対策を実施。

＜ビッグデータを活用した対策事例＞

ビッグデータ分析により「急ブレーキ多発箇所」をピンポイントで特定



見通しを阻害していた植栽帯を剪定。急ブレーキ回数が減少。



参) 事故データや地域住民からの指摘等に基づき事故の危険性が高い区間(事故危険区間)を選定し、事故要因に即した対策を重点的・集中的に実施、完了後は効果計測しマネジメントサイクルにより逐次改善を図る取組

【空き家再生等推進事業】

【目的】

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う地方公共団体の取組を支援。

【概要】

除却事業タイプ

●対象地域

- ・空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画※2又は都市再生整備計画※3に定められた区域
- ・居住誘導区域※4を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

●助成対象費用と負担割合

助成対象	✓不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用 等			
事業主体	地方公共団体※5		民間(例) ※5※6	
負担割合 (除却等に要する費用は ■が 交付対象限度額)	国費	2/5	国費	2/5
	地方公共団体	2/5	地方公共団体	2/5
	地方公共団体	1/5	民間	1/5

【除却の事例】



※老朽化した空き家を除却し、ポケットパークとして活用

(注) 空き家住宅及び空き建築物に係るものについては、空家等対策計画に基づいて行われる場合に限る。ただし、平成27年度から3年間の経過措置期間を設ける。

- ※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
- ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域
- ※5 交付対象限度額あり((除却工事費+通損補償費)×0.8)
- ※6 国費は、地方公共団体補助の1/2

【予算額等】

○27当初
社会資本整備総合交付金 9,018億円の内数
防災・安全交付金 10,974億円の内数

活用事業タイプ

●対象地域

- ・空家等対策計画※7に定められた空家等に関する対策の対象地区
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画※8又は都市再生整備計画※9に定められた区域(居住誘導区域※10を定めた場合はその区域内に限る。)

●助成対象費用と負担割合

助成対象	✓空き家住宅・空き建築物を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する費用 等			
事業主体	地方公共団体		民間(例) ※11※12	
負担割合 (■が 交付対象限度額)	国費	1/2	国費	1/3
	地方公共団体	1/2	地方公共団体	1/3
			民間	1/3

【活用の事例】



※町家を滞在体験施設として活用

- ※7 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
- ※8 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※9 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※10 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域
- ※11 交付対象限度額あり(要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちのいずれか少ない額)
- ※12 国費は、地方公共団体補助の1/2

【予算額等】

○27当初
社会資本整備総合交付金 9,018億円の内数
防災・安全交付金 10,974億円の内数

【ロケツーリズムの推進】

【目的】

ロケ地を観光に活用したロケツーリズムに関しては、従来のロケの誘致に力点を置いたフィルムコミッションの取組と比べ、ロケの観光面での活用に関心を置き、地域活性化につなげることを目的として、ロケツーリズム連絡会（座長：（株）地域活性プランニング 藤崎慎一 代表取締役）を発足した。

こうした取組を促進し、ロケを契機とする地域に根差した観光振興のあり方について、他の地域への展開の可能性を含めて検討するため、本連絡会において、事例集やマニュアルの作成等について議論をしている。

【概要】

- 地域の自治体や民間等の方々が、ロケ地を観光資源として地域活性化を図るロケツーリズムに携わる際の参考となるよう、ロケツーリズムに係る先進的な取組を事例集としてとりまとめ、観光庁ホームページにて公開した。
- ロケツーリズムを効率的・効果的に推進するために、「ロケ支援度の向上」、「ロケ地行楽度の向上」、「ロケ地との連携」、「観光客増加・リピーター確保」の4つの視点を中心に自治体・民間事業者等の取組をまとめた。

ロケツーリズム事例集：

<http://www.mlit.go.jp/common/001034511.pdf>

【予算額等】 非予算

ロケツーリズム事例集で記載されている事例

神奈川県藤沢市

藤沢市では、ロケ誘致による観光振興、地域活性化を目的に、2002年9月にフィルムコミッションを設置。（事務局：藤沢市観光課内）年平均150件程度のロケ支援実績があった。（24年度は172件）その結果、平成24年の藤沢市の観光客は1,500万人となり10年前の約1.8倍に増加しており、直接効果で約3,500万円、テレビCM広告料に換算した間接効果で約54億円の経済効果があった。

工夫した点



“恋愛成就の鍵”
（龍恋の鐘・江の島）



江ノ電とのタイアップ企画



江の島限定販売
オフィシャルノートブック

伊豆急ロケーションサービス（LS）

伊豆急LSは、伊豆の活性化・観光振興を目的に、平成24年8月に伊豆急グループのロケ窓口を一本化し発足（鉄道ロケは20年以上前から実施）。沿線（伊東市・東伊豆町・河津町・下田市）の各機関とも協力してロケを受入。観光振興にロケを活用し始めている。

工夫した点



ロケギャラリーートレインの運行（車内でロケ地をご案内するギャラリー展を開催）

「ふるさとづくり有識者会議」については、
首相官邸ホームページをご覧ください。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hurusato/>)

